

令和 5 年

七ヶ浜町議会会議録

9月第2回会議	9月25日	開	会
	10月6日	閉	会

七ヶ浜町議会

令和 5 年 9 月 25 日（月曜日）

第 2 回七ヶ浜町議会定例会 9 月第 2 回会議会議録

（第 1 日目）

令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会9月第2回会議会議録第1号

令和5年9月25日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番	鈴 木 洋 市 君	2 番	鈴 木 篤 君
3 番	佐 藤 信 輝 君	4 番	能 勢 鯨 太 君
5 番	鈴 木 博 君	6 番	鈴 木 恵 子 君
7 番	佐 藤 直 美 君	8 番	熊 谷 明 美 君
9 番	佐 藤 壮 一 君	11 番	岡 崎 正 憲 君
12 番	歌 川 渡 君	13 番	仁 田 秀 和 君
14 番	安 倍 敏 彦 君		

欠席議員（1名）

10 番	遠 藤 喜 二 君
------	-----------

説明のため出席した者

町 長	寺 澤 薫 君
副 町 長	平 山 良 一 君
総 務 課 長	藤 井 孝 典 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
政 策 課 長	青 木 ゆかり 君
財 政 課 長	小 野 勝 洋 君
税 務 課 長	遠 藤 衛 君
町 民 生 活 課 長	宮 下 尚 久 君
産 業 課 長	鈴 木 昭 史 君
建設課長兼復興推進室長	鈴 木 英 明 君
水 道 事 業 所 長	稲 妻 和 久 君
国 際 村 事 務 局 長	後 藤 謙 一 君

子ども未来課長
健康福祉課長
長寿社会課長
会計管理者
教 育 長
教育総務課長
生涯学習課長

菅 井 明 子 君
関 本 英 児 君
沼 倉 隆 弘 君
鈴 木 正 実 君
須 藤 清 君
佐 藤 浩 明 君
遠 藤 裕 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
同 書 記

佐々木 祐 一 君
鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和5年9月25日（月曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第44号 副議長の選任について
- 日程第 4 議案第45号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第46号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 議案第48号 保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第49号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第50号 七ヶ浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第10 議案第51号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第52号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)

- 日程第13 議案第54号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 認定第1号 令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第7号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 報告第5号 令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第24 議案第57号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 議案第44号 副議長の選任について
- 日程第4 議案第45号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第5 議案第46号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第6 議案第47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第7 議案第48号 保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 49 号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 50 号 七ヶ浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 51 号 令和 5 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 52 号 令和 5 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 53 号 令和 5 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 54 号 令和 5 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 55 号 令和 5 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 56 号 令和 5 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 認定第 1 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 2 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 3 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 4 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 認定第 6 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 認定第 7 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

日程第 23 報告第 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日9月25日は休会の日ですが、議事の都合によりこれより令和5年度第2回七ヶ浜町議会定例会を再開し、9月第2回会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会9月第2回会議の会期は、本日から10月6日までの12日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、9月第2回会議の会期は、本日から10月6日までの12日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

7月26日、8月31日、9月22日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通しをお願いします。

なお、本日の会議の説明に出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会9月第2回会議の開会に当たり、令和5年定例会6月会議以後における行政報告を申し上げます。

6月4日、七ヶ浜町消防団消防演習が挙行されました。規律を正し、団員同士の団結力を高めることが目的で、町消防団員139名が日頃の訓練の成果を披露しました。演習では、分列行進や通常点検、各分団及び本部女性班による小隊訓練、ポンプ操法、一斉放水などが披露され、どの演技もすばらしく伝統が確実に引き継がれていることを感じることができました。地域を知り尽くし、住民からの信頼も厚い消防団員の果たす役割は大きく、今後の活躍が大いに期待されます。

また、近い将来発生が予想されている「宮城県沖地震」や激甚化する自然災害を踏まえ、住民の生命を守ることを最優先として、火災や災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、訓練を積んでおくことの重要性をこの消防演習を通じて再認識することができました。

7月2日、第29回みやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会がツアー・ウェーブ湊浜ビーチパークを主会場に開催されました。当日は強い日差しが照りつける中、厳しい暑さではありましたが、411人の鉄人がスイム・バイク・ランで自らの限界に挑み、初夏の七ヶ浜を駆け抜けました。

7月6日、令和3年及び令和4年に起きた福島県沖地震により被災した七ヶ浜健康スポーツセンターは、アリーナ部分の工事が完了し、利用を再開いたしました。また、旧レストランエリアも利用目的を変更し、アクアスタジオと改名し、利用を開始しております。

7月14日、菖蒲田海水浴場の開設に向け安全祈願祭が行われ、期間中の利用者の安全と好天を祈願いたしました。

今年は、日本各地で記録的な猛暑となり、本町においても連日30度を超える状況が続き、涼を求める海水浴客にとりましても好条件とは言えない中、そういう状況ではありましたが、来場者数は6万2,503人となり、昨年を大きく上回りました。開設中は、熱中症による搬送や海難事故等もなく、七ヶ浜らしい夏の光景を見ることができました。

また、8月11日には、菖蒲田浜海岸より七ヶ浜町町制施行65周年記念花火が打ち上げられ、七ヶ浜町の「町章」や「65」をかたどった創作花火などで夏の夜空を彩り、約8,600人の観客

を魅了しました。

7月15日、友好の町である山形県朝日町からも21人の子供たちが参加し、「海の子・山の子交流会」海のつどいが行われました。当日は、両町の子供たちはダーツ大会で盛り上がりを見せ、宮城県水産総合技術センターではふだんあまり見ることのできないアワビの稚貝やヒラメの稚魚を見ることができ、驚きの様子を見せていました。

8月3日から9日まで、米国マサチューセッツ州の姉妹都市であるプリマス町から、キム・セイバリー教育委員を団長とした青少年10名を含む総勢16名の訪問団が4年ぶりに来町されました。一行は早速、町役場を表敬訪問し、その後、町内の復興状況を視察して回りました。滞在期間中は、瑞巖寺、円通院の見学やけん玉体験などを通じ日本の文化にも触れました。また、訪問団のうち青少年たちは、七ヶ浜国際交流協会主催の「セブンビーチパーティ」など民間団体のイベントにも参加されておりました。

8月8日には、プリマス、七ヶ浜両町の教育関係者によるShichigahama Summit2023が行われ、子供たちの現状やこれからの取組などについて、活発に意見が交わされました。その意見交換をもとに、「私たちは子どもたちが将来幸せになるために、七ヶ浜とプリマス協働でこれから先取り組んでいきます」との宣言をまとめることができました。これまで姉妹都市交流を33年間継続してきた両町の絆がより強まったと感ずることができた瞬間でもありました。

8月22日、七ヶ浜町長選挙及び七ヶ浜町議会議員一般選挙が告示され、町長選挙は無投票となりましたが、8月27日、七ヶ浜町議会議員一般選挙の投票が行われました。本町の有権者数は1万5,320人で、投票者数は6,974人となり、投票率は45.52%と、前回平成27年を12.43ポイント下回る結果となりました。

9月10日、4年ぶりとなる町内連携推進事業を開催したところ、湊浜地区をホスト地区として、松ヶ浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜、境山、遠山の7地区の役員20名が参加しました。当日は、地域の歴史や郷土文化を知るため、湊浜地区の方々の案内で薬師堂や磨崖仏を見学し、その後、湊浜地区避難所において、地区運営の方法や課題について意見交換会が行われました。

意見交換では、地区運営を担う後継者の確保、育成の取組や今後の方策、事業を実施するための組織体制など多岐にわたり活発な意見が交わされ、参加者からは「各地区の取組を聞いたよい機会だった」、「大変参考になった」との言葉が多く聞かれました。

9月16日、七ヶ浜国際村を会場に敬老会を開催したところ、61名の方に出席をいただきました。本年9月1日で敬老の日を迎えられた75歳以上の方は3,121名で、喜寿の方218名と米寿の方107名、そして、90歳以上の方390名には、町より敬老祝い金が贈呈されました。また、めで

たく100歳を迎えられた4名の方には、内閣総理大臣と宮城県知事からそれぞれ祝い状が送られております。改めて、敬老を迎えられた皆様にお祝いを申し上げますとともに、これからもお健やかで幸せな毎日が続きますようお願いいたします。

9月21日から30日まで全国一斉に「秋の交通安全運動」が展開されております。本町では「高齢歩行者・高齢運転者の交通事故防止」を重点事項に掲げております。9月21日には4年ぶりとなる交通安全のり出し作戦及び9月24日には交通安全車両パレードを実施することができ、広く住民に交通安全を呼びかけることができました。本町の飲酒運転による事故は、令和4年はゼロでしたが、令和5年は7月までに1件発生しております。飲酒による運転行為は犯罪であり、一瞬にして人命を奪う重大な事故にもつながります。関係者一丸となって飲酒運転根絶に向けて取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について報告をいたします。

国では、令和5年新型コロナウイルスワクチン秋の接種については、9月20日から初回接種を終えた生後6か月以上の希望する全ての方を対象に、オミクロン株・XBB1.5に対応したワクチン接種を開始することを決定しました。

本町では、明日9月26日より当分個別接種で対応することとし、集団接種については、国からのワクチンの供給量が少ないため実施できず、必要なワクチンが確保でき次第、実施することとしております。本町の接種対象者は、約1万2,000人となっております。接種者には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で判断をしていただきますが、重症化を防ぐ一つの手段でもありますので、希望される方全員が安心して接種できるよう接種体制を整えてまいります。

今後も国などの情報を収集しながら、引き続き、町民の安全・安心への対応を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。行政報告といたします。

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長より3期目に当たりましての挨拶と提案理由の説明があります。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 皆さん、おはようございます。

本日、七ヶ浜町議会9月会議第2回の開催に当たり、お一人が欠席されておりますが、議員の皆様の出席を賜り誠にありがとうございます。

初めに、議案審議に進む前に私の3期目のスタートに当たり、町政運営に係る所信の一端を述べさせていただきます。

9月12日の初議会でも挨拶の中で話をさせていただきました。重複する部分が多くありますが御了承いただきたいと思います。

あの東日本大震災から12年半が過ぎ、改めて今日の七ヶ浜町が復興を遂げることができたのもひとえに町民の皆様のご理解と御協力、そして国内外からの心温まる御支援と関係者の皆様のご尽力のたまものであり、心より感謝と御礼を申し上げます。

そして、復興後の新しいまちづくりに向けた七ヶ浜町長期総合計画の策定を終えた矢先、今度は世界的なパンデミック、新型コロナウイルスの感染拡大は人類を震撼させる勢いで猛威を振るい、本町におきましてもワクチンの集団接種など、既に4年に及ぶ感染症への対応が今も続いている状況でございます。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻は長期化し、燃料や物価の高騰をはじめ、世界情勢に大きな影響を与え、私たちの生活にまでその厳しさが及んでおります。

さらに、大規模自然災害は容赦なく全国各地で発生し、住民生活に苦難を強いております。また、気候変動においても、環境の異変は日々のなりわいを通じて私たちが実感するまでに至っております。

このように、戦争、疫病、大規模災害、気候変動とまさに今、枚挙にいとまがない状況下にあります。そして先が読めない、答えのない混沌とした時代でもあります。

そんな中で、やはり住民が望むのは安全で安心して暮らすことができ、そこに住む人たちの心が通い合い、健やかで幸せに暮らせることが願いであると思っております。

それでは、私の考えるまちづくりの6つの政策軸について説明をさせていただきます。これまでも「心かよう健幸のまちづくり」をテーマとして掲げ取り組んでまいりました。これからの4年間では、さらにブラッシュアップし挑戦を続けてまいります。

1つ目は、防災であります。

全国各地で大規模自然災害が多発し激甚化しております。今後も、東北大学災害科学国際研究所をはじめ、関係機関と連携を図るなど、地域力の強化に取り組んでまいります。

2つ目は、人材の育成であります。

子供たちの体の中に財産として、英語を通し表現力やコミュニケーション力をさらに高めて

まいりたいと考えております。これまで小学校の部でその取組が評価され、エレック英語教育賞、文部科学大臣賞を受賞いたしました。さらに、現在中学校が取り組む七ヶ浜ラウンドシステムを充実させ、今後さらに磨きをかけ取り組んでまいります。

一方で、本町でも今後、少子化の進展が予見されることから、近い将来を見据え本町における学校施設再編ビジョンの検討に取り組んでまいります。

3つ目は、攻めの福祉であります。

課題であった待機児童につきましては、令和4年度に民間の保育所が開所したこともあり、待機児童が解消されましたが、今後も本町の子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、町民の健康づくりに関しましては、現在、県内でも下位に位置づけられていることから、重要課題として受け止め「普段着の健康づくり」をテーマに、ダーツをはじめ新たに町民の皆さんが気軽に取り組めるプログラムや、モデル地区を設けて具現化してまいりたいと考えております。

あわせて、ハード面におきましても、健康づくりの拠点である母子健康センターの在り方や改築について検討を重ね計画を進めてまいります。

4つ目は、地域をもっと元気にする取組として、地域力の構築であります。

地域の力は町の原動力であります。この町でお互いに顔の見える関係、そして心を通わせ、支え合う関係が、七ヶ浜ならではのよき風土と思っております。これまでも、地域での行事やお祭りをはじめ小学校との地区民合同運動会などを通じて親睦を深めてきたように、引き続き、地域が元気になるよう共助の力を高めるために取り組んでまいります。

5つ目は、地域の足を強くする交通対策であります。

町民バス「ぐるりんこ」は、令和5年2月に利用者数150万人を達成しました。今後も利用者ニーズの把握と分析を加えながら、効果と効率のよい、きめ細かく地域の足として持続可能な公共交通対策に取り組んでまいります。

6つ目として、まちを生き生きさせる取組の地場産業への新たな挑戦であります。

本町ゆかりの西洋野菜ルバーブに加え、宮城県漁協七ヶ浜支所と取り組んできたトリ貝の生育につきましては、飼育拡大など新たな成果も見えてきました。まだまだ課題はありますが、引き続き、七ヶ浜産としてのブランド化や、販路の開拓や販売促進に取り組んでまいります。

以上、これまで取り組んできた6つの政策軸と連携させ、七ヶ浜の魅力を高めるため、新たなまちづくりとしてのショーケースとなるよう、従容のまちづくりに取り組んでまいります。その第一歩として、菖蒲田浜地区の一部エリアを選定し取り組んでまいります。

さらに、デジタルの進展は、これから私たちの生活の全てに大きく溶け込んでくることが予見されます。DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進も本町において生活の利便性や多様なライフスタイルとしても未来へつなぐ重要な項目と捉えております。今後も情報がアンテナを高くして、状況の把握と活用の模索に努めてまいります。

以上、私のまちづくりの基本軸は、いつの時代も町民の皆さんが心を通わせ、健康で、安全で、安心して、質の高い教育が受けられ、住みやすいまちをつくり上げていくことが最重要テーマであります。これからの4年間、まちづくりへの新たな決意と情熱を持って、全力で職務に邁進する所存でありますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ所信表明とさせていただきます。

それでは次に、今議会に係る提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第44号から第57号までの14議案、また、令和4年度各種会計の決算認定が7件、令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告が1件であります。

初めに、議案第44号副町長の選任につきましては、令和5年9月30日をもって副町長の任期を満了されます平山良一氏を副町長として再任することについて同意を求めるものであります。

議案第45号教育委員会の委員の任命につきましては、令和5年9月30日をもって委員の任期を満了されます我妻典夫氏を教育委員会の委員として再任することについて同意を求めるものであります。

議案第46号教育委員会の委員の任命につきましては、鈴木 博委員の辞職に伴い、新たに岩本寿美子氏を任命することについて同意を求めるものであります。

議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、山田芳司氏の任期満了に伴い、新たに前木幸悦氏を選任することについて同意を求めるものであります。

次に、議案第48号保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の実施についての施行に伴い、規定を整理するものであります。

次に、議案第50号七ヶ浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまし

ては、令和6年4月1日より七ヶ浜町下水道事業を地方公営企業の規定の全部の適用を受ける事業へ移行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号から議案第56号までは補正予算であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

議案第51号は、令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）であります。補正の額は3億5,152万8,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ77億8,760万6,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、人事異動に伴う職員人件費へ追加、財政調整基金積立金等へ追加、公共施設管理基金へ追加、さくら放課後児童クラブ駐車場整備工事、松くい虫伐倒駆除事業、第一スポーツ広場固定テント設置工事等であります。主な財源としましては、地方交付税、繰越金、町有建物災害共済金等を充当しております。また、債務負担行為補正を6件、地方債補正を2件計上しております。

議案第52号は、令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は606万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ5億6,006万9,000円とするものであります。主な内容としましては、令和4年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、一般職手当及び消費税への追加等であります。

議案第53号は、令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は530万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ23億5,337万5,000円とするものであります。主な内容としましては、令和4年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

議案第54号は、令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定における補正の額は1億97万1,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億9,397万1,000円とするものであります。主な内容としましては、令和4年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、国・県等に対する返還金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。サービス事業勘定における補正の額は24万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ657万3,000円とするものであります。主な内容としましては、繰越金の整理であります。

議案第55号は、令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は205万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ2億3,556万7,000円とするものであります。主な内容としましては、令和4年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、後期高齢者医療広域連合納付金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

次に、議案第56号は、令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）であります。3条予算収益的支出の営業費用に251万6,000円、営業外費用に127万円をそれぞれ追加するものであります。補正の内容としましては、漏水等に対応するための費用、人件費の整理及び消費税等納付に係る費用の追加であります。

次に、認定第1号から認定第7号までは、令和4年度各種会計の決算認定であります。これらにつきまして私からの説明は省略させていただきますが、後日開催が予定されている決算審査特別委員会におきまして各課長等から説明申し上げます。

次に、報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定されております令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。普通会計は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出されず、また水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足比率は算出されないことから、良好な状態にあると認められております。

次に、議案第57号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案等について説明いたしました。慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第3 副町長の選任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第44号副町長の選任についてを議題といたします。

この際、平山良一副町長の一身上に関する議題でありますので、平山良一副町長の退場を命じます。

〔副町長 平山良一君 退場〕

○議長（安倍敏彦君） 当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、御提案いたしました平山良一氏につきましては、行政経験豊富な元町職員でございます。そして、平成27年10月からは副町長を務めておられます。平山氏は財政部門を長く経験しておられ、当町の財政状況はもとより、町の歴史的な経緯なども熟知されておられます。安定した行政運営を今後も継続していくためには平山氏の存在が必要不可欠でございます。

また、平山氏は誠実かつ温厚な人柄で職員からの信頼も非常に厚く、識見・力量ともに卓越しております。その一方で仕事に対しては、誰よりも厳しく、妥協を許さない姿勢で取り組まれており、まさに当町の副町長としてふさわしい方であります。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することにいたしました。

ここで平山良一副町長の入場を願います。

〔副町長 平山良一君 入場〕

○議長（安倍敏彦君） ここで、ただいま選任されました平山良一副町長に御挨拶をお願いします。

○副町長（平山良一君） 議長よりお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは3期目の選任に同意する議決をいただき、ありがとうございました。改めまして、その職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いであります。

もとより微力ではありますが、寺澤町長が掲げる「心かよう健幸のまちづくり」の補佐役として、重要施策の推進や課題の解決に向け力を尽くし、誠心誠意取り組んでまいります。職員と力を合わせ、町長を支え、町民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる住みやすいまちの実現に向け努めてまいりますので、皆様の御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

日程第4 議案第45号 教育委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第45号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 御提案いたしました我妻典夫さんは、令和元年10月1日から町教育委員に就任し、令和2年10月1日からは教育長職務代理者として御尽力をいただいております。我

妻典夫さんは強いリーダーシップと協調性を兼ね備えた方で、保護者からの厚い信頼を得ていたこともあり平成10年度から平成13年度までの4年間、七ヶ浜中学校のPTA会長を務められました。また、平成14年度から平成15年度においては、それまでの豊富な経験と優れた識見が認められ七ヶ浜中学校と亦楽小学校の評議員も務められた方でもあります。さらに、平成7年度から令和4年度までの28年間の長きにわたり第10分団の消防団員として在籍し、令和3年度から令和4年度においては第10分団の分団長として御活躍された方でもあります。地域活動においても汐見台南勝手に応援部の立ち上げや代ヶ崎浜地区のおはじきアート作成にも中心的に取り組まれるなど、地域ボランティアにも熱心に活動されている方でもあります。また、今年の4月からは七ヶ浜町観光協会の会長に就任され、名実ともに日々本町のために尽力されており活躍されている方でもあります。

そのような我妻さんの誠実な人柄、七ヶ浜町への愛情の深さ、地域活動における豊富な経験、そして教育に対する姿勢や熱意は今後も本町の教育行政に欠かせないものであり、大いに寄与していただけるものと考え再任を提案するものであります。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、本件に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしと認めます。本件は同意することに決しました。

日程第5 議案第46号 教育委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第46号教育委員会の委員の任命について議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 御提案いたしました教育委員会委員の任命につきましては、平成29年10月から教育委員として御活躍いただいております鈴木 博氏が、令和5年8月21日付で教育委員を辞職されたことから新たに任命するものでございます。

岩本寿美子さんは、昭和54年4月から今年の4月まで東北発電工業株式会社に勤務されておりました。その間、平成25年8月からは事務グループ課長として各支社を歴任し、令和元年8月から退職されるまで新仙台支社副支社長の要職に就かれ、会社経営に多大なる貢献をされて

きた方であります。

また、岩本さんは会社に勤務しながら2人のお子さんも育てられました。令和7年度には、亦楽小学校5学年PTA委員長、亦楽地区PTA副委員長を務められ、平成9年度から平成10年度においては亦楽小学校PTA理事として町の学校教育において御尽力された方でもあります。

岩本さんは、保護者としての視点とこれまで培ってこられた企業人としての視点と見識を生かし、子供たちにとって将来必要だと思うことをしっかり伝えていきたいと考えているとのこととであります。岩本さんの人柄や鋭い洞察力、そして、教育に対する熱い思いは、本町の教育行政に必ず寄与していただけるものと考え提案するものでございます。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。毎回同じような質問であります。

町の長期総合計画においても町民参加型の行政ということで掲げております。

そこで、今回についても公募の考えはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） これにつきましては、識見・人格をいろいろお聞きいたしまして、そして活動等、そして企業での業務の状況、そして人事管理等も含めていろんな多方面にわたってお聞きしてこの方を選ばせていただきました。そのゆえに、公募をする考えはございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町長説明をされました。前任者8月21日付で辞職されたということでもあります。

そこで、この新任者を任命するに至る経過というか、この岩本さんという方をどういう形というか、選出されたのか。例えば、新任対象者を数人、どういう形で選出されたのか。そして、複数的な者がいて、そこで数人の中から岩本氏を任命したのか、その点。

いわゆる任命するに当たっての人選をどういうふうにしたのか、そういうことを御説明求めたいと思います。至る経過について。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この議会に際して選任したというよりは、日頃の活動等、そして以前から大分前から存じ上げておりまして、町のいろんな行事といえますか、そういった方でもお会

いして、そして企業人として勤められて、いろいろ転勤とかもあって各地区を回られたとか、そういったことも含めて、何人かいろいろと日頃から選定している中でこの方がいいなというふうなことで以前から選定の一人にしたいなと思っていたものですから、今回選定をさせていただきました。（「以上」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 議案第47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 御提案いたしました前木幸悦さんにつきましては、昭和54年4月から令和4年7月までの長きにわたり税務署に勤務され、平成19年7月には佐沼税務署の総務課長、平成22年7月からは盛岡税務署、仙台北税務署及び郡山税務署の特別国税調査官を歴任されました。これまで税務に係る様々な問題解決に向けて従事する国税調査官として手腕を発揮された方であり、税務に関する豊富な知識と実務経験を有している方であります。また、令和4年9月から東北税理士会に所属し、税理士として開業されております。

固定資産評価審査委員会のより一層の中立性・客観性が求められる中、前木氏は人格・識見に優れ、社会の実情にも精通しており、山田芳司氏の後任委員として適任と判断し提案するものでございます。

御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意するものに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第7 議案第48号 保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第48号保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議案第48号保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

保育所条例及び七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、提案理由にもありますとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の7ページを御覧ください。

保育所条例の一部改正につきましては、第2条第4号の「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものです。

同じく議案参考資料の8ページから10ページを御覧ください。

七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、第15条第1項第2号の「同条第

9 項」を「同条第10項」に、第51条第3項の「同項第2号」を「法第19条第2号」に改めるものです。

議案書6ページを御覧ください。

附則にもありますとおり、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第49号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第49号七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議案第49号七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、提案理由にもありますとおり、放課後児童健全育成事業の実施について（令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の施行に伴い、規定を整理するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の12ページを御覧ください。

附則第3条の「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての

業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改めるものです。

議案書8ページを御覧ください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 七ヶ浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第50号七ヶ浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第50号七ヶ浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

提案理由は、令和6年4月1日より七ヶ浜町下水道事業を地方公営企業法の規定の全部の適用を受ける事業へ移行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

こちらは、地方公営企業法の規定によりまして、地方公共団体が地方公営企業を経営しようとする場合は、その設置条例を設けなければならないということに謳われていることから、本条例の改正になります。

別冊の議案参考資料の資料7、13ページを御覧ください。

こちら新旧対照表になります。

まず、条例名についてですが、既存の水道事業の設置条例名に下水道事業を加え、七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例としております。

続いて、第1条第2項及び第1条の2についてでございます。こちらは地方公営企業法において、適用する事業と適用開始日を条例で定める旨が規定されているため、本条例で定めるものであります。

続いて、第2条です。第2条は、経営の基本の規定に下水道事業を追加したものであります。現行の第2項から第4項の水道事業に関する内容を第2項各号にまとめ、第3項に下水道事業に関する内容を規定してあります。

続きまして、14ページを御覧ください。

第3条第1項は、地方公営企業法等の規定に基づき上水道事業と同様に下水道事業においても管理者を置かない規定としたものであります。

第2項は、上下水道事業の管理者の権限に属する事務処理を上下水道事業所に置く内容であります。

これから以下の条項につきましては、下水道事業の追加や事業所名の改正等に伴う文言等の整理であります。

また、附則にてお諮りしている11の各条例についてですが、これらはただいま説明しました本則の改正に伴う文言等の整理による改正でございます。

議案書の11ページを御覧ください。

附則第1項についてでございます。

こちら記載のとおり、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第51号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第51号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書の15ページをお開き願います。

第1条は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,152万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億8,760万6,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を補正するものであります。

19ページをお開き願います。

第2条は債務負担行為の追加6件であります。

1つ目は、花と緑のまちづくり推進事業として限度額を330万円とするもので、来年度予定している花の苗などの数量、種類が多いため期間を広く取る必要があることから、今年度中に契約を済ませておくこととしたものであります。

次に、2つ目の企業版ふるさと納税推進業務委託につきましては、民間企業に対し町が取り組んでいる企業版ふるさと納税の対象事業に関する情報の提供等を行う業務で、限度額を寄附金額の15%以内に相当する金額とし、期間を令和5年度から令和6年度までの複数年の業務委託を締結するためのものであります。

3つ目の七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事につきましては、令和6年度までの2か年の事業期間を予定し、今年度といたしまして、当初予算のほうに1億5,000万円を計上しております。2か年の総額がほぼ確定したため、令和6年度分を1億4,000万円とし、事業総額を2億9,000万円とするものであります。

4つ目から6つ目の障害者地域活動支援センター指定管理、スポーツ施設指定管理及び七ヶ浜健康スポーツセンター指定管理については、現在契約している指定管理者との契約が今年度末までとなっていることから、次の契約に向け準備期間となる今年度を含めまして、期間は令和10年度までの6年間とし、限度額につきましては、障害者地域活動支援センター指定管理は1億4,720万円、スポーツ施設指定管理は2億7,012万円、七ヶ浜健康スポーツセンター指定管理は8億2,632万円とするものであります。

次ページ、20ページをお開き願います。

第3表は地方債補正2件分の変更であります。

まず、臨時財政対策債については、発行可能額が確定したことから736万4,000円を減額し

3,763万6,000円に、急傾斜地崩壊対策事業は、県事業として湊浜熊野地区が新たに追加されたことから、その財源として100万円を追加し830万円に変更するものであります。

今回補正する主なものにつきましては、確定した地方交付税の整理や令和4年度決算に伴う繰越金の整理、4月に行いました人事異動等に伴う人件費の整理、さくら放課後児童クラブ駐車場舗装工事、松くい虫伐倒駆除委託料への追加、町道や公園の支障木剪定・伐採委託料への追加、第一スポーツ広場固定テント設置工事、野球場漏水修繕工事などであります。

それでは、歳入のほうから説明いたします。

23ページをお開き願います。

10款1項1目地方特例交付金518万7,000円の減額は、今年度分の地方特例交付金が確定したことによるものであります。

11款1項1目地方交付税1億円の追加は、7月本算定により普通交付税が確定したことから財源として追加するものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金64万2,000円は、前年度分介護保険低所得者保険料軽減負担金が確定したことによる精算分で、追加される繰出金の財源となるものであります。

2項3目衛生費国庫補助金126万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の財源として措置されるもので、補助率につきましては10分の10であります。

16款1項2目民生費県負担金5,000円は、さきに説明しました民生費国庫負担金と同様でありまして、介護保険低所得者保険料軽減負担金が確定したことによる精算分で、繰出金の財源となるものであります。

2項3目衛生費県補助金13万5,000円は、こちら当初予算歳出のほうに塵芥処理費に計上しておりますごみ分別パンフレット印刷代に新たに県の補助交付が決定したことから財源を組み合わせるもので、補助率につきましては2分の1であります。

次ページ、24ページになります。

4目農林水産業費県補助金466万円は、松くい虫伐倒駆除事業の追加が認められたことによる県補助金への追加であります。

16款3項1目総務費委託金3万3,000円は、宮城県議会議員選挙執行経費増額補正に伴う財源となるものであります。

18款1項2目指定寄附金25万6,000円の内訳を説明しますと、まず5万6,000円は星の子弦楽団からの寄附で、被災者の地区活動にとのことから安心・元気な地域社会づくり補助事業に、20万円については七ヶ浜ロータリークラブからの寄附で、中学校の楽器購入にとのことから当

初歳出予算に計上しておりました吹奏楽部楽器購入代にそれぞれ充当するものであります。

19款 1 項 1 目国民健康保険事業特別会計繰入金 3 目介護保険特別会計繰入金 4 目後期高齢者医療特別会計繰入金は、いずれも令和 4 年度決算により一般会計負担分の精算に伴うものであります。

25ページになります。

2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金4,694万6,000円の減額については、令和 5 年度の財源として当初多くを見込めなかった交付税や繰越金などが今回財源として見込めることとなったことから、当初予定していた繰入額を減額するものであります。

6 目森林環境整備基金繰入金434万5,000円は、今回歳出へ計上しておりますさくら放課後児童クラブの座卓作成委託料へ34万5,000円と、君ヶ岡公園枯れ木伐採事業へ400万円をそれぞれ充当するものであります。

20款繰越金 2 億1,493万円については、令和 4 年度の剰余金が確定したことにより追加補正するものです。

21款 4 項 3 目雑入の7,400万4,000円は、令和 3 年 2 月と令和 4 年 3 月発生の福島県沖地震で被害を受けましたアクアリーナや中学校、町営住宅等の町有建物損害に対する宮城県町村会からの災害共済金で、公共施設管理基金積立金への財源とするものであります。

22款 1 項 1 目臨時財政対策債736万4,000円の減額は、発行可能額が決定したことによるものであります。

4 目急傾斜地崩壊対策事業債100万円は、県事業として湊浜熊野地区の設計分が新たに認められたことからその財源として追加するものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、職員人件費の給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金については、職員の人事異動等に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

26ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目一般管理費 1 節報酬の42万6,000円は、今後の情報公開と審査請求があった場合に対応するため、審査会 6 回分を委員報酬へ追加するものであります。

8 目諸費 1 節報酬21万7,000円については、特別職給料等審議会 3 回分を委員報酬へ追加するものであります。

14節工事請負費49万1,000円は、町道七ヶ浜横断線の笹山団地入り口付近、大政産業の事務所付近であります。こちらの横断歩道設置予定箇所への防犯灯新設工事を追加するものであ

ります。

次ページの22節償還金、利子及び割引料7,529万6,000円は、国及び県に対する過年度補助事業等の実績報告に基づく精算による返還金で、主なものにつきましては、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金や子どものための教育・保育給付交付金などであります。

なお、今回返還額が多くなったことにつきましては、当初予算編成時に確定できない事業について、多めの予算確保と交付申請をし申請漏れや申請期限の通知遅れに対処したということからの措置でありました。

次に、10款財政調整基金費 1 億746万4,000円の追加は、令和 4 年度決算に伴い、法令で義務づけられております決算剰余金の 2 分の 1 を積み立てるものであります。

15目公共施設管理基金費7,500万円は、各施設の老朽化に対応するため、今後の対策として積み立てるものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費12節委託料100万3,000円は、国外転出後も個人番号カード、公的個人認証の継続利用を可能とするため、関連法改正が施行されたことに対応するためのシステムの改修費用等でございます。

28ページを御覧ください。

4 項 1 目選挙管理委員会費12万2,000円は、今後委員会開催を 4 回予定していることから委員報酬へ追加するものであります。

29ページを御覧ください。

6 項 4 目七ヶ浜国際村運営費10節需用費の70万円については、内訳としましては、エントランス前、中庭の各所洗い出しの浮き修繕、こちらに50万円、それから、ホールの建具修繕20万円をそれぞれ追加補正するものであります。

12節委託料50万につきましては、障害者駐車場脇にあります支障木の剪定業務委託料であります。

7 目震災復興推進事業費の22節償還金、利子及び割引料の376万5,000円は、防災集団移転促進事業で整備しました笹山地区の方から貸付けとしていた土地の購入申出がありまして、その売却した土地の整備費用にかかった国費相当分を国へ返還するものであります。

9 目七ヶ浜アロープログラム事業費23万5,000円は、ダーツを用いた健康施策講演会開催の関係費用を追加するものであります。

次ページの30ページになります。

12目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業費30万1,000円は、定例会 6 月

会議にて、理容・美容事業者支援事業費補助金として35事業者分を計上しておりましたが、その後の調査で3店舗が新たに該当すると判明したことから追加するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金20万3,000円は、国民健康保険事業特別会計の職員人件費分の繰出金を追加するものであります。

3目老人福祉費138万9,000円は、介護保険特別会計の事務費分と前年度分低所得者保険料軽減負担金が確定したことによる精算分を繰出金として追加するものであります。

31ページになります。

3款2項5目保育所費10節の需用費36万3,000円は、保育所の廊下網戸張り替えや業務用冷凍冷蔵庫等修繕料を追加するものであります。

7目子育て支援センター運営費130万円は、ランチルーム、こちらは旧3歳児の保育室のエアコンが故障し修理不能となっておりまして、乳幼児健診等に支障を来すことから更新工事を行うものであります。

8目放課後児童健全育成事業費12節委託料の34万5,000円は、さくら放課後児童クラブ改築工事に伴う県産材を利用しての座卓6台分の製作委託料であります。

14節工事請負費2,200万円は、同じくさくら放課後児童クラブの駐車場舗装整備工事で、内容につきましては、建物西側の舗装工が約850平米、蓋がけ側溝工が145メートル、メッシュフェンス設置工が約75メートルなどとなっております。

次に、17節備品購入費170万5,000円についても、さくら放課後児童クラブ改築工事に伴うものでありまして、ブラインド、カーテン、机、椅子及びロッカー等の購入費となっております。

32ページを御覧ください。

4款1項7目環境衛生費と、同じページの一番下から次ページにまたがります2項清掃費の一部事務組合負担金の減額につきましては、それぞれの本年度分負担金が確定したことに伴い整理するものです。

前に戻りまして、4款1項9目新型コロナウイルス感染症対策事業費126万8,000円は、今後見込まれるワクチン接種に必要な経費等を追加しております。

33ページを御覧ください。

6款2項1目林業総務費665万8,000円は、松くい虫伐倒駆除事業への追加で、事業規模の増額を認める通知があったことから委託料へ追加補正するものであります。

34ページになります。

6款3項3目漁港管理費29万4,000円は、こちらは菖蒲田漁港西側船揚場の海底に船舶進行

の妨げになる支障物らしきものがあるとの情報が寄せられたことから、潜水調査を行うものがあります。

8款1項1目土木総務費の100万円は、歳入でも説明したように、急傾斜地崩壊対策の県事業として湊浜熊野地区の設計分が新たに認められたことから負担金を追加補正するものであります。

2項2目道路維持費650万円につきましては、内訳を申しますと、まず町道小田小友線、こちらはよっちゃ食品前の町道になります。それから、そこに隣接します東宮浜笠岩の認定外道路で、車両通行や民家に支障があり樹木等の剪定や伐採業務を行う必要があるため追加するものであります。

次ページになります。

3項2目災害公営住宅維持管理基金費243万2,000円は、令和4年度維持管理費精算分で維持管理基金積立金へ追加するものであります。

4項2目公園管理費10節の需用費26万円は、猛暑で雨不足となったため、長須賀多目的広場芝生へのかん水作業4回分の水道料であります。

12節委託料910万円は、3か所の樹木の剪定や伐採業務委託料への追加となります。3か所分です。

内容としましては、まず1か所目が、汐見台南入り口にあります桜つつみの樹木剪定業務委託として、つつみ周囲の桜てんぐ巢病処理など高木30本を剪定するものであります。高木の30本を剪定するものであります。2か所目につきましては、亦楽地区野山公園樹木剪定業務といたしまして、公園内の樹木が近隣民家に支障を来しているため、中高木17本を剪定するものであります。中高木の17本剪定するものであります。3か所目になりますが、こちらは君ヶ岡公園の枯れ木伐採業務委託といたしまして、公園内の桜の枯れ木50本の伐採と枝払い等を行いまして、公園利用者の安全確保と環境保全に努めるものです。公園内の桜の枯れ木50本の伐採と枝払いです。

4目都市下水路費60万円につきましては、七浦堤排水ポンプ2基のうち1基が故障しておりまして、非常時等に早急に対応するため修繕料へ追加するものであります。

5目公共下水道費174万7,000円の減額は、令和4年度下水道事業特別会計の決算確定による繰出金の精算分であります。

9款1項1目防災費10節需用費の166万1,000円は、防災行政無線通信施設保守点検にて指摘されたため修繕料への追加で、内容につきましては、屋外拡声子局、非常用発電機、監視カメ

ラ等の修繕であります。

36ページを御覧ください。

10款2項小学校費1目学校管理費10節需用費の180万9,000円は、汐見小学校施設修繕料への追加となります。内容につきましては、まず、北校舎屋上防水シート修繕、北校舎の屋上の防水シート修繕、南校舎男子トイレの雨漏り修繕、南校舎男子トイレの雨漏り修繕、それから体育館のひさし雨漏り修繕、体育館のひさしの雨漏り修繕の3か所となっております。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費10節需用費の36万3,000円は、七ヶ浜中学校体育館の消火栓設備において配管が漏水していることから、修繕料へ追加補正するものであります。

次ページの2目教育振興費は、七ヶ浜ロータリークラブからの寄附金20万円を中学校吹奏楽部楽器購入代へ充当するための財源の組替えでございます。

38ページをお開きください。

5項保健体育費2目体育施設費14節工事請負費1,468万3,000円の内容につきましては、まず第一スポーツ広場テント設置工事は、利用者の熱中症や雨天時の対応策として固定式テント2基を設置するものでございます。固定式のテントを2基でございます。野球場水道施設維持補修工事につきましては、散水栓につながる給水管が漏水しておりまして、現在は水抜き栓で止水し使用時に解除している状況のため、新たに270メートルの管布設替えをするものでございます。約270メートルの管布設替えでございます。サッカースタジアム非常用照明バッテリー交換工事は、バッテリーが更新時期を過ぎているため、合計36個の交換工事を行うものであります。合計36個の交換工事でございます。スポーツ施設鍵交換工事につきましては、サッカースタジアム、屋内運動場スパークとなりますが、それから同じく屋内運動場トイレ等の鍵のシリンダーの劣化等で不具合があるため、合わせて89個の鍵の交換を行うものでございます。合わせて89か所の鍵の交換を行うものです。

3目健康スポーツセンター費44万円は、移動式バスケットゴール3台のアーム用のチェーン等に不具合があることから修繕を行うものでございます。移動式バスケットゴールの3台の修繕です。

4目学校給食費10節需用費の100万1,000円は、コンテナやミキサー、電気釜及び食缶洗浄機等に劣化が見受けられることから、給食の安全、安定供給のため修繕料へ追加補正するものでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょうか。

○13番（仁田秀和君） 4点についてお伺い申し上げます。（「では、3問お願いします」の声あり）

では、1点目でございます。議案書27ページの2款1項15目24節の積立金について伺います。

公共施設管理基金積立金へ追加ということで、老朽化に対応するために7,500万円の積立てであるという説明をいただきましたが、町内でもかなり老朽化が進んでいる公共施設は多く見られるのかなというところが現状だと思います。

そこで、目標値というか、この積立てに対する、安全に維持管理するための目標値というものを設定されているのか。この7,500万円とした根拠について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 具体的には目標値というのは改めて設定はしておりませんが、いずれ仁田議員さんおっしゃるように、施設全体が老朽化が進んでおりますので、それに備えて。私とすれば目標値というよりも、やっぱり15億円とかその辺20億円近くまであればいいのかなと思いますけれども。

今回積立てした経緯につきましては、令和4年度にアクアリーナの災害復旧費関係で約1億9,860万円、そちらのほうを取崩ししておりますので、今回は町村会からの共済の損害金ということで7,500万円入ってきておりますので、その分を財源として逆に当てはめさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり安全な運用というものが大事だと思いますので、そういった15億円という数値があるのであれば、補助金対応とかではなくて、やはり当初予算でしっかりとしたそういった財源の確保というものも必要になってくると思いますけれども、その辺の考えについてはどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） どうしても当初予算での基金への積立てとなりますと、予算編成上、

町長が新しい施策とかもいろいろ出てきますので、そういったことで最初から基金のほうに積立てするというのは現状なかなか厳しい状況がありますので、決算剰余金が出たとかそういった段階で財源にある程度余裕がありますかというか、剰余金が出た段階とか、新たに今回のような町村会から入ったようなお金とかある場合については、その時々で財政状況に応じて公共施設の管理基金のみならず、基金全体を幅広く考えてその時々で対応していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 時々に対応ということで、これでも十分なのだという判断であるというふうに理解するものなんですけれども、やはり保全計画等々もやっぱり立てているというところで交付金との関連もあると思います。そういったところで、こういったものはしっかりと財政運営なりしていかないといけないと思います。そういった意味では、やはり剰余金が出たからこういうふうにするというものではなくて、大規模改修であったりそういったところも考えながら資産の運用を図るべきだと思いますけれども、もう一度説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） ちょっと公共施設の管理につきましては、いずれ今、管理計画なるものはありますけれども、今後は施設ごとの個別カルテの作成も必要になってくるのかなというふうなことがありますので、各施設がどのような状況にあるのか、いま一度各課のほうでそういった施設のこれまでの修繕の経緯とかそういったこともひっくるめて、今後は個別カルテのほうも作成もちょっと視野に入れていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） ただいま将来にわたってどうなんだ、計画とかそういったものを持っているのかというふうなこと、恐らくほかの基金についてもどうなんだというふうな質問というふうに私捉えましたので、今後の運営につきましては、一応の基金の残高の目標値は立てますけれども、ただ、これは10年、あるいは5年、10年というふうな長いスパンになるものですから、財源が許せる範囲内で積立てをしておくというふうなことにもなりますし、それから起債とかそういったものの財源もどうなんだというようなことで計画に合わせて、例えば3年ぐらいしか計画が立てられないものもありますし、あるいは5年とか10年後というふうなことにもありますので、できるだけ柔軟に積立て、そういったものを行っていききたいなというふうに思いますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） それでは、2問目お願いします。

○13番（仁田秀和君） 2点目でございます。

議案書30ページの2款6項12目の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業費について伺います。

理美容の業者の物価高騰対策ということで、6月会議で支援補助として30事業者、その当時計上されました。その際に見当たらなかったっていうんですか、また調査したら新しい店舗が該当となったということでございますが、ちょっと新しい店舗というと、また新設されたものなのか、見逃した要因ですね、そちらについて。しっかりとやはり行き渡ってほしいというのが思いでありますので、そういった要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問でございますが、6月補正時点で対象としたものは、商工会のリストであるとか、過去にコロナ事業者支援で申請をいただいたリスト等から35というふうな数値を上げまして、そのほかに町内の巡回で看板等提示しているものということで拾った数が35ということでございました。

なお、今回の申請受け9月まで行いまして、約30事業者から申請をいただいております、最終的に漏れがないようにということで、いろんな組合さんの情報とかを得まして、聞き取り調査とあと一戸一戸現地も見させていただきました。

その中で、3店舗ほどが最終的に確認されたということで、今回の追加補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 9月までということで、かなり喫緊なものなのかなというふうなことでございます。

その3事業者については、当然周知はもう十分にされていると思いますけれども、それについてはどうですか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 残る申請が今回、3事業者を認めいただければ8店舗ほどございます。これについては、既に8月中に各店舗のほうに御案内を出しております、添付書類の準備等進めていただいているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 6月の際にも質問いたしましたけれども、やはり早急にこういうものは

補助されれば一番だというところがありますので、早急な対応をされるということで理解してよろしいですね。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 補正成立後、早急に申請をしていただきまして交付できるよう努めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 3点目お願いします。

○13番（仁田秀和君） 議案書の34ページでございます。

6款3項3目12節委託料、菖蒲田漁港内の支障物の潜水調査です、こちらについて。

菖蒲田の西側の船揚場ということで、情報があったということでございますけれども、船の運航上に支障があるということで早急な対応が必要だと思うんですけれども、これにつきまして、今後、そういった要因、どうしてここに支障物があるのかなといった、そういった要因調査も必要になるのかなと思います。

といいますのは、震災後にやはりしゅんせつ等々かけまして、ある程度は支障物はないという評価をいただいていたと思うので、そういったところがどっから来たものなのかというものと、あと、震災に関してとかというものが今の時点で認められるのであれば、復興交付金などのそういった使い道になってくると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） まず今回、漁業者の方から8月中旬に通報というか、我々が現地調査に出向いた際にそういった声が上がりまして、船舶に係留しているロープ、ロープが摩擦によって擦り切れるという事案があるということでお伺いしております。

過去にやった経緯を見ますと、中央部にテトラポットが沈んでいたというケースがございますので、今回調査して何が出てくるかというのはまだ不透明な部分はあるんですが、もしかしてそういった可能性があると思ひまして、今回調査費のほう計上させていただいております。

やはり潮が引いたりしますと航行の妨げになるということで、できれば早めの調査をさせていただければというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 関連もそうですけれども、本町に由縁があるものなのかどうなのかというところが重要になってくるのかなと思います。県のほうであったりとか、その辺の調整も必要だと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） まず、調査をした段階で、そのものが何なのかを確認をさせていただきまして、基本漁港管理の部分は町になりますので、漁港施設のものなのか、あるいは県の施設のものなのか、あるいは漁民の業務というか、資材なのかというのをまず特定したいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほど課長からも早急に対応しなければいけないという意思が表れておりましたけれども、改めまして、もう既に運航に支障が出ているということで、撤去についても今後必要となれば即座の対応するというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） そのとおりで、まず何が原因か調査したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。佐藤直美議員。何点でしょう。

○7番（佐藤直美君） 4問です。（「3問お願いします」の声あり）

1問目が、26ページの2款1項8目14節工事請負費についてです。

こちら先ほど説明あったんですけれども、もう一度場所と何を新設するのかというところをもう一度説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 場所ですけれども、大政産業の事務所がございます丁字路、あそこに横断歩道を設置する予定でございます。その横断歩道を設置するために防犯灯が必要ということで、塩釜警察署のほうから指示をいただいておりますので、その分の工事費でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今までなかったということで新たに設置ということなんですが、その設置の経緯については地区要望なのか、それとも通学路交通安全プログラムとかによって設置が必要と判断されたのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 笹山地区のほうから要望が上がりました。それで、警察のほうに防災対策室のほうで相談に行ったところ、快く設置しますということで御返事をいただいたので、急いで防犯灯の設置をするものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 2問目お願いします。

○7番（佐藤直美君） 2問目は、31ページになります。

31ページの3款2項8目12節委託料に関してになります。

こちらはさくら放課後児童クラブの座卓製作業務委託料ということで御説明いただきました。6台分の製作業務委託ということですが、それらは既存の今のさくら放課後児童クラブで使うのに間に合うように進めるのか、それとも新設に備えた製作委託なのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問の県産材を使用した座卓の数、あとは使用ということですが、新たな放課後児童クラブで使用するための座卓でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、こちらは既にもう設置場所等も決めて、しっかりと何でしょう、足りないとか、また追加しますとか、そういったものではなくて、しっかりと6台で十分だという判断でこの数に決めたのかどうか質問いたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） この6台の根拠というか、経緯でございますが、全員に使用するためには6台では不足になります。6台というのは、県産材を活用した座卓については、費用が通常の折り畳み式の座卓よりもかなり高額なものになります。金額にして3倍以上ぐらいかかるということと、あとは座卓のほう折り畳み式ではないために場所を取ってしまうということで、現場と確認をいたしまして、主に低学年の児童に活用してもらうために6台と、あとは新しいところで使ってもらう折り畳み式の座卓を14台ということで、合わせて20卓を準備する予定でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） シンプルな質問なんですが、費用が3倍かかるということなんですけれども、それでも6台の座卓の製作をこの業務を依頼する必要があったのかどうか、そこらの判断ですね。折り畳み式で14台で発注できると。そしたらプラスで十分にそちらでも使えるものではないのかなというところはあるんですけれども、その経緯お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 宮城県のほうでは、県産材をなるべく新たな施設に使用する

ように推進しているところでございます、担当課としても何か県産材を活用した備品等で使えないかどうかということで検討してまいりました。

全く使わないということではなくて、やはりどこか児童が使える場所で使用したいということで、今回6卓ではありますけれども、県産材を使用した座卓とさせていただいたところがございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 3点目お願いします。

○7番（佐藤直美君） 同じく31ページの3款2項8目14節工事請負費に関してになります。

こちら先ほどの説明でいろいろと御説明いただいたんですが、全協でも。もう一度改めて内容の説明を求めます。

そしてこちらですね、舗装工事ということで大まかに御説明はいただいていたんですがけれども、こちら放課後さくら児童クラブを建設すると決めた当初から、なぜ舗装しようと決めなかったのか、こちらもととさくら放課後児童クラブを新設するという前から砂利で、亦楽小学校等々からも舗装という希望も出ていたとは思んですが、そのところ、なぜ組み込んでいなかったのかということも併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問に回答いたします。

今回、舗装する部分につきましては、全員協議会のほうでも御説明、図面を示させていただいたとおり、入り口側の部分になりまして850平米の舗装と、あとは周囲のフェンスの設置、あとは舗装に合わせての側溝の整備ということになります。

当初、さくら放課後児童クラブを建設する際になぜ合わせて検討しなかったのかというところでございますが、こちら放課後児童クラブにつきましては、令和5年度の早期の完成を目指しまして1,000平米以内に収める必要があったために、整備の部分を検証しながら進めてまいりました。その後に整備が必要な部分を合わせて検証していったところ、放課後児童クラブの保護者、また学校の児童の送迎にいらっしゃる保護者の利便性を考えて、その後、舗装の部分を決めさせていただいたという経緯でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょうか。

○12番（歌川 渡君） 7問。（「では、3問お願いします」の声あり）

皆さん質問されたので、かなり目減りしました。

歳出のほうで質問させていただきます。

26ページ、2款1項8目1節報酬21万7,000円について、特別職給料等審議会委員報酬へ追加ということであります。

この追加については、先般、議員報酬の審議会が開かれたと思うんですけれども、それと別途な費用としての追加なのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今、議員さん御指摘のこの後に行うというのではなく、前回、答申が出ました3回の審議会の予算ということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 2点目。

○12番（歌川 渡君） 2点目に入ります。

31ページ、3款2項7目14節工事請負費130万円、子育て支援センターエアコン更新工事ということであります。

何台分、既存の分が何台あって、今回、更新するのは何台分なのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問に回答いたします。

既存のエアコンは1台ありまして、更新するのも同じ1台ということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この130万円という金額ですけれども、今までの使用した容量と同じような規模のエアコンなのか、その点説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 現在のエアコンと同じ規模のエアコンになりまして、業務用のエアコンになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3問目に移ります。

同じページで8目の委託料の34万5,000円について、さらに質問させていただきます。

一つは前者の説明ですと、高上がりの県材を県が推奨しているということであります。まず、

このページの負債のほうで、25ページに森林環境整備基金繰入金を充当するということでありました。この県材を使用すること自体が七ヶ浜町森林環境整備基金条例の第5条処分に書いてありますけれども、この第1条の森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるためと、そしてその支出に伴っての対応だということでもあります。

要するに、この第1条のこの文言のどこに該当するのかわかるのかどうか質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） あくまでも今回の目的につきましては、要は子供たちが木に触れ合おうというか、県産材の温かいぬくもりを感じていただくというのが目的もありますので、1条に謳っている促進に関する施策というふうに捉えていただいて結構です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 続いて、3問目です。

要するに、町としては費用を全額基金の繰入れで行うということですが、先ほど県が推奨しているということでもあります。それに伴って、県からのこの県材を使うに当たっての補助というか、そういうものも加味しての繰入金の34万5,000円なのか、本来なら50万円するんですけども、県からの県材を使うことによって2割引とか3割引で安くしての県材ということとでなっているのかどうか、その点。

要するに、高い県材をわざわざ買わなきゃいけないのか、使わなきゃいけないのか。そうであれば、やはりそういう町民のお金をやはり安価な、そして多様に使えるような支出というのはしなきゃいけないと思うんですけれども、その点を含めて妥当な県材を使用しているということとで理解していいのかわかるか。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 妥当な金額といいますか、そもそも県なり国のほうは森林環境譲与税につきましては、極力基金のほうに積み込むことなく譲与された金額を使いなさいよというふうな趣旨がございます。市町村によっては満額全部積み立てるところもあるんですが、うちのほうについては、今回、さくら放課後児童クラブのほうで、全協のときにも名前を挙げると渡邊 淳議員のほうから、全協の県産材を使わないのかというような質問もありました。

それにお答えするというわけじゃないんですが、やはり先ほども言ったように、子供たちに県産材の温かみを感じてほしいという趣旨からしまして、今回34万5,000円というのは、基金のほうが今回君ヶ岡公園の伐採事業のほうにも充てますが、今回43万5,000円取り崩しすることによって、基金はほぼゼロになる状態になるということもございます。よって、使える範囲

で今回は子供たちのために充てるということにいたしました。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。ほかに。熊谷議員。何問でしょうか。

○8番（熊谷明美君） 2問ございます。

1問目、27ページでございます。

2款1項4目諸費、節区分が22、償還金、利子及び割引料、国に対する返還金6,395万3,000円、それから県に対する返還金1,134万3,000円ということでございました。

先ほどの御説明の中では、新型コロナウイルス対策、それから子供教育に対するもので確定したものに対するもので、申請の漏れとか、それから遅れに対して予算を取っていたんだけど、それを償還金として返していくというようなお話でございましたけれども、実際にこのそれぞれの事業名をまずは教えていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 事業名はちょっと数多くありますので、ある程度金額が大きい抜粋ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、国に対する返還金につきましては、事業名が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、金額につきましては3,924万8,000円。

それから、子どものための教育・保育給付交付金、これは主に施設型給付費と言われるものですが、そういった関係で1,127万9,000円。

それから、障害者の自立支援の給付費等で425万3,000円。以上、国のほうが大きなものが3つです。

それから、よろしいですか、県のほうが、国と同じように子どものための教育・保育給付費関係で、これが施設型給付費になりますが849万1,000円。県のほうと同じく、障害者自立支援関係で215万円が主なものとなっております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、ちょっと主だった明細を聞きました。

先ほどの御説明では、申請に対する漏れ、遅れが理由だということでございますけれども、金額を見ますと、国と県合わせて約7,500万円という返還金になっております。これは、ただこれだけの理由でこの金額というのは、大変返還金としては多いのではないかなというふうに思います。県や国から来るものに対しての計画というのは、最初立てられていると思います。それで、議会に対しても御提案はされていると思いますけれども、やはりこの金額を見るにつけて、やはりもう少しうまく利用することが大事だなというふうに思いますけれども、反省点

も含めてといいますか、今後の利用について、もう少しこういうふうにしたほうがいいのかというところを、お考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 確かに熊谷議員さん御指摘のとおり、返還金が多いじゃないかというのは、私自身もそう思っております、正直言いますと。

各課のほうに、主に新型コロナワクチン関係なんかが多いんですが、こちらについては、後々申請した後、追加交付等が認められないというふうなことがありますて、申請できるマックスで申請しているケースが多いんですが、御指摘のように結果このように今回7,500万円というふうな大きな数字が返還金出てきておりますので、いずれこの捻出する財源についても最終的には決算剰余金、今回3億6,000万円ほど出ていますが、それを当てはめなくちゃいけないということになりますので、何のための剰余金なんだということになってくると反省せざるを得ないところもございます。

これについては、申請する際についてはある程度幅を持たせるのはしょうがないんですが、こういった過大な返還金にならないようにということで各課のほうには指導していきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは、2問目に移りたいと思います。

2問目は32ページです。

4款1項9目、コロナワクチンの件でございます。126万8,000円ですかね、ごめんなさい、ちょっと金額、すみません、ちょっと確認いたします。そうですね、126万8,000円ということですよ。

予算は、これは国からのほうで補助率が10分の10ということでございます。これは秋の接種に関しての予算だというふうに感じております。

先ほど当初、副町長のほうからの報告に関しましても、この秋接種に関しましては、まだワクチンが調達されていないというようなお話でございますが、9月26日、明日から本当はそれぞれ接種できる体制のはずだったのが、ワクチンが足りないということですが、このことに関しまして、まず仙台市なんかはもう個別も集団もされているというふうに思いますが、なぜ我が七ヶ浜に関してはワクチンが大分減っていて、個別接種はできるけれども集団接種ができないというこの環境はどのような理由なのか、詳しく伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員さんから御質問の件につきまして、明日からは個別接種を町内の医療機関と、あと坂病院さんとかでやりまして開始する予定でございます。明日から一斉にというわけではないんですけれども、医療機関との調整した曜日ごとにスタートすると。

集団接種につきましてなんですけれども、こちらは先ほど御質問にあったように、ワクチンが春接種を例にしますと、65歳以上で約4,800人の方なんですけれども、それに対して今回来る予定が2,800人ほどになっています。ただ、実際まだ納入されたのがそのうち720人分。そうなりますと、いざ集団接種を始めるとなると、もうその時点で二、三回で終わりで、かつ、同じ年代なのに受けられないということが多々あります。

そういったもので、まずは我々としては、安心して安全で希望される方全員の方にワクチン接種をしたいんですけれども、例えば65歳以上ではなくて年齢をちょっと繰り上げたりして、そういった工夫をして、同じ世代の方は皆さん等しく受けられるような体制づくりをつくっていきたいという状況で、今は四苦八苦している状態です。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今までは、春接種に関しましては65歳以上で、65歳以外でも既往症を持っている方、それから医療従事者という、そういうふうな条件がありました。

秋接種に関しましては、希望される方全ての方が対象だということで、それぞれされていると思いますけれども、ワクチンがないというのはもうしょうがないことなんですけれども、やはりそれを町民の方々は、今まで65歳以下の方々は対象外だなというふうに思われている方も、今回の秋接種に関しましては、自分も受けたいけれども受ける対象なんだなというふうに認識されている方もいらっしゃると思うんですね。その辺、ワクチンが今入ってこなくて、集団接種はできないんですよ。ただ、個別接種はワクチンは少ないですけれどもできる可能性がありますよというようなことの周知といいますか、そういうところはきちんと考えていらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員さんの質問にお答えします。

先週、65歳以上の方に対して全員接種券を発行しています。こちらには今おっしゃられた内容、まずは、集団接種についてはワクチンが不足していて、それが整い次第、順次お伝えしますと。今までの集団接種につきましては、割当てをしておりますので、そういったものを含め

て、後日、送りますと。個別接種につきましては、26日から行いますので、もし早く打つ必要な方につきましては個別に予約をしていただきたいというような内容ではやっております。

あとは、後日、集団接種が開始する時点になりましたら、対象の方に対して集団設置の割当て表と併せて内容の周知を、それによって補完されるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 65歳以上の方々は、それでよろしいんですけれども、今回新しくっていうか、秋接種に関しましては、65歳以下の方でも接種対象になるわけです。それが個別接種になるか、集団接種になるかはそれぞれの判断にはなと思うんですけれども、65歳以下の方々に、いろんなマスコミの中でも仙台市はもうできるよねとか、そういうふうなのを皆さんやっぱり知っているわけですね。

七ヶ浜に関しましては、例えば30代の方、40代の方々がいつ受けられるんだろう、接種券は もちろん来ておりません。そういうふうな中で、町としては今こういう状況で、今後こういうふうな形でお知らせをいたしますよとか、そういうふうな細かな皆様に情報提供というの、私大事だと思います。その辺のちょっと御返答いただけていないので、その辺回答いただきたい と思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、今後のことについてなので、私のほうから回答申し上げたい と思いますけれども、チラシか広報かでお知らせをするというようなことにつきましては、 議員さんおっしゃるように、大事なことだというふうには理解しています。

ただ、どこまで出したらいいかというようなことについては、国のほうでいつ頃のくらいの 量で出してくれるかというようなことがなかなか分かりません。ただ、そういったことも含 めて、こういう状況にあるんだという状況だけは住民のほうに何らかの形で、チラシなりある いは広報なりでお知らせをしていきたい と思いますので御理解いただきたい と思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。能勢議員。何問でしょうか。

○4番（能勢鯨太君） 2問です。お願いします。

1つ目ですけれども、26ページ、最初の質問ですけれども、2款1項1目3節職員手当等というところで、この節に限らないんですが、御説明のところは省略されてしまいましたが、人事異動などに伴う人件費を整理されたものというような御説明だったかと思いますが、人事異動でこういった費用が発生するメカニズム、仕組みを教えてくださいと助かります。お願い

します。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

この人事異動で各種手当にプラスマイナスが出るということの御質問だと思いますので回答しますが、例えば扶養家族を持っている職員がAという課にいた場合、Bといった課にその代わりに行った職員がそもそも扶養家族がいなかったとなると、扶養手当がそもそもは去年の段階での職員の手当状況によって措置されているところで、家族持ちの例えば職員が異動してくることで扶養手当が足りなくなる。逆にその職員がいなくなることで扶養手当分が浮いてくるというようなところがあります。住居手当や通勤手当等もほぼ同じようなメカニズムということになります。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） ありがとうございます。

とすると、増えているところと、相対してどこかで減少している部分もあるのかなと思うんですけれども、これを全部見渡したところでは、これのマイナス側の補正予算が出ないんでしょうか。すみません、そもそもの質問で恐縮ですがお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 御指摘のとおり、マイナス分も実際はあるのですが、実はこの後、恐らく年末になるかと思うんですが、人事院勧告等々があり人件費の今年は上昇が予想されます。ということで、ここで下げて上げるというよりも、一旦このままにしておいてというふうな判断をさせていただいて、今回は不足分だけを上程させていただいたということになります。

○議長（安倍敏彦君） いいですか。2問目。

○4番（能勢鯨太君） 2問目ですが、37ページの下になりますが、10款5項2目、ごめんなさい、次のページ14節になりますけれども、第一スポーツ広場のテントの設置工事ということで、御説明では利用者の熱中症対策とかというようなことがございましたが、これを設営するに至った経緯といったものを御説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 第一スポーツ広場のテントでございますが、財政課長から説明したとおり、ここには固定テントがございませんで、ふだん練習とか大会やるときはその都度移動してやっております。

今年なんか特に暑い日が多かったわけなんですけど、子供たちが控える場所がないとか、あともう一つが、着替える際の荷物持ってきて子供たちって来るんですけども、雨が突然降ったりとかすると、社会人だったら車があるので、そういった部分が必要だということで、今回、急遽要求をさせていただきました。

どういった声があったかということにつきましては、昨年なんですけど、アクアゆめクラブのほうで利用者アンケートをやっております、その中でそういう声があったのと、あと一部の利用者の方からそういう必要ではないかという御意見をいただいて、すごい多くの方からいただいたわけではないんですが、でも、実際の状況としては必要性を非常に我々としても高いというふうに判断させていただいて、急遽今回9月補正ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） ありがとうございます。了解しました。

では、テントこれ2張ということですが、場所とか大きさと分かる資料がありましたらちょっと御提示いただければと思います。後日でも結構です。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 説明できますので、口頭でよろしいでしょうか。

今、想定しているサイズなんですけれども、いわゆる3間掛ける2間なので、面積的に5.4メートル掛ける3.6メートルのテントになります。普通の移動テントで、そういう3間掛ける2間のテントがございますが、それと同じもののサイズのものを予定しております。

イメージとしては、移動式のテントでございますが、あれを固定式にしたということなので、ただ建築物になりますので、柱の太さとかあと基礎部分なんかをしっかりとしたものを設置するのと、あと床面に土のグラウンドになっていますので、コンクリートでべた基礎というんですけれども、そういったものでやってある程度少し高くして、泥で汚れたりしないように配慮しています。

つける場所なんですけれども、第一スポーツ広場の通路側、斜めに降りていきますよね。そちら側のほうの場所で、センターにポール、国旗とか立てるところがあるんですけれども、両側に10メートルずつ離して通路側で設置をしたいというふうに考えています。サッカーとか野球とかするときには支障ない場所を選んで設置をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。鈴木 博議員。何点でしょうか。

○5番（鈴木 博君） 1点です。

35ページ、9款1項4目10節需用費についてですが、聞き取れませんでしたのでもう一度御説明をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） もう一度お願いします。

○5番（鈴木 博君） 35ページ、9款1項4目10節です。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどの財政課長の説明ですと、防災行政無線のほうの定期点検を行った際に不具合が生じた場所を修繕するということになります。

そちらだけで回答よろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 不具合ということでしたが、防災行政無線なので、町民の皆様に広くしっかりと行き届かなければいけないと思います。それで、地形的な問題などでアナウンスが聞こえづらいとか、そういった地域への対応はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今回の補正予算につきましては、定期点検の不具合というか、不調でやらせていただいております。

聞こえない場所というのも若干ございます。そのほうも定期点検のときに確認をさせていただいているんですけれども、聞こえるんです。なので、御自宅の気密性が高くなっているから聞こえないのかなというのはこちらで判断しているところなんですけれども、もう少し調べさせていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。鈴木 篤議員。何問でしょうか。

○2番（鈴木 篤君） 3問です。

まず1問目から、29ページの2款6項9目七ヶ浜アロープログラム事業費の7節報償費についてお伺いいたします。

各種イベント講師等謝礼金として18万円追加とあります。各地区に既に今後開催予定のアロープログラムとしての案内が出ていると聞きますが、そのための費用でしょうか。なぜ追加と

なったのか、どこの地域に何名など、具体的な内容を御教示いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） それでは、29ページの7節報償費、講師謝金の追加の内容について説明いたします。

こちらにつきましては、年度末にかけて新たに講演会を開催したいということの予算計上になります。新たなものです。

具体的には、県立広島大学の先生のほうがダーツを使った検証をいろいろ実施しております。その実施した内容を基にした講演会等を年度末にかけて実施するため、計画するために今回補正として追加計上しました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 今の御回答ですと、新しいものを追加で開催されるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） そのとおりです。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。

○2番（鈴木 篤君） 承知しました。

○議長（安倍敏彦君） 2問目お願いします。

○2番（鈴木 篤君） 2問目に移らせていただきます。

36ページ、10款2項1目の10節小学校の需用費というところについてお伺いいたします。

御説明いただいたんですが、小学校のところが汐見小の屋根の部分の改修、屋上とか、あと男子トイレとかの改修というお話だったんですが、工事するまでの期間、何か雨漏りしているようなふうに捉えたんですが、その辺りの子供たちへの安全対策など具体的に行われていれば御教示いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 今の件について御回答いたします。

まず、汐見小学校の屋上の関係で、屋上といいますか、本当に天井といいますか、ふだん人が入れない場所になりますけれども、そちらは防水シートが剥がれているというふうな状況から防水シートの修繕でございます。今現在はクラック等から校舎内に染み込む可能性がある

ということで、今回修繕をさせていただくものでございます。

あと、もう一つが体育館の入り口のひさしから雨漏りしている案件でございます。こちらも防水シートを修繕することによって改善するものでございます。

あとはもう一つが南校舎の男子トイレからの雨漏りでございまして、一番子供たちに影響が出るというところでは男子トイレの部分でございますが、今現在、そちらのほう雨降った際には雨漏りすることもございますけれども、部分的な雨漏りでございますので、大きく子供たちに影響するということではないというふうな状況でございます。そういった場合には、バケツとか置いて近寄らないようにというふうなところで、今、お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 今の御回答をお聞きして子供たちに被害は出なそうだと、大きな雨漏りじゃないということで非常に安心したんですが、今のお話で1点気になったんですが、防水シートで応急処置ということになるかと思うんですが、この抜本的な屋根の大規模な改築みたいな改修というようなお考えおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 本当に屋根の大規模改修になると、もう億単位のお金が必要になってきます。学校の現状としましては、まずはその雨漏りしないということを前提に修繕で対応していくというような方針で今おります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） あと1点。

○2番（鈴木 篤君） それでは、3問目、最後の質問に移らせていただきます。

同じページになるんですが、36ページの3項1目10節、今度は中学校のほうです。こちらの修繕費のところお伺いしたいんですが、午前中のお話ですと、今回は七ヶ浜中学校の体育館のところの雨漏りの修繕ということだったんですが、ほかの中学校の修繕みたいなのは御予定には御検討あったんでしょうか、なかったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 今のはちょっと補正予算から外れていますので。よろしいですか。

○2番（鈴木 篤君） 分かりました。取り下げます。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。なければ残りの仁田議員、1問。

○13番（仁田秀和君） 議案書の34ページでございます。34ページの8款1項1目18節負担金に

ついてでございます。

急傾斜地崩壊対策事業負担金へ追加で、湊浜熊野地区の急傾斜工事へ追加されるということで御説明をいただきました。こちら県道の拡幅工事に伴った急傾斜工事がされるということで理解するものでございます。

この辺は町民要望のほうが大変強くて、違うんですかね。まず、こちらの工事内容について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず、場所が湊飯店、県道沿いにあるんですけども、そこの東側、坂を上って行って、菖蒲田浜から来ますと坂を下って来るんですけども、その左側、湊飯店の東側の山になります。交番の道路向かいの山の県道より奥のほうの山になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 失礼しました。

それで、予定されております工期やその安全対策、山側ですと道路のほうには影響しないんですかね。もし影響するのであれば交通方法、片側通行だったり、歩道の確保だったり必要だと思うんですけども、その辺について県のほうから説明があるのかどうか。また、その内容について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず、県道には直接関わらない民地のほうになりますので、道路等の安全対策のほうに関しましては今のところ特段考えておりません。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） ちょっと訂正させていただきますが、あくまで今回について工事じゃなくて、設計分が認められたということなので、安全対策等々についてはこの設計が固まり次第、県が発注する際に後々協議になるかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先のことになると思うんですけども、事前のやはり周知、説明というものは徹底してまいらないといけないのかなというふうに思います。

それにつきましては、町としても周知されるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 発注の県と協議しながら事前に工事の期間だったり、請負の名前だったり、そういったことは区長さんをはじめ地域の方々にはお知らせしたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） では、残りの佐藤議員、1問。

○7番（佐藤直美君） 38ページになります。

こちらの10款5項2目14節工事請負費についてになります。

こちら説明では、先ほど午前中、スポーツ施設の鍵交換工事ということで、スパークの鍵の交換だということでの御説明いただいております。

こちらスパークの鍵となると、ドアとなると何か所もあるというのが私の理解なんですけれども、その全ての鍵を交換するのかどうか、まずはお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 今回のスポーツ施設鍵交換工事の内訳ですが、今のスパークの部分、トイレも含めたスパークの部分、あとサッカースタジアムになっております。

鍵に関しましては、そこについている鍵全てを交換ということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 私はスパークに関して再質問させていただきます。

そのスパークの鍵というよりも、そもそもドアが開閉できないというところをたくさん町民の方からお聞きするんですが、それは本当に鍵だけの問題なのか、ドアもそういった何か開閉できないというものがあるので、果たして鍵だけで十分だったのか検証した上でそういうふう決められたのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） おっしゃるとおり、あそこは非常にちょっと下に土がたまったりして非常に動きづらいのは我々も認識しております。

ただ、今回はちょっと不具合については鍵そのものの交換になっておりますので、ちょっと別な工事にはなるんですけれども、その今のドアの渋いというんですか、それについては、それはそれでまた検証していきたいと思います。今回はあくまでも鍵の分だけということです。

（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） では、残り歌川議員、4問、一气にお願いします。

○12番（歌川 渡君） 32ページ、4款1項9目新型コロナウイルス感染症対策事業費というこ

とであります。今回、個別接種を当面ということであります。

そこで伺うのは、これまで武道館でやっていて、町内の接種対象者がぐるりんこなどを使って来る方も多分にいるのではないかなというふうに思います。今度は個別で町内の一定の診療所と、あとは町外の医療クリニック、医療機関ということになるので、例えばそういう人たちに一定交通費のぐるりんこなり、そういうものの援助というものを考えるべきではなかったのかなあというふうに思いますけれども、それに対する考え方はされなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 内容がちょっと違うような。

○12番（歌川 渡君） 何で接種だよ、個別接種の……。

○議長（安倍敏彦君） 接種の費用、接種に対する費用と考えてもらえれば。

○12番（歌川 渡君） それが、場所が武道館じゃなくて別なところに行くんだよ。行かなきゃいけないのよ。今まではぐるりんこを利用してきた人、鈴木診療所はいいよ。町外にしたら200円とか300円とかかんだっちゃ、往復。そういうものに対しての配慮がなかったのかということですよ。だから、接種体制対策事業費だよ、相対的に。

○議長（安倍敏彦君） ですから、行く人のぐるりんこで行く人もあれば、歩いて行く人もあれば、自分の車で行く人もあれば、そういうふうな行き方なので……。 （「議長に聞いてない」の声あり）

財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 改めて回答といいますか、方針なんですけれども、実際にコロナ交付金を国の補助をいただいてやっている事業なんですけれども、こちらについては。

そちらについて、今これまでの検証を行った経緯がございます。その際に、ほとんどぐるりんこを使って利用していない。ほとんどが自家用車なり、それから乗り合いで来るという方が多いので、ぐるりんこを利用しているという方は確かにいるんでしょうけれども、皆無まではいきませんが、少ないということで、その辺については町のほうでは補助する考えはなかったということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういう返事ですね。

次に移ります。

33ページ、次ページの6款2項1目の12節委託料、松くい虫伐倒駆除委託料ということで、この対象地域、全町を対象にしているのか、あと特定の箇所があるのか、その点を伺いたいと

いうふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問の特定の場所がまずございまして、昨年度で調査いたしました花渚浜の寺坂地区。具体的に申しますと、同性寺、お寺の奥の沿岸部一帯の山になります。今年当初のスタートでお認めいただいた本数プラス被害木が多いということで、県の担当者にも現場にお越しいただいて追加で要望したところ、一気に切ったほうがいいというふうな御指導もありまして、追加で要求してお認めいただいております。ですので、その箇所を伐採したいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

38ページ、10款5項2目体育施設費の14節区分工事請負費の建設工事、第一スポーツ広場テント設置工事、るる説明がありました。

そこで、今後、第二スポーツ広場へのそういう対応というのは考えているのかどうか、現状のままずっと対応していかないということで理解していいのか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 議題外だと思いますけれども。

○12番（歌川 渡君） 表題は10款教育費、保健体育費、体育施設費のことで聞いているんですよ。その中で、第一スポーツ広場にはテント造りますよ。ほかの施設あるでしょう。それについては考えないんですか。だって、理由が猛暑による子供の熱中症とかそういうの。あとは雨天時の着替えとかそういうことにやるってことなんでしょう。だったら、第二スポーツだってそういう状況があったでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 14節のこの明細についての質疑をしていただきたいと思います。

○12番（歌川 渡君） 工事請負費だよ。

○議長（安倍敏彦君） それではなくて、節のほうでお願いします。節にお願いします。

○12番（歌川 渡君） だから、節でしょう。工事請負費だよ。当たり前じゃないか。これしかできないということじゃないでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私から回答申し上げたいと思います。

今回、工事請負費の金額では、その部分は予定はしておりません。ただ、今後どういうふうになっていくかについては、今後の検討というようなことになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、そういう考え、第一スポーツ広場にテント設置するというそういう理由があるわけださ。同じ環境に施設があるということを理解していなかったということでは取れないのさ。これだけにしなさいということで。ということで聞いたので、今、今後の考え方ということであつたのでいいです。

次に移ります。（「残り1問」の声あり）

4目の学校給食費の節区分17備品購入費5万3,000円、消火器購入代ということで書いてありますけれども、新規購入なのか、施設の防犯上を考えるとこういうものは既に設置されているわけで、なぜ消火器の購入をしなければいけないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） その点でございますが、今設置されている消火器については2013年の12月に製造されたものでございまして、今回10年を今年の12月で経過するということでの交換でございます。

ちょっと今回、新年度予算で上げなかったというところでは、私のほうの認識不足だったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 消火器そのもの、要するに、ちょっと話若干ずれますけれども、プロパンガスだと容器そのものも耐用年数というのあるんですね。この消火器についても、容器そのものの耐用年数が10年だということで理解していいのかどうか、その点伺いたいと思います。10年というか、一定の補償ね。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） ちょっと消火器の詳細な取扱いについては、ちょっと理解していないところでございますが、10年が有効期限だというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 結論から申しますと、全部交換です。本体の入替えです。

○12番（歌川 渡君） 私の質問は、容器そのものに耐用年数というのがあるのかどうかということです。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 私が防災のことまで答えていいのかあれなんですけれども、基本的には10年の耐用年数というのが決まっておりますので、今回ガスの入替えとかじゃなくて、本体容器をそのものの全部の交換ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 以上ですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。14時25分再開いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第11 議案第52号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第52号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第52号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書39ページを御覧ください。

本補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,006万9,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正の主なものといたしまして、令和4年度事業実績によります繰越金等の歳入予算の整理と人事異動及び消費税等納付の不足に係る歳出予算の追加が主なものでございます。

補正の内容について説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。

議案書44ページを御覧ください。

4款1項1目一般会計繰入金174万7,000円の減額は、令和4年度事業実績等に伴う整理でございます。

続きまして、5款1項1目繰越金781万6,000円の追加は、令和4年度事業実績によるものでございます。

続いて、歳出について説明いたします。

議案書45ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等5万3,000円の追加は、人事異動に伴う通勤手当の追加でございます。

同じく26節公課費601万6,000円の追加は、消費税等の令和4年度確定納付及び令和5年度中間納付の不足分でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第53号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第53号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書の46ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,337万5,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

51ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金20万3,000円の追加は、次ページにあります歳出の1款1項1目3節職員手当等の財源とするものであります。

51ページにお戻りいただきまして、5款2項1目財政調整基金繰入金389万5,000円の減額は、繰越金などが今回の補正で増額となることから、当初予定していた繰入額を減額するものであります。

6款1項1目繰越金895万9,000円については、令和4年度の剰余金が確定したことにより追加するものであります。

8款1項1目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、今年度出産育児一時金を引き上げたことに伴い市町村国保への措置として国庫補助の交付が決定したことから、3万3,000円を新たに計上するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

52ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費20万3,000円については、職員の人事異動等に伴う人件費の追加であります。

2款4項1目出産育児一時金は、先ほど歳入で御説明した健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金が交付されることによる財源の組替えであります。

5款1項1目財政調整基金費448万円の追加は、令和4年度決算に伴い繰越金の2分の1を積み立てるものであります。

7款2項1目一般会計繰出金61万7,000円の追加は、令和4年度決算に伴う事務費、人件費、繰入金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 54 号 令和 5 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議案第54号令和 5 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第54号令和 5 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

議案書53ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億97万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,397万1,000円に定めようとするものです。

また、サービス事業勘定予算について、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ657万3,000円に定めようとするものです。

補正予算の理由につきましては、令和 4 年度事業の精算によるものです。

初めに、保険事業補正予算について御説明いたします。

議案書60ページから62ページを御覧ください。

歳入予算の補正内容について御説明いたします。

7 款 1 項 4 目低所得者保険料軽減繰入金110万1,000円は、令和 4 年度事業精算によるものです。

7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金28万8,000円は、一般会計からの繰入金の追加になります。

7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金973万1,000円は、財政調整基金からの繰入金への追加になります。

8 款 1 項 1 目繰越金8,985万1,000円は、令和 4 年度繰越金が確定したことによる追加になります。

次に、歳出予算の補正内容について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費28万8,000円は、職員人件費の追加になります。

3 款 1 項 1 目財政調整基金費4,492万6,000円は、繰越金が確定したことによる積立金への追加となります。

4 款 3 項 1 目包括的支援事業費37万7,000円は、職員人件費の追加になります。

5 款 1 項 2 目償還金4,648万8,000円は、令和4年度分の国などに対する返還金となります。

5 款 2 項 1 目一般会計繰出金889万2,000円は、令和4年度繰越金が確定したことによるものとなります。

次に、サービス事業勘定補正予算について御説明いたします。

議案書の65ページから66ページを御覧ください。

歳入予算2 款 1 項 1 目繰越金24万円は、令和4年度事業の精算によるものです。

66ページを御覧ください。

歳出予算2 款 1 項 1 目一般会計繰出金24万円は、令和4年度事業の精算によるものです。

以上で議案第54号の説明とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成
討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案
は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議案第55号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第55号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は67ページをお開きください。

今回の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,556万7,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

72ページをお開きください。

4款1項1目繰越金205万6,000円については、令和4年度の剰余金が確定したことにより追加するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

次の73ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金205万8,000円については、広域連合への納付金の追加となります。

3款2項1目他会計繰出金の2,000円の減額は、令和4年度決算に伴う事務費繰入金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第56号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議案第56号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第56号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書74ページを御覧ください。

第2条は、予算第3条に定めた事業費用の既決予定額へ378万6,000円を追加し、4億7,033万7,000円に定めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

議案書76ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項2目配水及び給水費は、漏水等の対応に係る修繕費への追加。そして、4目総係費については、人事異動等に伴う人件費の整理。

1款2項2目消費税及び地方消費税については、中間納付額不足分に対する追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1問なんですけれども、内容は3つ、3点。（「じゃあ3点にしてください」の声あり）

76ページの補正予算実施計画説明書、支出の款項目が2ですね。配水及び給水費の節区分、修繕費の200万円について説明を求めたいと思います。

まず1点、場所はどこでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の補正の内容につきましては、既存予算でいただいております200万円に対して、そちらのほうで執行しておりますが、残り半期になりますが、その漏水等に対応するため、予定今後出てくる漏水等に対応するために新たに200万円予算化をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 場所は特定していないということね。

○水道事業所長（稲妻和久君） 特定しておりません。（「特定してなければ、終わり」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 終わりのようでした。

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 認定第1号 令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第2号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第3号 令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第4号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第5号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第6号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第7号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までは令和4年度の決算認定でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

初めに、認定第1号令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、認定第1号令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

令和4年度の一般会計歳入決算額は、83億3,311万9,504円であります。歳出決算額につきましては76億9,812万8,480円で、歳入歳出の差引きは6億3,499万1,024円となっております。

決算書の130ページをお開きください。

歳入歳出差引額のうち2億7,006万1,000円が翌年度へ繰り越すべき財源額となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会において担当課長より申し上げます。

慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第2号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、認定第2号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページ、3ページを御覧ください。

下水道事業特別会計の決算額は、歳入が5億8,071万7,701円、歳出が5億6,790万1,062円で、歳入歳出差引残額は1,281万6,639円となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第3号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第3号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入で22億1,572万1,500円、歳出で21億8,561万3,231円、歳入歳出差引残額は3,010万8,269円であります。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第4号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 認定第4号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入で1,474万8,897円、歳出で1,434万7,957円、歳入歳出差引残額は40万940円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明を申し上げます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第5号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 認定第5号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく 2 ページから 3 ページになります。

介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入が19億7,111万5,545円、歳出が18億7,626万4,331円、歳入歳出差引残額は9,485万1,214円になります。

続きまして、サービス事業勘定につきましては、歳入が592万3,530円、歳出が563万3,790円、歳入歳出差引残額は28万9,740円になります。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第6号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第6号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく 2 ページから 3 ページになります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入で2億2,782万4,980円、歳出で2億2,556万894円、歳入歳出差引残額は226万4,086円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第7号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、認定第7号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の242ページ、243ページを御覧ください。

では説明いたします。収益的収入及び支出の事業収益決算額は4億6,773万6,740円、事業費用決算額は4億4,954万9,944円となっております。

続いて、244ページ、245ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は93万2,800円、資本的支出決算額は1億2,707万675円でございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億2,613万7,875円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　ここで、令和４年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の審査意見について、代表監査委員が所用のため欠席届が提出されておりますので、現監査役の岡崎監査委員より御意見を拝聴したいと思います。岡崎監査委員の登壇をお願いします。

〔監査委員　岡崎正憲君　登壇〕

○監査委員（岡崎正憲君）　今期からの監査委員の岡崎でございます。よろしくお願いいたします。

今、議長からお話のように、代表監査が今日どうしても出席できないということで現在の監査委員であります岡崎のほうから、令和４年度分につきまして監査の意見を述べさせていただきます。

まず最初に、令和４年度分の各種会計歳入歳出決算審査の意見でございます。

資料は皆様のお手元にお渡ししておりますので、それを見ていただければと思います。

概要について説明申し上げます。

まず、審査期間は、７月３日から２６日までの間、事前審査を経て実審査日数は４日間で実施しております。

審査の方法は、監査基準の決算審査の着眼点を参考に審査いたしました。

審査の結果は、一般会計及び各種会計決算書並びに附属書類は、関係法令に基づき作成されており、計数は関係諸帳簿と符合しており正確であると認められましたが、今後も健全な財政運営を継続するための留意事項を４点述べさせていただいておりますので、一助になれば幸いです。

地方自治体にも多様性が求められている最近、限られた財源でより効率的に行政サービスを行っていくことは非常に困難と思われませんが、住民ニーズとそこでの優先順位を的確に比較判断し、より透明性のある執行に当たられることを期待し結びとさせていただきます。

次に、令和４年度分水道事業会計決算審査の意見について報告させていただきます。

まず、審査期間は６月１９日から７月２６日までの間、事前審査を経て実審査日数は１日間で実施しております。

審査の結果は、計数は関係諸帳簿と符合しており正確で、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示していると認められました。

なお、意見書の各比較表などは、前年度を踏襲した記載内容で作成されております。

経営状況では、経済性を評価するための経営比率を算出した結果、懸念される点は見受けら

れませんでした。

財政状態についても、給水人口から見た類似団体の平均を上回っており、良好な状態にあると思われます。

是正改善を要する事項については、特に記述すべき事項はありませんでしたが、今後、営業収支がさらに厳しくなることが推測されますので、支出面での不断の工夫をお願いいたします。

今後も先を見据えた計画的な施設整備を進められ、安全で安心な水の安定供給に努められることを期待し結びとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 以上で、決算審査意見の報告を終了いたします。

お諮りいたします。日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までは、本日、町長より提案理由の説明と各担当課より概要の説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

日程第23 報告第5号 令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第23、報告第5号令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、報告第5号令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

議案書の84ページです。それから、議案参考資料の最終ページ、38ページになります。お開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について説明いたします。

1つ目の指標になります。実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出ておりません。

2つ目の指標、連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化しまして、地方公共団体全体としての財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出ておりません。

3つ目の指標になります。実質公債費比率ですが、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、本年度は1.1%となっており、健全な状況となっております。

4つ目の指標になりますが、将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来にわたる負担の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでありますが、こちらについても比率は出ておりません。

4つの指標いずれも早期健全化基準を下回っておりまして、当町の健全化は保たれていることとなります。

次に、資金不足比率について説明いたします。

公営企業の資金不足を公営企業の料金収入と比較し、経営状況の深刻度を示すものですが、資金不足がないため、水道事業会計、下水道事業特別会計とも比率は出ておりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、報告第5号について終了いたします。

お諮りいたします。9月26日より10月4日までの9日間を決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、9月26日より10月4日までの9日間を休会することに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

10月5日決算審査特別委員会全体会終了後に再開いたします。

御苦労さまでした。

午後3時10分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年9月25日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 5 年 10 月 5 日（木曜日）

第 2 回七ヶ浜町議会定例会 9 月第 2 回会議会議録
（第 2 日目）

令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会9月第2回会議会議録第2号

令和5年10月5日（木曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君

国 際 村 事 務 局 長	後 藤 謙 一 君
子 ど も 未 来 課 長	菅 井 明 子 君
健 康 福 祉 課 長	関 本 英 児 君
長 寿 社 会 課 長	沼 倉 隆 弘 君
会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 裕 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和5年10月5日（木曜日） 午前10時55分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第57号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益余剰金の処分に

ついて

日程第 1 0 議員提出議案第 6 号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 七ヶ浜町議会活性化検討特別委員会の設置について

日程第 1 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 認定第 1 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 3 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 4 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 6 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 7 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 議案第 5 7 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益余剰金の処分について

日程第 1 0 議員提出議案第 6 号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 七ヶ浜町議会活性化検討特別委員会の設置について

日程第 1 2 一般質問

午前 10 時 55 分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和 5 年第 2 回七ヶ浜町議会定例会 9 月第 2 回会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 13 番 仁田秀和議員、1 番 鈴木洋市議員を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 3 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 4 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 6 号 令和 4 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 7 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第 2、認定第 1 号から日程第 8、認定第 7 号までを会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

ここで、決算審査の結果を決算審査特別委員会委員長 仁田秀和議員より一括して報告を求めます。御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） それでは、報告いたします。

令和5年9月25日の七ヶ浜町議会定例会において、令和4年度各種会計歳入歳出の決算認定につきましては、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託され、9月26日、27日、29日、10月2日、3日、4日の6日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 暫時休憩いたします。そのままお待ち願います。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

○議長（安倍敏彦君） ただいま決算審査特別委員長より審査結果の報告がありましたが、特別委員会において十分に質疑を尽くされたことと思われます。よって、質疑を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、質疑を省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第1号令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第1号令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

令和4年度の詳細については、これまで行われた決算審査特別委員会での審査の質疑の中で、指摘より主な点を改めて取上げ、次年度への改善実施を求めるものであります。

まず第1点は、いまだ一部において町条例や要綱に照らした事業が行われていないことであります。町では、予算に限りがあるのでその対象にはなっていない、逆に地域の要望があつてと実施すべきものを怠っておりますが条例や要綱に基づき実施すべきものであります。また、住民からの要求、要望に対し、条例等で決まっているから対象になっていないなどよく言われることがありますが、行政の都合で事業を狭めるのではなく、条例や要綱を厳守するととも

に住民の要求に耳を向け柔軟な拡大解釈で受入れを行うべきではないでしょうか。

その1つは、いまだ児童遊園施設の設備基準を遵守していないことであります。児童福祉法第6章の児童厚生施設の設備基準第37条1項で、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けることと義務づけており、さらに国の定めた児童遊園の設置運営について、平成4年3月26日では、基準的標準的児童遊園設備運営基準要綱の第3項、設備において、基準的な設備として、設置遊具、飲料水設備、ごみ入れ、照明等の設備を明記しているものであります。また、七ヶ浜町美化環境美化推進に関する条例でも、第4条での占有者、町の責務として公園広場等の公共の場所にごみを回収する容器を設け、それを適正に維持管理しなければならないと規定されております。持ち帰りを呼びかけることも大事であります、条例に基づいた措置を講ずるべきであります。充足を求めるものであります。

2点は、職員派遣についてであります。宮城県後期高齢者医療連合会、宮城県市町村自治振興センター、宮城県デジタルみやぎ推進課への派遣であります、県内行政に関わりのある医療保険事業の国保連合会支払基金等は独立した事業体として運営されております。県市町村自治センター及び総務部への毎年の派遣も同様に、県が市町村職員を招集しての運営は改めるべきではないでしょうか。職員の派遣に応じるべきではありません。

第3点は、町営住宅事業に関わる施策であります。

1つは、安心して住み続けられる施策として町営住宅入居に係る単身者の年齢制限を廃止しなかったことであります。公営住宅法の第23条の入居資格では年齢制限を設定しておりません。成人された単身の方が入居できるよう見直しをすべきではないでしょうか。

2つは、家賃減免の取組であります。一般入居者で認定月額7万2,800円以下の入居者、世帯に対し、家賃減免制度について町営住宅供給の趣旨に沿った丁寧な対応の場を設け、全ての対象となる入居者に減免を講ずることを求めるものであります。

3つは、駐車場使用料の引下げであります。公有財産である町所有の駐車場の貸出し基準が異なっていることであります。生涯学習センターでの駐車場使用料に準じた使用料に設定すべきことを改めて求めるとともに、町営住宅運営への補助金である家賃低廉化及び同低減化を活用し駐車場使用料の引下げをすべきであります。

4点は、学校通学路交通安全プログラム事業に関してであります。通学路の合同点検を実施しているということですが、児童生徒の登下校時の歩道の見直しの確保のために樹木の剪定、伐採、安全確保に必要な箇所横断歩道、防犯灯の増設が十分に行われていないところが見えることから改善を求めるものであります。また、令和2年、3年に発生した福島県沖地

震で、さらに発生した危険ブロック塀の早期改修のために助成増額を求めるものであります。

5点は、防災・減災に関わる施策であります。木造住宅耐震化の促進であります。宮城県は令和3年度末で92%の耐震化を実施、令和7年度末でおおむね解消との目標を示しております。当年の耐震化の計画が不十分であることから事業計画を設けるとともに、減災策の一つとして地震災害に耐えられる住宅確保のために、昭和56年以前の木造住宅数の把握または耐震化の促進のための住宅改修工事の促進策として助成制度の周知と助成費用の増額を行うべきであります。

6点は、道路環境・公園整備の施策についてであります。道路維持費及び公園管理費における除草回数が当年においても2回にとどまっておりますが、3回の除草とすべきであります。

第7点は、就学援助制度の周知についてであります。学校給食費の滞納世帯にも見られるように、必要な方に必要な支援、経済的負担の解消として、我が家はそれぞれの家庭で就学援助制度に該当するかどうかを見て読んで分かるような、借家世帯を対象にした所得及び収入額を示したお知らせ文書を配布すべきではなかったでしょうか。

8点は、子育て支援での多子世帯支援事業で実施している第3子以降の児童を持つ保護者、世帯に対し、小学入学準備金を県の事業として支出しておりますが、中学入学時に際しても同様の支援事業を町独自で行うべきではなかったでしょうか。

9点は、放課後児童クラブ運営についてであります。指定管理者に運営委託されたことで、当年度の事業費約5,270万円で、委託前費から年間で約2,390万円も増額支出となっています。これは町職員1名分と支援員8名増員できる金額であります。職員を常駐配置し、民間のノウハウの研修を行い、町運営に戻し、支援員の意見要望、子供、保護者の意見、要望を直接反映する体制にすべきであります。

10点は、避難行動要支援者に対応する災害時の地域の自主防災会の対応が、町が示す避難行動要支援名簿の取扱いに照らすと避難誘導が現実的に対応できない状況になっていることから、改めて改善を求めるものであります。

11点は、高齢者等安否確認に活用している緊急通報システムであります。独居高齢者や避難行動要支援者の数から照らして少ないのではないのでしょうか。活用しやすい実施要綱やスマートフォンを取り入れた事業に改善すべきであります。

12点は、会計及び政策課に関わるものでありますが、決算書の書式表示も改めて予算書の書式に準じた表示をすべきではなかったでしょうか。改めて改善を求めるものであります。

13点は、七ヶ浜町区長条例についてであります。いまだ改善がされておられません。令和2年

度から改正施行された地方自治法第138条の4第3項で規定された執行機関の附属機関として自治紛争処理委員審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとあることから、現在の区長の委嘱内容からかけ離れているものであります。法令に即した対応を求めるものであります。

14点は、町民バスぐるりんこの乗車料金であります。本塩釜から北遠山まで150円であります。町内料金100円となっているのであれば、花渚までは250円にすべきではないでしょうか。また、定期券料金の問題については今後改めて指摘したいと思います。

15点は、町有地の貸出し問題であります。3点目の町営住宅で指摘しましたが、改めて改善を求めるものであります。汐見台南地区で汐見台駐車場管理組合に貸出ししている土地であります。土地面積に乗じた貸出しではなく、駐車場台数25台掛ける1,000円とのことでありますが、この貸出しで本当によいのでしょうか。ましてや駐車場確保台数、利用台数は現在56台になっているものであります。どんな貸出し管理をしているのでしょうか。ほのぼの農園未用地にシルバー人材センターが除草の仮置場として無料使用させていることも問題にしなければなりません。

最後に、一般会計における各種基金の積立状況を見ると、復興基金、復興交付基金を除く基金で年予算を大きく上回る決算額になっております。ちなみに、当年で基金積立は財政調整基金約14億9,500万円、グローバル人材育成基金約1億2,000万円、減債基金2億7,500万円、公共施設管理基金約9億2,400万円、災害公営住宅維持管理基金約18億円、教育振興基金15億900万円、地域福祉基金1億6,100万円などとなっています。多額の基金の積立てがされている状況であります。本来、後年の必要な事業は、負担の公平の考えからも後年のその時々の住民で負担するよう、必要とする時期に起債で充当することが望ましいものであります。このことから、地方自治の財政運営の基本は、将来に新たな事業を行うことに対し今の住民の方は後年の人の分まで負担の義務はなく、そのときそのときの住民の方がその負担をするのが原則であることから必要のない基金への繰入れは行わず、これら基金の年次取崩しを行い、コロナ禍が終息しておりますがコロナ禍で閉塞した状況の中で経済的負担が増した住民、事業者の負担の軽減と各地区住民からの要求、要望施策の実施を求めるべきではなかったのでしょうか。

これらのことを述べ、十分に反映されていないことから一般会計決算認定について反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

認定第1号令和4年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度は、新たな長期総合計画がスタートし、8つの基本目標である癒やしの空間を共感するまちづくり、活気を創造していくまちづくり、健康で生きがいを持つまちづくり、子どものゆめを応援するまちづくり、ひとと地域を笑顔でつなぐまちづくり、みんなでつくる安全安心なまちづくり、快適に楽しく暮らせるまちづくり、共に築く新たなまちづくりの下、事業に取り組んできたとされております。

安心安全の充実では、新たに豪雨時の内水浸水をシミュレーションした内水ハザードマップの作成や、東北大学災害科学国際研究所と協賛しシンポジウムを開催し、津波災害に対する防災意識を高めております。

人材の育成では、新たな試みとして遠山保育所の子供たちがシンガポールの子供たちと絵手紙の交換をし、国際交流をしております。

学校教育の充実では、不登校、ネグレクト、虐待など様々な問題解決に向けての提案や支援を行うため、常時スクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決及び好転に向けて取り組んでおります。

攻めの福祉では、新たな認可保育園としてアイグラン保育園汐見台ができ、待機児童がゼロとなっております。また、3歳児健診の視覚検査に屈折スクリーニング検査機器を導入するなど子供の健康と子育ての充実を図っております。健康寿命延伸の取組として、スポーツダーツを通じた介護予防教室や町民ダーツ大会など様々な催しを開催しております。

地域の再構築では、心の復興と震災の経験と記憶を風化させないために、震災の記憶を伝える展覧会を開催しております。

また、ブランディングの普及推進では、トリガイなど気候変動に苦しみながらも飼育への取組や宇宙ルバーブの商品化に取り組んでおります。また、地場産品の販路でも秋のお出かけ観光キャラバンなど新規参入し拡大していることなど、従来の事業の充実と新しい事業の取組をしている決算としていることから賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第2号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

当年度の当初予算において、一般会計から応分の繰入れで下水道使用料金の引下げを行い、町民の負担軽減を求めてまいりました。当年の決算収支の内容を見ますと、改めて料金引下げが十分可能であったことが示されております。

その1つの根拠は、一般会計から応分の繰入れを行ってこなかったことであります。当年度においても、過去の令和17年度で示された下水道の5か年改正財政計画に応じた一般会計からの約4億6,000万円並みの繰入れを行い引下げに努力してこなかったことであります。決算では、当初、繰入金額より2,600万円減額し約2億4,200万円の繰入れしかありませんでしたが、5か年計画で定めた繰入額に準じた額を引き続き行えば、さらに1世帯当たり年額4万円の負担軽減になるものであります。

2つは、住民の下水道料金の引下げ策として起債償還金の軽減のために国は自治体に対し資本費平準化債や金利の高い起債の借換え制度を創設しております。当年の起債借入額約6,810万円ではありますが、この34%が資本費平準化債であります。資本費平準化債のさらなる活用で償還額の軽減を行っておりますが、いまだこの償還額の軽減分を町民に還元せず償還金の返済計画に上乘せしているのが実態であります。その還元分を町民の負担軽減に充当すべきであります。町当局は常に町民の負担の軽減を考慮し運営しなければならないのに、令和4年度事業においても、歳出で削減された分を一般会計からの繰入額の削減に充当するだけで、町民に還元しておらず過大な負担をいまだ押しつけていることから改めて料金軽減の実施を求め、決算認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤議員。

○9番（佐藤壮一君） それでは、私から認定第2号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

住民のため、施設の老朽化等による維持管理や長寿命化計画等により、施設を計画的に改修

事業を実施しているため賛成といたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第3号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第3号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

1つは、基金のさらなる取崩しで国民健康保険世帯全体の引下げを行わなかったことであります。当年度の基金の取崩し金額は約9,740万円であります。年度末基金残高を見ますと約1億5,200万円となっており引下げは十分可能であります。

2つ目は、一般会計からの繰入れで納税世帯の負担軽減を図ってこなかったことであります。本町の国保世帯の大半は中小企業世帯や年金受給世帯、非正規雇用などであり、年収に占める国保税は過大な負担となっていることは当局も御存じのとおりであります。一般会計からの繰入れは法律でも規制されていないものであります。被用者保険事業並みに国民健康保険世帯への負担軽減事業として、一般会計からの応分の繰入れを行うべきではなかったでしょうか。

以上のことから、これらの施策を十分に講じてこなかったので決算認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美でございます。

認定第3号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

医療費についてなんですけれども、被保険者の数は減少しているものの、保険給付費総額は1,239万円、0.8%増加しております。1人当たりの医療費は45万4,498円となり、4.3%の増と

なってしまっております。

しかしながら、国民健康保険税についてはコンビニ収納や電子決済での納付など納付機会を町民に与えて増やしております。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から徴収強化機関に訪問や納税勧奨を控えたものの、早期から納付相談機会を増やすとともに町広報紙等により納期内納付を周知することで収納率向上を図り、現年度収納率は96.7%と前年度を0.2%上回る結果となりました。滞納繰越分収納率においても24.5%と前年度を2.4%上回っております。

後期高齢者医療保険への移動や人口減少に伴う被保険者数の減少での国民健康保険税収入の減少や、高度医療の進展と高額薬剤の保険適用等により、医療費の増加などにより、ますます厳しい財政運営が見込まれますが、国民健康保険税の収納率向上を図り、そして特定健康診査、特定保健指導を含めた保健事業の充実や医療費適正化に努め、国保被保険者の理解、協力を得ながら被保険者に寄り添い、県とともに健全な国保財政の運営を目指しているということが理解できますので賛成といたします。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第4号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第5号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第5号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

同制度は、少子高齢化が進む中で、社会全体で支え合う介護が十分受けられる制度をうたい文句として平成12年度から発足した制度であります。20年経過した令和2年度からは、介護納付金の総収入制度が全面導入され、前年の令和3年8月からは補足給付の預貯金要件が見直しされ、さらに食費の負担限度額の見直しまで行われ、被用者保険の負担がさらに増え、国保負担が減少するという状況が続いております。また、平成27年度から導入された総合事業では、要支援サービスが介護保険から切り離され、訪問介護、デイサービスなどが対象外となりました。さらに対象外が拡大され、保険料金の引上げなどで利用者の負担が増えるばかりになっている制度にほかなりません。改めて制度の実態を把握し、保険料軽減と利用者負担軽減と国への要望を、働きかけを改めて求めるものであります。

その1つは、発足当時の国の負担は、居宅サービス、施設サービスとも25%で、65歳以上の方の保険料負担は17%でありました。しかし、現在は施設サービスの国負担分については20%に削減される結果となっております。65歳以上の方の保険料負担について、保険料金が改定された第7期では、居宅サービス、施設サービスともさらに23%に引き下げられたことでも明らかなように高齢者の負担が増えるばかりであります。制度が始まった平成12年度から14年度の第1期の保険料は基準額で2,740円でした。平成30年度から第7期においては一定、保険料軽減はされたものの、令和3年度から現在に至る第8期では6,200円になり発足当時の2.3倍となっているものであります。さらに指摘しなければならないのは、滞納予想額分を給付見込額に上乘せし、65歳以上の第1号被保険者に負担させていることであります。保険料を徴収できなかった未収額分は65歳以上の第1号被保険者に負担させるのではなく、一般会計から町の責任で繰入れで補填すべきであります。

2つは、在宅支援サービスでは、ホームヘルパーが掃除など家事を行う生活援助がおおむね1日1回利用に制限され、要支援者は保険サービスの対象外となり、さらに施設入所サービスでは、特別養護老人ホーム入所対象者が原則介護度3以上になったことで、さらに保健サービスの削減が行われ当初制度から大きく後退した制度になっていることであります。

3つは、低所得世帯ほど介護度が高い傾向にあります。保険利用料の負担が重く介護サービスを控えざるを得ない状況も生まれております。町の地域福祉計画に掲げている「まごころ

でさえ合う地域のきずな」の実践のためにも、行政が積極的に一人一人が十分にサービスを受けているか調査し、予防、病状の軽減を図るために、地域密着型介護利用施設の充実とともに、必要な介護を経済的負担の心配のない保険料の軽減、使用料への助成制度を設けることなどの手だてを積極的に行うべきではなかったでしょうか。さらに、一昨年度からは高額介護サービス費の負担限度額が引き上げられ、現役並み所得世帯の負担上限の年収額が引き上げられました。また、1割負担の世帯に設けられていた年額負担上限44万円も廃止され、利用者の負担がさらに増えていることであります。

最後になりますが、介護保険制度が始まる前は、介護に関わる費用は、国が50、都道府県が25、市町村が25で全てが公費負担であったことを述べさせていただきます。

以上のことから、令和4年度の本事業会計においても、第1号被保険者の負担軽減などの施策が十分講じられてこなかったことから決算認定に対し反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

認定第5号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度七ヶ浜町介護保険事業勘定の歳入決算額は19億7,111万5,000円で、歳出決算額は18億7,626万4,000円、サービス事業勘定の歳入決算額は592万3,000円、歳出決算額は563万3,000円となっております。これは、令和3年度と比較するといずれも増額となっております。高齢化に伴い介護認定者数も前年度より増加しております。その対応策、取組として、一般介護予防事業では、介護予防活動支援事業の実施回数が390回、フレイル予防啓発では専門家を招いての体験型講習会等の実施など、それぞれ前年比を上回る参加者となっております。介護状態等となることの予防事業や包括的支援事業を実施することで高齢者の尊厳を維持し、自立した日常生活が送れるように事業の充実を図っていることから今決算に対し賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第6号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第6号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者を対象にした制度であります。この制度が当初国の国民医療費を年間約2,300億円削減する医療構造改革の柱として位置づけられ、75歳以上の高齢者はそれまで入っていた医療保険から切り離され、高齢者を対象とした終末期医療として受診の抑制が多い安上がりな保険制度としてつくられたものであります。

私は、この制度の発足から8年間、宮城県の後期高齢者医療広域連合議会議員として、高齢者がお金の心配なく安心して医療が受けられる制度に戻すため、この後期高齢者医療制度の廃止を求め、改善を求めてきました。その成果として、発足当初から後期高齢者の診療内容は廃止させることができましたが、制度そのものは廃止させることはできませんでした。残ったのは、健診事業と高齢者からの保険料を新たに徴収するという制度だけになりました。高齢者から見れば、年金からの保険料が天引きされるという新たな負担が増えただけの制度であります。

このことは、制度当初の3年間と令和4年度までの3か年を比較してみると、事業に占める高齢者の保険料負担と国、県、現役世代の負担である繰入金割合を見ても明らかではないでしょうか。発足当時の高齢者の保険料負担割合は72.8%でしたが、現在は76.4%と3.6%増加し、繰入金は25.1%から22.2%と2.9%も減少しているものであります。高齢者の保険料負担の増加の要因には、発足当初から行われていた保険料軽減措置が完全廃止されたことによるものであります。この制度を継続するのであれば、高齢者の医療に占める国保負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすべきではないでしょうか。

よって、この事業は憲法第25条国民の生存権、国の社会的保障義務に基づいて国の法定受託事務として行われてきた老人保健制度から地方自治体の自治義務になり、国の責任である「国民の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」を地方に押しつけるものであり、国の責任を放棄するものにほかなりません。

このことから、私は後期高齢者医療制度を早急に廃止し、取りあえず以前の老人保健制度に戻し、全国民が英知を出し合い、高齢者の方が安心して受けられる医療制度にすることを求めるものであります。

また、高齢者のさらなる負担の押しつけが行われていることであります。この制度としてつ

くられた前期高齢者65歳から74歳の方に対し、70歳で医療機関での医療費窓口一部負担を1割から2割に順に引上げされておりますが、何と令和4年10月からは後期高齢者である75歳以上の方で一定の所得のある方の2割の医療費窓口一部負担が設けられたことであります。また、この間、高齢者の保険料の軽減措置となっていた所得割額も廃止され、被用者の被扶養者であった方の均等割額が当初の9割軽減だったのが取得後2年までの軽減とされ、高齢者の負担が増すばかりの状況になっております。

さらに、問題にすべきことは、高齢者の医療に関する確保の法律で、高齢者の医療保険料の負担額が2年ごとに改正、引き上げられる仕組みになっていることであります。この法律の第10条には、後期高齢者交付金の条項で、発足当時の平成20年度を基準として将来の若人の人口減少に伴う若人の負担増加分を2年ごとに高齢者にその半分を負担してもらう仕組みをつくっており、総医療費に占める高齢者の一部負担率がさらに引き上げられるという、2年ごとに引き上げられるという制度になっているものであります。この制度は、少子高齢化が進めば進むほど高齢者の保険料の負担額が増えるものになっているものであります。そのことが当年の保険料総額の増額の要因でもあります。

次に問題としなければならないのは、普通徴収者に対し、保険料滞納による制裁措置として短期保険者証の発行を行っていることで、制度としていまだ設けていることであります。この対象者となる方は年金年額18万円以下の高齢者であります、直接徴収者であります。なぜ直接徴収にしたのでしょうか。それは、年金から自動天引きすれば低額な年金暮らしの高齢者が日常生活にしていくなで支障を来すからであります。このような生活困窮者までに保険料を賦課し、徴収することが行政として望ましい行為なのでしょうか。町として減免策を講じることこそ行政の責務であります。このことを強く求めるものであります。

長年社会に貢献されたこれらの高齢者の方々に、老後も財政的不安もなく安心して長生きできるように、医療、福祉の充実を果たすことが国、地方自治体の責任であります。

改めて、町当局に対し、国に同制度の早急な廃止を求めることを求め、本事業会計決算認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、認定第6号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本制度は平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に替わり、75歳以上の方と一

定の障害が認定された65歳以上の方は加入し医療給付等を受けることができる制度であり、国保と被用者保険の2本立てで国民皆保険を実現しております。この制度の背景には、所得が高く、医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢者になると国保に加入するといった構造的な課題があります。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳から74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けているといったものであります。

平成20年3月末まで運用されていた老人保健制度は、75歳以上の保険者は国保被用者保険に加入し、おのおのに保険料を払いつつ市町村が運営する老人保健制度から給付を受けるという制度で、現役世代と高齢者の費用負担関係が不明確であった点や保険料を徴収する健保組合等の保険者と、それを使う市町村が分離していた点、また、加入する制度や市町村により保険料額に高低差が出ていた点などが課題でありました。一方、現行制度は75歳以上の高齢者は広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し給付を受けるといったもので、現役世代と高齢者の分担ルールが明確化され、保険料を納めるところと、それを使うところを都道府県ごとの広域連合の一元化により財政運営責任においても明確化がされました。さらに、都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担するといった制度になっており、現行制度を評価、推進するものであります。加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うものであります。

令和4年4月から制度を安定的に持続するための制度改革により、一定以上の所得のある被保険者の方がいる世帯の方は、窓口負担が3割の方を除き、医療費の窓口負担が2割になったことによる対象者への理解に対する懸念も、配慮措置や周知徹底により円滑に運用され理解が進んでいるものと重ねて評価いたします。また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のため、保険基盤安定繰入金は4,637万円であり低所得者等にも配慮されております。そして、団塊の世代を迎え、被保険者数の増加や高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、制度を安定的に持続するために現役世代と高齢者の方々が、それぞれの能力に応じ公平に負担し合うことが重要であることから、その理解を深めるための周知徹底を今後も継続されるなど、被保険者の方々のために努力を重ねられますことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第7号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第7号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、令和4年度においても、令和2年度から続く3か年間の基本料金の月額500円が軽減されていることは一定評価するものでありますが、さらに軽減ができることを述べ、反対するものであります。

1つは、過大とも言える現金預金であります。震災前の平成22年度の現金預金は約7億3,500万円でしたが、当年度決算では、当年度純利益約940万円を含めると約17億円にもなっております。12年間で約9億6,500万円も積み増しされている状況であります。

剰余金が生じたその要因の一つは、県事業である広域水道事業が平成22年度、平成27年度、令和2年度と3度にわたって、受水している市町村に対し受水契約料金を平成22年度から年間で約1,900万円、平成27年度からは年間2,300万円、令和2年度からはさらに年間5,400万円と引下げを行っており、この12年間で広域水道事業への原水費の支払額は約3億5,400万円削減されております。削減された費用分は住民の使用料金の引下げに充当すべきにもかかわらず、本町では町民への料金引下げを行わなかったことにより、このような余剰金額になったのではないのでしょうか。これら必要のない過大な積立金は行うべきではありません。町内の全世帯、事業者の1か月の基本料金額は約1,300万円で、1年間の免除した場合の額は約1億5,750万円です。この積立金を計画的に取崩しを行い、町民の基本料金の引下げを行うべきではなかったのでしょうか。

2つに、本町は仙南・仙塩広域水道と仙台市から受水しておりますが、仙台市と高過ぎる受水量契約をいまだ行っていることであります。仙南・仙塩広域水道の1トン当たり約120円に対し、仙台市は約927円と7.7倍となっていることであります。仙台市からの受水量は全体の2.5%で、1日受水量、僅か116トンしか受水していないのに800トン分を払っているという状況であります。とんでもない契約を行っていることであります。

3つ目は、昨年度に宮城県広域水道の給水自治体との受水契約料金の改定が行われました。

基本料金の基となる最終日水量1万900トンを実日水量約4,600トンに見合った契約をしてこなかったことが、令和4年度までの住民の必要外の負担となっていることであります。例えば、最終水量を実水量に近い日量5,000トンに契約し直せば、年間約5,800万円削減できたのではないのでしょうか。

このことを踏まえ、当年度事業においても受水費の再契約の実施、必要以上の積立金を改めるとともに、現金預金の計画的な取崩しと県の受水料金引下げ事業を行ってこなかったことによる水道事業会計認定に対し、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

認定第7号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度においては、水の安定供給のため代ヶ崎浜一本松ほか老朽管更新工事や上水道施設機器更新工事など、建設改良事業を計画的に実施しておりました。安全で安心な水を安定供給していた実績と先を見据えた安定経営に努めていたことから賛成といたします。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

日程第9 議案第57号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第57号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第57号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

議案書の85ページを御覧ください。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、令和４年度の未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて議会の議決を求めるものでございます。

86ページを御覧ください。

内容については、剰余金処分計算書に記載のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高５億3,716万2,401円のうち、議会の議決による処分額として建設改良積立金の積立てを5,000万円、未処分利益剰余金の処分後の残高を４億8,716万2,401円に定めようとするものでございます。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第57号令和４年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、さきに審議した認定第７号令和４年度七ヶ浜町水道事業会計決算での反対討論の中でも一部述べております。建設改良となる水道管入替え、布設には100%の起債が認められており、後年に利用する町民が年度年度に事業負担すべきものではないでしょうか。利用者の町民からの水道料金として徴収し、剰余金となった金額は町民に還元すべき策を講じるべきで建設改良積立金への積立ては行うべきではないという立場から反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第57号令和４年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、会計処理上、決算において純利益が発生したものを利益剰余金として積み立てるものであります。利益剰余金は資本的収支の不足分を補填する財源の一つであり、将来的に大規模改修工事をするような場合の建設改良積立金に積み立てたり、不測の災害時による施設の補修等に保有しておく必要があります。また、将来の人口減少による料金収入の減少により経営は厳しくなることが予測されますので、将来にわたって安定した財源を確保し、安定した給水を持続することが管理者の責務であることから適切な処分であり、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、

これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員提出議案第6号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議員提出議案第6号七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

それでは、私から議員提出議案第6号について説明させていただきます。

七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案の理由につきましては、行政組織機構の見直しに伴い本条例の一部を改正するものであります。

七ヶ浜町議会委員会条例の新旧対照表を御覧ください。

総務産業常任委員会の所管事項中、水道事業所を上下水道事業所に改めるものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 七ヶ浜町議会活性化検討特別委員会の設置について

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、七ヶ浜町議会活性化検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。近年、議会基本条例の制定等による地方議会の活性化策が全国的に図られており、宮城県内の町村議会におきましても特別委員会等を設置し議会活性化に取り組んでいる議会が多く見受けられます。本町議会においては平成29年に特別委員会を設置し、議会活性化に取り組んできたところでございます。昨今、町議会議員は地方分権の進展や住民ニーズの多様化といった時代の変化に伴い、これまで以上に広範囲かつ専門性といった能力が必要不可欠となっております。また、よりよい町政運営と町民福祉向上のため、町議会議員は町民の代表として果たす役割は大きくなっております。議会を取り巻く状況が日々変化する中で、引き続き議会活性化への取組が必要であることから、議長を除く全員をもって構成する七ヶ浜町議会活性化検討特別委員会を設置し、これに付託の上、活性化策の調査、審議をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する七ヶ浜町議会活性化検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査、審議することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 分より再開いたします。御苦労さまでした。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 5 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

—

日程第 1 2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、13番仁田秀和議員の質問を許可します。発言席に御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

町長の選挙公約及び今後のまちづくりについてであります。

このたび、9月10日、任期満了に伴う選挙があり町長が無投票で3選を果たされました。震災の復興日から続けられて、現在、新たなまちづくりへ向けて町民の皆様の期待も高いもののように思います。そこで、このたびの選挙で町長が掲げられました選挙公約実現のために、具体的に何に力を入れて、そして新たに何を進められるのか伺ってまいりたいと思います。

まず第1に、震災の復興であります。震災から約12年と6か月が経過しました。町長の公約では、震災の復興と、さらに防災ということで、あの忌まわしい津波により犠牲者をもう出さないためにも行政でなし得ることはやっていきたいという気持ちの表れであり、そういうことから1丁目1番地として取り組んでいきたいということであるというように感じた次第であります。その点も含めまして、このたび掲げられました6つの柱を軸とした公約の実現のためにどのような政策を展開されるのか、事業継続ということなのか、新しい考え方や目標を持った事業展開を考えられているのか、具体的な政策と、町民の皆様が期待される新たなまちづくりへ向けたビジョンをお示しいただくために何点か質問させていただきます。

1点目は、これまで取り組まれた施策について、特に道半ばであったということでございましたので、これまでの課題や解決策について伺いたいと思います。また、公約実現に当たり、町の長期総合計画などとの整合性や新規事業創設の可能性がありましたらお示しいただきたいと思います。

2点目は、復興と防災についてであります。本町の震災復興につきましては、ながすか多目的広場の整備完了をもってハード面におきましては完了したというように認識してございます。そこで、ハード面においての復興は成し遂げられましたが、心の復興については継続した支援が必要であると考えます。また一方で、震災の記憶というのは、年々、時が経過するとともに忘れ去られていくものでもございます。それを危惧し、震災の恐ろしさや経験、記憶を風化させないためにも防災において町民の皆様の知識をお借りし、災害に強いまちづくりを目指すべきであるとする次第であります。町長の目指す復興と防災とは具体的に何を実施されていくことなのか。例えば、心の復興については継続的な支援をするという確約なのか、新たに復興名目で事業展開をされることをお考えなのか、また、防災については、今年3月に改定された

地域防災計画や厳しい条件で刷新されましたハザードマップを用いた新たな取組をされていくのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

3点目は、人材育成についてであります。これまで取り組まれてきた英語を通じたコミュニケーション力の向上を図る施策に継続的に力を入れていくということなのか、新たな取組として掲げる事業などはあるのか伺いたいと思います。

4点目は、攻めの福祉についてでございます。当初予算の内容によりますが、所信として児童福祉と子育て支援を取り上げられました。これにつきましては、少子化対策につながるものであると、6月会議ですかね、そちらでも質問しましたが改めて伺います。攻めの福祉というより少子化対策についてであります。まず町長はこの少子化についてどのようにお考えでしょうか。将来人口や対策についての重要性、さらに、6月の質問では女性の減少が少子化の一つの要因となっているというお考えを示されました。そのことも踏まえ、少子化対策についてのお考えや子育て環境の整備など、新たに力を入れるといった町長のお考えについて伺いたいと思います。また、コロナ禍で疲弊した地域活動の活性化を図るためにDX推進計画を用い、施設や各種事業との連動を図り、健康づくりを促す考えについても併せて伺います。

5点目は、地域力の構築についてであります。長引くコロナ禍により地域コミュニティの希薄化が進んでおります。町長お考えの地域力の構築とは何か伺います。

6点目は、まちの魅力再発見・創出についてであります。地域力構築にも相乗効果が得られる取組が期待されていると考えます。そこで、町のポテンシャルを生かした地域コミュニティ活性化や観光産業などに寄与できる新たな取組についてのお考えを伺います。

7点目は、交通対策についてであります。地域公共交通の継続と充実については、ぐるりんこの運用ということであります。改めまして、本町の公共交通の考えや交通渋滞対策について伺います。また、住民ニーズに応えるためのぐるりんこ以外の交通手段として、地元タクシー会社などと連携したデマンドタクシーを展開する考えについて伺います。

8点目は、地場産業への新たな挑戦についてであります。これまで県漁協七ヶ浜支所さんと協力の下、トリガイの生育に取り組まれてきましたが進捗状況や課題点などについて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町長の選挙公約及び今後のまちづくりについて回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、13番仁田議員の御質問、町長の選挙公約及び今後のまちづくりについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問。これまで取り組まれた施策についての課題及び解決策について、また、選挙公約の実施に当たり長期総合計画との整合性及び新規事業創設の可能性についてお答えをさせていただきます。

これまで取り組んだ施策の課題及び解決策については、次の2点目以下、御質問と重複する部分がありますのでそちらと併せて回答をさせていただきたいと思います。

まず長期総合計画については、人口減少や少子高齢化、新しい生活様式、デジタル化への対応等、社会情勢や生活環境がより複雑多様化していく中、柔軟に対応できるようお考えの下に策定いたしました。そして私が公約に掲げさせていただいています6つの政策軸と、それに連携させた逍遙のまちづくりについては、長期総合計画の基本構想、基本計画との整合は図られていると思っております。今後は、その目標に基づき、それぞれの年度で実施計画を定めるなど時代に即した新たな事業に取り組む必要もあると考えております。

次に2点目の御質問、復興と防災について。復興においてハード面では完了したが、心の復興は継続して支援が必要であるとするが町長の考えは、また、震災の経験を生かした災害に強いまちづくりを推進するために町長が考える取組案についてお答えをさせていただきます。

震災から12年経過し、心の復興については、見守り事業をはじめ学校教育支援センター事業やスクールソーシャルワーカー活用事業、被災者生活支援等事業など国の補助制度終了や縮小といった変化がある中で、現在も関係機関と連携し事業内容を見直しながら継続して取り組んでいるところでございます。

災害に強いまちづくりでは、既に地域防災計画の改定、津波ハザードマップの更新等を行いました。さらに、防災意識の向上を図るため、今年度は湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜地区、3地区合同での防災訓練を実施することとしております。特に災害発生が平日の昼間であった場合、昼夜間人口比率が日本一低い当町においては避難行動要支援者の避難方法などが課題となります。令和4年度では、防災行動要支援者の個別避難計画策定において、モデル地区としてほかに先駆けて花渚浜地区の皆さんに取り組んでいただきました。時間を要する取組ですが、こういったことをベンチマークとして全地区に広げていきたいと考えているところでございます。また、関係機関との連携も重要であり、特に東北大学災害科学国際研究所とは関係を密にしていきたいと考えているところでございます。

次に3点目、人材の育成について。これまで取り組まれてきた英語コミュニケーション力を育成することに継続して力を入れるのか、また、新たに取り組まれる事業案についてお答えをさせていただきます。この取組は、単に英語を話すだけではなく、英語という手法を用いて子

供たちの表現力やコミュニケーション力を向上させようとの狙いで取り組んでおります。また、近年はインバウンドやアジア諸国の台頭も目覚ましくグローバル化の進展はますます拡大すると予見され、その共通言語は英語をベースとしてコミュニケーション力が求められることと思われることから、今後も継続し強化してまいりたいと考えております。七ヶ浜に生まれ育つ子供たちに、世界で活躍するための資質の一つとして英語力を身につけさせたいというのが私の思いでもございます。

次に4点目の御質問、攻めの福祉について。児童福祉や子育て支援については、少子化対策につながる政策展開が必要と考える、先般の一般質問において少子化は女性の減少が考えられると回答があったが、子育て環境の整備など新たに力を入れる考えは、またコロナ禍で疲弊した地域活動の活性化を図るためにDXを活用し、施設や各種事業との連動を図り健康づくりを促す考えはについてお答えをさせていただきます。

少子化対策におきましては、人口減少や共働き世帯が増える中で安心して子供を産み育てる環境を整えることが重要であると考えています。そのため本町では、他市町村に先駆け子ども未来課を創設し、2020年度、令和2年度から、児童福祉、子育て支援、母子保健の一体的な取組を進め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでまいりました。また、宮城県より児童福祉の専門職員を派遣していただき、保健師、保育士、心理士、社会福祉士等の専門職とともに、小中学校、幼稚園、保育園と情報の共有を図り、いち早い支援や継続的な支援ができる相談体制を整えてまいりました。さらには、生後6か月から7か月の乳児のいる家庭の全戸家庭訪問や相談事業を取り入れた1歳児健康相談など、町独自の子育て支援策事業にも取り組んでいるところでもございます。今後も引き続き、本町における少子化の実情を踏まえながら、より一層安心して子育てができる環境づくりに力を入れてまいります。

健康施策におきましても、当町における平均寿命から健康寿命を減じた不健康な期間が男女ともに宮城県内で常にワースト上位となっているほか、がんによる死亡が県内で男女ともに上位となるなど、町民の健康寿命の延伸や医療費の抑制のための取組は喫緊の課題と捉えております。そのような中、今後の新たな取組としては、試みとしては、ふだん着の健康づくりをテーマとして、歩いたり食べたり、ふだんの生活に着目し、誰でも気軽に取り組めるような健康づくりプログラムについて、大学の研究機関や民間企業との協働により事業を探ってまいりたいと考えております。例えば、身につけられる機器を使い、睡眠や運動量などの日々のデータを見える化するなど、町民一人一人が健康に対する意識を向上するような取組について模索してまいりたいと考えております。

次に5点目、地域の構築については、長引くコロナ禍により地域コミュニティの希薄化が進んでいるが、町長の考える地域力の構築はについて回答をさせていただきます。

地域の力は町の原動力でもあり、お互いの顔が見え、心通わせ、町民同士の協力やつながりが本町の地域コミュニティをつくってきたと思っております。昨年度からコロナ禍により中止となっていた夏祭りや地区での催しが徐々に再開され、元に戻りつつあると感じております。町でも、小学校地区民合同運動会の再開や、新たにスポーツダーツを活用した七ヶ浜アローブプログラム事業など世代間交流や新しいコミュニティの活性化に向け取り組んでおります。地域コミュニティの活性化は一朝一夕にできることではございませんが、一步一步着実に地域が元気になるように進めてまいります。

次に6点目、まちの魅力の再発見・創出については、地域力の構築にも相乗効果が得られる取組が期待されると考え、町のポテンシャルを生かした地域コミュニティ活性化や観光産業などに寄与できる新たな取組の考えは、また、町のポテンシャルをフルに活用し、産業の活性化や企業誘致、移住定住を促進するためにも市街化調整区域を市街化へ変更する必要があると考えるが町長の考えはについて回答させていただきます。

町では、まちの魅力の再発見・創出として6つの政策軸と連携させ、七ヶ浜の魅力を生かした新たなまちづくりとして逍遙のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。町のポテンシャルの一つとして、仙台近郊に近接し風光明媚であり海が見えるロケーションや、訪れる人にとっては都会の喧騒を離れて安らぎや自分だけの癒やしの時間を楽しむエリアとして、またそこに住む地元の人たちにとっても居心地がよい空間となることです。菖蒲田浜は昔から文人たちが訪れた歴史があり、菖蒲田地区の様々な意見を交え、逍遙の始まりとなるような一部エリアをモデルとして新たな空間の演出を探ってまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域を市街化へ変更する必要があると考えるが町長の考えにつきましては、当町は市街化区域内に未利用地が多くあり、編入においては厳しいものと宮城県の指導をいただいております。しかしながら、人口誘導、定住促進の観点から、昨年度、宮城県に対し市街化調整区域の建築制限緩和について要望を行ったところでございます。

次に7点目、交通対策については、地域公共交通の継続と充実について当初予算では例年どおりぐるりんこを運用していくということであったが、改めて本町の公共交通の考えや交通渋滞対策は、また住民ニーズに応えるために、ぐるりんこ以外の交通手段として地元タクシー会社などと連携しデマンドタクシーを展開する考えはないかについて回答させていただきます。

鉄道も国道もない本町にとりまして、公共交通は町の重要な足であり、通勤、通学、買物、

通院など生活する上で必要不可欠でございます。現在、本町にはミヤコーバスが運行する汐見台団地線のほかに、町民バスぐるりんこ、そして多賀城東部線が運行しておりますが、効率のよい利便性の高い公共交通について今後も模索してまいります。現在、ぐるりんこの運行においては、燃料高騰による運行経費の増加やコロナ禍による利用者数の減少に伴う運賃収入の減少と町の経費負担も増加している状況です。町民バスに関しましては、車両のタイプや日中便の乗車時間が長いなど様々な御意見がありますが、今後も持続可能な公共交通の在り方を検討してまいります。

次に、渋滞対策につきましては、県の主要地方道の拡幅工事完了もあり、天候や時間帯で車列ができるものの、町内部分につきましては大分緩和されていると捉えております。

次に、地元タクシー会社などと連携しデマンドタクシーを展開する考えはないかについてですが、県内では地域の自主運行や自治体が主体となり、20を超える自治体でデマンド交通を導入しています。導入した理由としては、もともとあった路線バスが廃止または減便されたことや路線バスの利用者が少ないといったことから導入されているケースが多いようです。本町におきましては、日中の時間帯においても町内から町外間の利用の割合が多く、利用者が多い時間帯もあり、デマンド交通についてはさらに検証する必要があると考えております。いずれにしても、今後さらに進む人口減少や高齢化、免許返納者の増加を考えると、本町の公共交通については検討を続けていかなければならない重要課題と受け止めております。

次に8点目、地場産業への新たな挑戦については、本町ではこれまでに県漁協七ヶ浜支所協力の下、トリガイの生育に取り組まれてきたと、進捗状況や課題点について回答をさせていただきます。

御質問のトリガイにつきましては、本町の新たな特産品となるよう試験的な研究調査を積み重ね、七ヶ浜の周辺海域でも波の穏やかな海域で生育が可能であることが分かり、令和元年度より現在の東宮浜の地先海域において試験を開始しております。種苗生産は、松ヶ浜漁港内に拠点のある公益財団法人宮城県水産振興協会へ委託し、殻長、貝殻の大きさですね、殻長5ミリ程度まで成長した稚貝の引渡しを受け、県漁協七ヶ浜支所青年研究会への委託により東宮浜の海域で生育を実施しております。漁獲量の実績では、令和4年度で529個、令和5年度では2,290個と、種苗の増産により確実に漁獲量が増えた結果となりました。また、令和4年度には波の影響を受けにくい大型いかだ2基を製作、設置し、生存率も向上したことから、今年度においてもさらに2基のいかだを増設してまいりたいと思います。

課題につきましては、海水温の変化やプランクトンの状態など環境に左右される部分が多い

ため安定した稚貝生産に苦慮している状況で、冬の寒波や夏の猛暑などが直接影響することから、さらに実証による研究を重ねる必要があると考えております。

なお、令和4年度ではトリガイの市場調査を行い、仙台市中央卸売市場やレストラン、すし店などに出荷し、品質についても高い評価を得ております。

引き続き種苗が量産できるよう取り組むとともに、七ヶ浜の地場産品として確立できるよう果敢に挑戦してまいりたいと考えております。

以上、仁田議員への御質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは1点目につきまして、長期総合計画はまちづくりの土台となるものでございます。そうですので、ロジックモデルがぶれないように整合性を図りながらも整合性が取られていると、問題ないということでございますが、全庁にわたって情報共有をして目標達成に向けてやはり取り組んでいかなければならないと思いますがいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては確かにそうだと思います。ただ、長期総合計画をうちの町で御覧になっている方、皆さん御覧になっていると思いますけれども、これからこうしていこう、これからこうやっていこうというのは、正直ほかの計画とは違います。というのは、なかなか先が見えない。この長期総合計画を策定したときには、新型コロナとかそういったパンデミックとかは全然考えられなかった。そして今よくブーカの時代と言われて、先の読めない、これまでの成功事例が通用しない、複雑で曖昧でというふうな答えのない時代だと。ですから、今後こういうふうな展開をしていこうという思いで長期総合計画を策定させていただいています。そして、これまでは、例えば、以前は3全総とか4全総とか5全総とかという形で、大体10年スパンの全国総合計画ですか、そういった形で人口フレームが将来何万人になるだろう、どれくらいになるだろうということでインフラの整備であったりそういったことがされてきた時代、今はどうしても人口減少でこれからどんどんどんどん減っていく時代、そして高齢化していく時代ということで、なかなか今度は下がっていく時代の将来の展望となるとなかなか先が正直なところ読めないということで、いずれにしましても、そういった指針を誤ることなく先を見ながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 時代的にはそうやって人口減少が進んでいる時代でございます。日本に

おきましてはというところだと思いますけれども、そこを上げる、人口を伸ばしていく、維持する、そういった計画というものが長期総合計画の本質だと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） 確かにそうです。ただ、日本の状況を見て、これから本当にますます少子化、人口が減っていくということが確実に言われている。そして、厚生労働省の外郭団体の国立社会保障人口問題研究所でも本当に極端にこれから減っていくということです。そういった社会にやっぱり対応していかなければならないと。人口を増やすためにどうするかとなると、よその町からとかそういった意味で、何ですかね、取り込むといえますか、そういった意味では、今宮城県は高速道路沿い、やっぱり半導体とかトヨタとかの自動車の大きな企業の周辺に人口が増えている。決してこれは、そこに新しい世帯が子供を産んでどんどん増えているというのではなくて、やはりよそから、県外からとかそういった形で人口が増えている、増やしているというか、自然に増えてくるような状況でございますので、本町のような通過交通のないところはなかなかそういった意味では厳しいというのが現実です。そして、企業誘致とか、ほかはどこの今宮城県内、富県宮城という知事の方針の下に工業団地とか企業誘致を進めています、いかんせん、うちの町にそれだけ広い、町が所有する土地とかそれがないのがちょっと残念では私としてもあります。正直なところそういう状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 鶏、卵かというところにもなってくると思うんですけれども、これにつきましては後の質問にも関連性ありますので、次に2点目の質問に移りたいと思います。

こちら前後しますけれども、防災についてであります。関係機関と連携し、地域防災を高めていくということで理解しました。町長が危惧されておりますように、近年、全国各地で自然災害が多発し、さらに激甚化しております。ふだんからの防災意識の向上が重要であります。そこで、大変参考になる取組をされている自治体を紹介させていただきたいと思います。今後発生することが予測されております南海トラフ巨大地震であります、内閣府が公表しましたデータでは日本で最も高い津波が来る町とされた高知県黒潮町では34.4メートル余という数字が示されました。その黒潮町は、今では海外からも視察が訪れる防災先進地として有名でございます。その防災の取組でございますが、日本一短い津波避難訓練を実施されております。自主避難が困難な方でも自立歩行が可能な方などに対しまして、避難警報が発令されてからベッドなどから玄関先まで避難するという訓練であります。防災は自助、共助、公助で成り立つも

のですが、まさにそれが三位一体となった避難計画であると思います。地域防災に対する脆弱性ですね、脆弱性を限りなく減らす取組としても大変効果が期待できると思います。本町では、災害時の避難行動において要支援者の安全の確保に寄与すべく、要支援者名簿を活用した取組では逆手上げ方式を採用し、より確実な効果が期待されているわけですが、さらに、その効果を発揮させるために短い距離での避難訓練などを取り入れてみてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさに、仁田議員さんおっしゃるとおりだと思います。できるだけ短い時間に行ってそういった避難ができる場所と。幸いといったらあれですが、うちの町内はすぐ背後地に高台があると。そこまで誘導するのは大変なんです、そんな形で今回は花洲山をモデルとして、要支援者といいますか、避難行動も含めてやってみたんですが、さらには、これから本当はタイムラインとか、個々の、個人個人のそういったこういう人たちをどう対応するかというのがどんどん大事になってくるのかなと。今まではゾーンディフェンスでしたけれども、これからはやっぱりマンツーマンも視野に入れて考えていかなきゃならないのかなという考えでおります。

そして、振り返れば東日本大震災のとき、12年半前、要支援者という形で実は400名くらいの方が、そういった介護とかいろんな方がおられるということで、けれども、その400名の中の、そのときは400名とたしか覚えているんですが、どの人が自分で避難できないんだということは全然把握できなかった。それで手上げ方式でやると、いずれ独り住まいになるから何かのときのために健康だけでも手だけを上げておくという人がほかのよその状況でした。いろいろ聞いたらですね、ほかの自治体でも。それでは意味がないということで、実は逆手上げ方式で本当にこの人たちに支援をしなきゃいけないんだというものを拾い上げるためにうちのほうでは逆手上げ方式で条例化してやらせていただいているという経緯でございます。今後も、やっぱりそういったしっかりと、それも一つの攻めの福祉なんですけれどもそういったことでの対応も含めてまいりたいと考えています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） まさに町長おっしゃるとおりで、要支援者の避難に対するとところというのはやはり課題であると。今までは見えなかったけれどもそういったところで見える化を図ってきたというところで、先ほど申し上げましたとおりに大変いい取組をされているところがありますので、そういった短い距離での避難訓練というものを取り入れてはいかがでしょうか。

改めて。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 大変参考になる御意見ありがとうございます。

できるかどうか、ちょっと検討しながら前向きに進ませていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ全国各地で研究を重ねられている自治体がありますので、様々なところを参考になさっていただきたいと思います。そして、防災計画において重要なのは防災避難のインフラの整備でございます。震災後、これまで十分に調査など行われてきているものとは思いますが、防災力を高めるためにも再調査し、整備不良な、整備不十分なところはバリアフリー化を図り、誰もがすぐに避難できる道路整備が必要だと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 復興計画において、その避難道路とかそういった意味では整備されているんですが、現在、復興事業も完了し、今の現有の中で、とにかく最短で避難できる対応をしていかなければならないのかなと。やっぱりそれについては、いろんな訓練とか、やっぱりそういったことで検証していかなければならないのかなという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） なぜ今避難インフラなのかというと、先ほど言いました短い距離での避難とその後やはりつながるんですね。誰かが車椅子を引っ張って、押していただいて避難するときに道路が凸凹では、そのときにも時間かかってしまいます。そういったことから今、御提案させていただいたわけですが再度いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 仁田議員さんおっしゃるとおり、そうです。例えば、あのときは一部しかならなかったんですけども液状化現象、そうするとマンホールがどんどんどんどん、によきによきと道路に突き出てくると、要害とかそちらもありました。そうなると、緊急車両とかそういったものは通れなくなると。そういった場合のことも含めて、やっぱり今後検証していかなければならないし、避難できるように安全、安全といいますか、住民の安全のために考えていかなきゃならない部分だと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 防災につきまして、別な視点で再度伺います。

住居の家具転倒防止についてであります。大きな地震により家具が転倒し、けがや、場合によっては命の危険もあります。それを回避する手段として家具転倒防止器具があります。本町では、器具取付費については補助対象となっております。しかしながら、家の壁に穴を空けるということから取付けをちゅうちょされている方もいらっしゃると思います。特に賃貸物件ですと退去時は原状回復が基本となることから、物理的に壁や柱に固定するのではなく、突っ張り棒や、中には取り付けないでいる方もいらっしゃるかと思います。そこで、家具転倒防止対策として、器具取付費補助だけでなく家具転倒防止器具取付けで生じた穴の原状回復に係る費用を補助する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） いいアイデアをいただいたと思うんですが、今答えるというようなことではなくて今度の予算編成までに間に合うよう、間に合うかどうかその辺も含めて予算協議の中で検討してまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 検討されるということで、そこで再度伺います。

東京都では、公営住宅においては原状回復義務が免除されております。本町としても検討する余地はあると思います。原資につきましては、災害公営住宅基金が現在18億円でございます。将来の大規模改修などに対応するために必要な基金ではありますが、そういった防災での活用も十分に考えられると思います。先般、町営住宅に御入居されている方から、ぜひとも目に見える形の事業をやってほしいという要望もございました。町民の方の生命、財産を守るためにも、基金の取崩しも含めて、改めて家具転倒防止などの目に見える形の防災力強化について再度町長のお考えをお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 確かにいろんな方法ございますし、財源なんかにつきましてもいろんな財源があると思いますので今後探っていかなければならないと私たち思っていますので、今後そういった形で積極的に導入するんだという姿勢で予算編成に臨みたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ本町がモデルケースとなるような防災の取組を積極的に実施されていかれますことを期待しております。

次に、3点目の人材育成について伺います。

今後も継続して、以前、町長はブラッシュアップして取り組んでいきたいということでございました。改めて今回、当初でもありましたように、親世代をはじめとした大人への事業展開について、こちらについての事業展開について内容の説明をいただきたいと思います。（「できればもう一度」の声あり）再度行きますか。

○議長（安倍敏彦君）　じゃもう一度、ゆっくりお願いします。

○13番（仁田秀和君）　失礼しました。大人へのですね、大人へのということでございました。

○議長（安倍敏彦君）　大丈夫ですか。もう一度読んでもらえますか。

○13番（仁田秀和君）　親世代をはじめとした大人への事業展開ということで当初予算ではありましたが、こちらの事業内容を改めて伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君）　ただいまの大人世代へのグローバル人材の英語教育の関係だと理解して答えさせていただきます。

国際村のC I Rの事業の中でイングリッシュブッククラブ、こちらは高校生以上の事業を展開するもの、それから、子供の英語教育の中では大人の理解も必要だということで大人への研修とかも実施しているのがC I R事業でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　若干ちょっと私のあれとは、勘違いしました。

本質的な、先ほど町長の回答からもありましたように、英語コミュニケーション力の向上というのは生活のあらゆる場面での自然な対応により身につけやすいというように言われております。ですが、御家庭へのアプローチ、教育面ですから、そういったものについてはどういったことで理解を深める考えなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　須藤教育長。

○教育長（須藤 清君）　親子一体と捉えてくださいね。その中で学力が育まれる、そういう文脈で今年の4月に文部科学省の全国学力学習状況調査が行われました。これは小学校6年生と中学校3年生抽出のものです、全国一律ですね。この中では2つ、つまり英語を通して自分はどうなりたいのかという質問的な項目と、あとは、まさにペーパーテストに表れる英語の力を試す、それをやっています。

じゃあ七ヶ浜の実態はどうかというと、まず、小学校、中学校、3項目ずつ英語についての質問があるんですね。これは、まず小学校、この子たちは入学当時からの事業下にあっ

た子供たちです。英語をもっともっと勉強したい児童の割合、七ヶ浜64.2、宮城県35.4、将来英語を使った仕事や生活をしたいと思う子供、七ヶ浜35.0、宮城県26.5、中学校でももっと英語の勉強をやっていききたいと思う児童の割合、七ヶ浜74.8、宮城県65.5と、はるかに平均を上回っております。これは4択なんです。そう思う、ややそう思う、ややそう思わない、思わない、中間がない選択肢なんですね。ですから、かなりはっきりと出ています。

次、中学生、中3ですね。この子たちは小2からこの事業にあった子供たちです。将来、英語や英語を使った職業、生活をやりたい、中3、七ヶ浜18.2%、宮城県14.3%。それから、英語の学習はこれからも重要だと考える生徒、七ヶ浜61.5%、宮城県56.4%、英語の学習がこれから社会人として役立つと回答した生徒、七ヶ浜62.2%、宮城県56.8%、ペーパーテスト、県平均75点、七ヶ浜中79点。向洋中が伸び悩んでおりますけれども61点になっています。

まずデータの裏側にある親ですね、親はこれをどう見ているか、そして親はどう、この人材育成に関わろうとしているのかというところなんですけれども、まず小学校においては授業公開をどんどんしていますので保護者の意見が寄せられ、また、保護者も学校で今日どんな授業をしてきたのというようなコミュニケーション、それが年次を追うごとに小学校段階では深まっていると思います。中学校がそれを今追いかけているところで、やっぱり中学校のほうは、このコミュニケーション能力のみならず文法事項とか、そういう従来の英語科に特化した知識、技能、そういうものがありますので、そこのところを今ブラッシュアップしているところです。

これについても親の理解をどのように深めているのかということは、例えば学校の学校経営方針を4月に各校長話しますけれども、このことを通じて子供は英語の教科だけが伸びるのではなくて生き方、生き方です。先ほど町長が述べておりましたブーカの時代を生き延びる、生き方に関わっていくんだよという意味のことを言ってもらうことにしています。表現の仕方は校長によって様々ありますけれども、そういう意味で親の意識も、ただ、例えば受験の点数が上がるという部分、それもととても必要です。プラス、コミュニケーション力という、将来ですね、将来に応じてこの時代、個を鍛える、個を鍛えるという意味で、この正解のない社会を生き延びる力としてのコミュニケーション力、ここが今伸びていますよということを伝えつつ、家庭でもぜひ、これは英語で会話してほしいだけではなくて親子のコミュニケーション、私がここにきた平成28年は45分でした、平均時間、親子の。

○議長（安倍敏彦君） 教育長、手短に。

○教育長（須藤 清君） これでやめます。それが、そこにこそ教育は発生しますよということを一生懸命話しているところです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 大変、御丁寧な御説明ありがとうございます。教育長の思いは十分に伝わりました。ぜひ、そういった強制的なものにならないように環境の整備に向けて取り組んでいただければと思います。

さて、新たに学校施設再編ビジョンの検討に取り組んでいくというのが新聞や広報などで示されております。来年度に予定されているようですが、委員会も立ち上げるようで、そのことについては議会には説明がありませんでしたので、今後、予算化の必要はない事業ということで理解してよろしいのか。まずは議会への説明がなかった経緯について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私が3期目で取り組む公約の一つとしてちょっと上げさせていただきました。それで、デリケートな問題でございまして、そして時間を要するものでございまして、まだ内容とかフレームをしっかりとしないで。ただ、やっぱりいろんな意見を聞かなきゃないんで、そういった意味ではやっぱり委員会的なものをつくって検討していったほうがいいんだろうなということで掲げさせていただきました。それでよく、いろいろ学校の再編とかと皆さん聞くと将来どうすんのか、勝手にですね、例えば汐見小学校と幼稚園一緒にしたりとか、七中とえらく近いから一緒にしたりとか、皆さん勝手に大分興味を持って言っておられる。さらには、七ヶ浜中学校を建設したときに平屋をベースに造ったということで何か将来介護施設になるんじゃないかなみたいなことを勝手に言っていた人もいたんですね。

ですから、そういった意味ではいろいろやっぱりこれからの学校の在り方とか、子供が少なくなっていく中でどうなのかなという、住民の皆さんも興味があるんだろうなということで、これからそういった流れといいますか、どういったやり方がいいのかも含めて教育長さんとかとこれから詰めてやってまいりたいと。ただ方向性としてはもう長い時間かかっても議論してもいいんじゃないかな。というのは、以前教育委員会から聞いたときに、子供たちの数、そしていずれ1クラスにもうなっているのかな、なっているんですね。そうすると、前の教育長さんからは1クラスになっていくとだんだん競争性がなくなってくると。やっぱり子供たちの、何ていうんですかね、学力とかいろんな場面で影響が出てくると。そういったときどうなのとか、6年じゃなくて9年間の中で一括でやっぱり取り組んでいくとか、そういったいろんなことがあって、今学校もコミュニティースクールとか義務教育学校とか小中一貫とかいろんなことがありますんで、そういったことも含めて、町民の皆さんとか、例えばそういった勉強会を開いたりとか、そういったことになるのかどうか、これから詳細を詰めてまいりたいと思い

ます。ですから、すぐ予算という形では今のところは考えてないです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 予算は今ではないとしても勝手に、確かに広報が先に出てしまって言うてしまうとか、風潮を広げてしまうという方はいらっしゃると思います。そのために議会があるのかなと。町民を代表してこの場に立っているわけですので、そのためにもやはり、まずは議会に示していただきたいという思いでありました。再度、もう一度、その点について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） この質問に対しましては町長が答えるのが本来だと思いますけれども、それをフォローする意味ということになるかと思うんですけれども、私自身も特にそういった学校のことについては話を受けているわけではありませんでした。ただ、いろいろ町長と、あるいはほかの職員なんかと話をしている段階で、いや、将来的にはこういったことも課題になるんだろうなという話がありました。恐らく、私推測ですけれども、記者に話をするときにもそういった意味で、こういったことが今後、職員の中でも、あるいは議会の中でも議論されていくべきなんだろうなということで話をしたんですけれども、たまたまそれが拾われて、好意だったと思うんですけれども拾われて出てしまったというようなことでございますので、ちょっとこれから必要になってくると思いますので、積極的に議会さんには示していきたいなと思いますので。まだそういうふうな、こういった言葉が適切かどうか分かりませんが、雑談の中で出ていることをそれをたまたま町長が今後の課題だというようなことで話して、それを拾われたというようなことでございますので、決して議会を軽視したというようなことではございませんので御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 議会軽視ではないということで理解しました。

それでは改めまして、学校施設再編ビジョンについて考えの段階であるということでございますが、今考えられる具体的なところですね。将来の学校統合の話も出ましたが、いよいよそういうことを検討する時期に入ったのかというものも見てとれます。それについてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ほかのところを見ても、やっぱり10年スパンでいろんな学校統合とか検討されているようでございますので、やっぱり時間をかけてそういったことが必要なのかなと

いうことで、あまり性急に今すぐ何年後とかそういった形では今のところは考えていません。今後、やっぱりいろんな話を聞いて、専門家の話を聞いたり、いろんなことで詰めていきたいと考えています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、4点目について再質問させていただきます。

私自身、大変気になるところございます。人口減少に影響する少子高齢化対策について、町長の公約にうたわれていないのか消極的に感じる場所があります。町長がお考えの、特に少子化対策について長計では町長のお考えが示されております。読み上げは時間の都合上、省略させていただきます。基本計画については、先ほど町長からもありましたように社会情勢を踏まえながら内容の見直しができるものとされております。人口減少対策ですので、ひとの分野でございます。出生数の減少傾向と高齢化率の増加が課題であると取り上げられております。そこでは、さらに子供を産み育てやすい事業展開が求められていると記載されております。先ほど答弁にもありました。

本議会の決算審査では認定した立場でございますが、少子化対策については保健事業の特定不妊治療費助成と発達育児相談事業でございます。今年度予算でも相談事業のみです。せめて、町独自に事業展開をして計画化するといった姿勢をお示しいただかないことには、交付金の交付要綱を求める事業ばかりで抜本的な少子化対策にはならないのではと思いますが、先ほどの回答では子ども未来課を立ち上げていろいろ取り組んでいくということでございますが、そういった事業展開ですね、そちらについても考えていかなければいけないと考えます。もちろん県事業であります特定不妊治療費助成により、お1人の方でも成功につながればと理解は十分にしております。そこで伺いますが、町独自で少子化対策事業を新たに展開する考えはないのか、少子化対策についての町長のお考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった部分では、これまで取り組んできたのが民間の保育所の誘致であったり、アイグランとかそういった形でさせていただいて待機児童ないように対応をしてきたりしました。そして、子ども未来課という課をつくってそういったことにいち早く取り組めるようにということなんですが、話でもしましたけれども、どうしてもこれから若い女性がこの圏域からどんどんどんどん少なくなっていくということ、あとは未婚者も多いということ、さらに合計特殊出生率を見ても、うちのほうで今1.09かな、宮城県よりも全国よりも低い状況と。その要因は何なのかといったらやっぱり地理条件とかいろんな住む居住関係とかいろんな

ことあると思うんですけれども、そういったもろもろの要件の中でなかなか子供たちが増えないし、全国的にこれは大きく減っている状況だということなんですね。抜本的な少子化のためというのはなかなか難しいんですが、私は、七ヶ浜で質の高い教育をやるところだよと、そういつて、そうやって一つ一つ実績を残していくよとなれば、七ヶ浜に住んでみたいというふうになってくるんじゃないかなと思っています。

そして、住宅を求めるとき、皆さん、若い人たちに聞くと、何で泉パークさんとか、あちらのほうがいいのかと、泉ヶ岳のあんな寒い吹きおろしのところが何がいいんですかというんですけれども、やはりその辺はステータス、教育レベルが高い、そういった部分とかも含めてそうになっていくと。だから、そういったいろんなもろもろの要件も含めて子育てしやすい、あそこは場所がいいよということになればいいなということで、さらに逍遙の町並み、町の品格ということをおっしゃっていただきましたけれども、あそこに住んでみたいというイメージが盛り上がれば、少しは子供たちとか、子育てをするのに七ヶ浜で育てたいというふうになってくるんじゃないかなと思っている次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今町長の答弁の中に質の高い教育、質の中には様々な質があります。

ただ1点だけですね、医療少年院の児童精神小児科医協議会というのがありまして、その中で、親になりたい、つまり結婚して子供を産みたいか産みたくないかというもともとの動機はどこにあるのか。それはたった1つでした、もう。家庭と学校でどれぐらい構われたか、構ってもらったか、もうそれに尽きると。つまり、質の高さの中には、やっぱり子供と遊ぶ、子供と一緒に活動する、それも含まれていることを併せて加えさせていただきたいと思います。そうすると、七ヶ浜でいっぱい遊んでもらった子供は、子供を勝手につくってみたいと、子供を産んでみたいと思うと、思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうですね、大変構っていただける、そういった環境整備を醸成していただきたいと思います。

そして、少子化対策というのはいろんな部類に分けられると思います。そこは教育の部分では一つ、そして即効性というか、あるものでは少子化対策、当然すぐに効果が表れるものではございません。そして、町長おっしゃるとおり大変難しいものでもあります。例えばフランスなど成功事例を挙げますと、やはり家族給付、現金給付ですね、やられています。あと、多子世帯の給付が効果の期待が持てるものと考えます。先日のニュースで取り上げられておりました。

た施策を紹介しますと、宮崎県都城市では、全国どこから移住しても1世帯に500万円や、子育て三ツ星タウン、3つの完全無料化など、少子高齢化が進む中、10年後を見据えた取組をしております。先行投資そのものです。人口の引っ張り合いであったり、ふるさと納税のようにあちこちで始めたら全く意味をなさないものがありますが、参考になる施策だと思います。ぜひ検証してみたいかと思いますがいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 海外の話も出ましたが、フランス、これは少子化社会が来るということで60年前から取り組んでいると。それで、その内容を分析しますとフランスは婚外子が多いんです。それで人口が出生率も高い。そういった意味では、日本の文化として婚外子の対応とそれがいいのかどうかは分かりませんが、そういった国として子供が生まれればそれにサポートして育てられる環境をつくっているというのもある意味ではいいとは思いますが、それが日本になじむかという部分ではちょっとどうかなとは思っています。あと都城市なんかは、やっぱりふるさと納税じゃないですけどもそういった部分で財源が潤沢なのか、何か1世帯500万円確かに、そこまでやるのかと思うんですけども、なかなかうちの町に当てはめたときには厳しいなと、厳しいというよりもちょっとできないなと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうですね。海外ですと政策的な、例えば移民政策だったり、そういったものも背景に確かにあります。でもですね、やはり同じ日本で実施されている、その財源、原資となるものはちょっと定かではありませんけれども、そういったところも広げていくという、潤沢にしていかなければいけないと、原資のほうですね。ということで、うちの町では財政調整基金ですか、4年度末残高15億円ございますので、改めて基金の取崩しも含めました少子化対策についての財政出動のお考えや意気込みについて再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今基金のお話がありましたけれども、私としては執行者として、やっぱり一つの行政の経営者として考えたときに、人口が増えて右肩上がり企業誘致ができていろいろな財源が確保できる時代だったら、それも首長としてやはりやってみたいなという思いはございます。ただ、これからどんどん高齢化して、一般家庭に例えれば、ある意味では年金生活をしていかなきゃない、つつましくやっていかなきゃない、いろんなことで、何ていうんですかね、これから右肩上がりとかそういう部分で隆盛、これからどんどんアップしていく部分があるのであれば、どんどんやりたい部分がありますが、これから

の先を見据えたときにはそういったことで確実に堅実にやっていかないと、持続可能なという言葉が10年前から多投していますけれども、何で俺この言葉がそんなに多投するんだろうかといったときに、持続できないから持続可能なという言葉が出てきているんですね。ですから、そういった意味での、うちの町は何か光るものでこれが将来の財源と、もう完璧にうちのほうは大丈夫だよと問題ないよというんであればあれですが、そういった意味ではしっかりと見ながら着実に進めていきたい、そして持続していきたいという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 持続可能と言われますと、なかなかそういう時代でございますので、いろんな側面、いろんな捉え方があるんだなというようにも聞こえますけれども。

それでは、子育て支援の充実策については、先ほどから、少子化、そして人口減少に直結することですので危機感を持って本町ならではの施策展開をしていかなければならないというように訴えておりますが、今後は二市三町など広域で力を合わせて取り組んでいかなければ少子化に歯止めがかからないと思います。高校や病院がなく電車の通っていない本町では、近隣の市町に依存せざるを得ないというのがありますが、本町独自の子育て支援などに特化した、なおかつ近隣市町村から信頼されて利用されるような施設など、そちらは条例の改正も必要になってきますが、例えば、例えばですよ、現在の子育て支援センターを大規模改修し、まちの特徴を生かした静観性のあり海を眺望できるインクルーシブ保育を取り入れた施設展開というのも考えられますがいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういったハード面とかそういった部分では、やっぱり財源というものがやっぱりどうしても、申し訳ございませんが一つの具現化していくときにネックになるなということで、そして、近隣市町の中でもとなりますが、やっぱり近隣市町と協力をしていろいろやっておりますけれども、ある意味ではライバルでもございますので。やっぱりしっかりとうちのほうでは今やっていることを着実に子供たちの体の中に財産をつけるという思いで、それを定着させたいなという思いが強いです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かにライバルです。施策的にはライバルだと思います。しかし、実際は依存していますね。

ということで、施設についてです。かなりハードル高いと思います。財源もあります。以前、議長会で福島県喜多方市のひとづくり・交流拠点複合施設のアイデミきたかたを視察してまい

りました。屋内子供遊び場や子育て交流、子育て支援、そのほかにも地域医療人材養成等の機能を有する施設であります。今後、母子センター、母子健康センターの在り方も検討されているということなので、コンパクトシティの形成についても考えていかなければいけない時代ですので、複合施設としてぜひ参考になさってみてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういったことも含めて、職員の皆さんとも幅広くそういった情報を集めながら探ってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 次に、DX推進について再度伺います。

御回答いただきましたが、本町の取組についてはやはり遅れているといった印象は否めません。DX推進計画に示されておりますが、3段階で進められるうちの、まだデジタイゼーションにも至っていないというのが現実であります。スピード感を持って次の段階のデジタルイゼーションへ移行するにはシステムの早期導入が必要であります。施設や各種事業と連動するためのシステム導入などは具体的にいつ頃の実施を目標にされているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） すみません。全庁にまたがる部分につきましては、関係課と協議しながら今後進めてまいりたいと考えておりますので御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） でしたら、そのシステム導入についてはまだ検討もされていない段階だということで理解してよろしいですね。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） じゃ、私から回答申し上げたいと思います。

確かに議員さんおっしゃるように、うちは遅れているかなというふうに、それは承知しているところでございます。ただ、それを導入するにあたって、職員がどこまでそういったものを理解しているかというようなことと、それから利用する側の町民にどこまでそういったデジタル、今後のデジタル化社会に進んでいくかということを、まだまだ社会教育、あるいはそういったいろんな面で行き渡っているというふうにはなっていませんので、今後そういったことにも力を入れながら一つ一つやっていくしか方法はないのかなと思っているんですけれども、できるだけスピードを上げて、そういった意識の向上と、それからシステム導入できる、何からできるかということも考え合わせて検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） このDXで一番大事なのは誰1人取り残さないという考え方が基なんですね。全庁で庁舎内のシステム化といっても、町民の方にはどうやって伝わるのか。環境整備もあります。例えば会津若松市ですか、そういったところだと企業のほうでスマホを置くようにするとか、そういった取組もされています。うちにはちょっと当てはまらないかなと思うんですけども。そういったところの考え方ですね、誰1人も取り残さないで進めていくという、そういったお考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） そういうことも含めまして、今現在、生涯学習課と連携してデジタルデバイス対策ということで、スマホ教室、スマホ講座を拡充しているところでございます。上半期については200名ぐらいの参加人数が出ていると伺っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしている中でも、こうやってやり取りしていてもペーパーなんですね、これは。やっぱり、その辺についてはどうなんですかね。ペーパーレス化というのは一番最初に出ていますけれども。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） ペーパーレス化ももちろん進めていかなければならないことだと考えております。そのためには、まず業務の改善だったり見直しも必要になってきますので、まずはそこから進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 早期、早く、早期の実施を期待するものであります。

5点目の地域力の構築について再度伺います。

地域が元気になるように支援していくということで理解しました。震災以降、人口減少、そして少子高齢化が進み、さらにコロナ禍で地域コミュニティが希薄化しております。そうした中でも地区の区長さんなど、町長からありましたように、中心となりコミュニティの創出に向けて活発的に取り組まれています。そうした方々の活躍により、地区によってはコロナ以前の地域活動に戻りつつあります。本町としましては、地域活動の補助役として今後も自主性を促し、活発的な地区活動が展開されるように、アロープログラムであったり様々な機会や地区からのアイデアの創出に対しまして積極的に補助できる姿勢をお示しいただければと思い

ますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさにそういったことで地域の皆さんが、さっき回答しましたけれども原動力だという考えで進めてまいりたいと思います。ただ、私が見ていて、地域で人が減ったり減少しているから高齢化したから地域が駄目になるという思いではなくて、その地域のお世話をする人がいなくなるというのが一番怖い。今いろんな形でやってくれている人たちが、例えば60代、70代、その後に続く人がどうなんだろうかというのが一番懸念しています。そういったことが地域力の低下につながっていくのかなという思いで、やっぱりその後にそういう地域を支えてくれる人をやっぱり今後考えていかなきゃいけないかなという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうですね。支える方も大事ですけどもコミュニティーはやはり全体で考えることですので、誰しものが集まれる場ということ。

次に、5点目の地域コミュニティーの再構築、そしてまた6点目のまちの魅力再発見・創出も含めまして再度伺いたいと思います。

今後におきましては、団塊の世代を迎え、ますます高齢化が進んでいきコミュニティーも希薄化していくことが予想されます。また、地域コミュニティーの構築の上で課題となるのが、どうしても男性退職者の方がなかなかコミュニティー活動に参加されないという傾向があると思います。その理由としましては、これまで疎遠だった地域コミュニティーとの接点がなかなか取れないことや、自己の趣味、嗜好、当然、人間関係もあると思います。高齢者福祉計画第9期介護福祉保健計画ですね、こちらの設問におきましても、地域活動の参加については参加してもよいというのが49%である一方で、参加したくないが37%と消極的な回答が多かったこともあります。住民間の共助の力を高めることにより健康な長寿社会につながります。コミュニティー活動は介護予防にもつながります。

そこで、皆さんが喜んで集まる憩いの場というものとは何かと講演いただいている方からたくさんの方の考え方をいただいて、そしていろいろ考えましたが、今回提案させていただきたいのが新たに七ヶ浜町に温泉施設を設ける考えはないかでございます。温泉は老若男女問わず好まれている方が多いと思いますので効果は計り知れないものだと思いますが、かなりの初期投資が必要なのでハードルは物すごく高いことは承知しております。ランニングコストだけでも、調べた限りでは月1,000人利用のスーパー銭湯でも水道代だけで200万円、燃料代150万円、電気代50万円と、そのほかにも修繕、とても自治体独自では、特に温泉地ではない本町では難し

い話だと思います。しかしながら、本町には歴史はあります。御存じのとおり大東館であります。大東館についての説明は不要だと思いますが、明治24年には年間1万5,000人の来館者で、かの夏目漱石や土井晩翠、宮沢賢治など多くの著名人が訪れたところであります。町長は公約に、まちの魅力再発見・創出を掲げられております。私は大東館かなと大変胸が高鳴りました。そして、七ヶ浜町、逍遙のまちづくり計画、こちらもございます。

そこで伺います。逍遙のまちづくり計画の拠点となる海鮮温泉施設、湯治場施設として、コミュニティの再構築、魅力発見・創出に寄与できる大東館を再建する考えはないか伺います。隣の多賀城市では莫大な規模予算を投入し南門を再建されました。七ヶ浜でもやりましょう、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 御提案をいただきました。大分昔、七ヶ浜の21世紀のまちづくりをやるときに大東館というのも大分出ました、今仁田議員さんがおっしゃるとおり。その延長線上に、先ほども申しましたけれども、潮湯治とかそういった部分で心と体の健康ということでそれがアクアリーナのタラソセラピーにつながったものでございます。確かに、そういった大東館とかそういったもので、民間の方でそういったことをやっていただく人が出てくればやっぱりありがたいなと思いますけれども、一時ね、実はラフスケッチですけれども、そういった温泉施設という話もございました。ところが、やっぱりいろんな、その中で排水であったり、さっき仁田議員さんおっしゃった水道料だったり、あと排水、下水ですね。ここはノリ養殖漁業で温水を海に流したときにいろんなトラブル、支障が出るかもしれない。さらには、それを下水に流すとかかなりの下水道料金が発生するとかですね。集客がどれくらい見込めるのかとかという部分では、一時期やりそうなんですけどコロナの関係で頓挫しているようです。その計画がまだ駄目になったわけじゃなくて、そういった民間の間合せもあったようです。まだ分かりませんが、ただ、なかなかこれまでの経過を踏まえると、やっぱり近くに松島とかそういった、もう温泉もあったりとか、七ヶ浜になぜ旅館ができない、ホテルができないとなると、いろんなやっぱりマーケティングとかいろんなそういった部分での立地がなかなか厳しいのかなということだと思います。ですから、行政が積極的にやると、行政がやって成功した例ってありませんので、そういったことを含めて、そういったもの來たらいいなという、確かにまちづくりに貢献するなとは思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 難しいことは承知しております。まずは調査してみたいかがでしょう

か。先ほど検討されているところもあるということなので、そういったところに積極的にアプローチするのも大事だと思います。そして、独自で難しいなら、町長ありましたように、民間であったりとか、そちらの活用も考えられます。そうした可能性について調査する箇所はあると思います。例えば先般、秋保に星野リゾートが宮城県に初進出されました。もちろん既存の旅館施設との兼ね合いもありますので、本町も既存の旅館事業者との相乗効果を模索する必要がありますが、そういった業界大手にPRしていくことも大事だと思います。観光産業の効果の話になるところもありますが、独自で難しいのであれば、当然、民間でございませう。雇用の創出や若者世代の移住の促進など効果は絶大です。せめて、積極的に既存の事業者との可能性の模索や調査、PRを行い、その上で町のポテンシャルを生かす取組が必要だと思いますが、町長、再度。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 確かに仁田議員さんおっしゃるとおりなんですが、星野リゾートは震災後、こちらの町にも星野リゾートの方が来て見てくれました。そして、さらにアプローチしてセガサミーの会長さん、なかなか来る人ではないんですが里見さんという会長さんにも来ていただいて見ていただいた経緯があります。そうしたときに、ながすか多目的広場周辺とかに来たときに、ここは民家が近過ぎるということも何かぼろっと言われました。エリアが狭過ぎる。シーガイアを持っておられる方ですからもちろんそういった部分もあるんでしょうけれども、そういったことも言われました。ですから、なかなか企業として大きなあれというのは難しいと思うんですけれども、そういった民間のそういった施設の中でうまくやっていただけるのであれば、ぜひ活用できるのであれば、そういう企業が来てくれるとうれしいなとは思いますが、

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

次に、産業の活性化や企業誘致、移住定住促進のための市街化調整区域の問題について再度伺います。

あまり私自身、町の制度や取組について問題という言葉は使うことを避けております。しかしながら、昔の制度を維持したまま現在の社会情勢に柔軟に対応できない制度は問題であると思いますので、あえて問題という言葉を使わせていただきます。そもそも市街化調整区域の設定というのは、第一次産業を守るための乱開発を防ぐために策定された制度と理解しております。しかしながら、現在その制度が逆に弊害となっていると言えます。市街化区域が広がれば、

産業の活性化、企業誘致、さらに移住定住の促進につながることはもとより、当然税収も上がります。市街化区域の未利用地の利用促進を課題として挙げられておりますが、今回、県に要望として上げられたと。一步前進なのかなと思いますけれども、本町の都市経営審議会の諮問に上がっていません、何も。もう少し本気でこの問題に向けて取り組んでいただきたい。県の審議会もごさいますが町の意向が通らないわけではございません。現に、震災復興土地区画整理事業の際には町の意向や要綱が整備されております。積極的に本町に移住定住を希望される方や企業誘致に対し柔軟に対応するため、フルに町のポテンシャルを生かすための制度改革というのはそういう意味もあると思いますがいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 市街化の未利用地があるということですが、町は調整区域が7割です。市街化区域が3割でございすけれども、その市街化区域の中で持っているのが町とか町有地とかでなくて民間の個人の所有地とかが多いんですね。そのために勝手に線も引けない、勝手に企業誘致もできないです。そういったこともあってなかなか難しい、あとは交通の便ということもあります。なかなか通過交通のないエリア、そして高速道路のインターチェンジとかそういう部分とか、近い条件とかがないというのもありますけれども、そういったことでなかなか弊害があるのが現実でございす。

そして、いろいろな用途区域とかいろんなことも含めて、これから人口減少、人口が減っていくのに市街化を広げるのかということ。ですから、調整区域、市街化区域に隣接するエリアで市街化調整区域であってもその辺は開発できないかと、緩和できないかということで要望させていただいています。そして今、町内でできるのは、市街化区域といえどもやれるのは第一次産業に従事している次三男対策、分家対策、そういった部分ではできるんですが、なかなか大きな住宅地とかそういったエリアができないというのが現状でございまして、県の指導もあって県の都市計画に準ずる形で町が計画をつくるという中でなかなか厳しいところがあるのが現状でございす。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） あまり県のことを先に考えないで、うちの町はうちの町だという主張をしていただきたいという考えなんですね。人口減少で広げるのはどうかということで、やはり蜂の巣状になっているというか、空き地が多いというのは、もう建てられないからなんですよ。そのためにはという話をしているわけでございす。再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 空き地が多いといいますが、市街化区域の中で大きな区画のところは、今、何か2棟、3棟と小さな住宅がどんどんどんどん建ってきておりまして需要はあるのかなという部分では見ているんですけども、なかなか調整区域となると縛りが多くて、デベロッパというか、開発するところもなかなかその辺を突っ込んでこないというのが現実でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ、町として積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

交通対策についてであります。路線や時刻の改定から約5年と半年が経過するところであります。この5年間で多くの利用者からの御意見、要望があったと思います。中には、代ヶ崎から漁協へ行く路線がないので改善してほしいという声がありましたが、町長として、そのような声に前向きに応える意思はあるのか、5本で運行しているので万人に100%応えることは無理だとしても寄り添うことはできると思います。いかがでしょうか。いや、そっち方面、代ヶ崎方面からルートの向かってないということです。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その辺、ちょっとすみません。初めて聞いたんですが、町内に路線延長は町道が100キロございまして、うちの町は縦横3キロくらいだもんですから、そういう言った路線、あれがないというのはちょっと私も初めて聞いたもんですから、さらにちょっと聞いてみたいと思います。（「政策課長、何か」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） すみません。私から回答いたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり、代ヶ崎のほうから漁協のほうまで行く路線は今のところない状況であります。皆様からもバスについては、病院に合うような時間帯が欲しいとか、代ヶ崎、吉田の方については日中便だと時間がかかるのももう少し時間が短くならないかとかいろいろ要望がございますので、その辺も含めながら今後はちょっと時間の見直し等も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） できる限り寄り添っていただければということですので、具体的にどのようなところをまた予定されているのか、改定時期と内容について改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 今現在はまだ改定時期とかは決まっておりませんで、まずは分析、調査を行いたいと思っているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 次に、町民ニーズに応えるためのデマンドタクシーについて伺いたいと思います。

地元タクシー会社の協力が大前提となります。これまで県のタクシー協会からも導入については肯定的な意見をいただいているということも耳にしております。地元タクシー会社との協力体制を締結され、町民の方々に需要に応じていかれてはと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） デマンドについてはどうしても、何ていうんですか、効率よく走るためにその予約システムの下で運行せざるを得ないということで、うちでは今5台でぐるりんこをできるだけフリーにもできるように、それでやっているんです。そして、大体バス停までは最長距離でコンパスを当てると大体300メートルでは必ずバスには乗れるんですが、なかなか、それでもやっぱりドアツードアを望まれる方が多いというのも現実でして、ただ、うちの町にデマンドがあるかということは実はいろいろと検証はしているんですが、今後も引き続きどういった対応がいいのか検討はしていかなきゃならないなという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 交通対策について前後しますが、交通渋滞について再度伺います。

昼夜間人口比率が、先ほど町長からもありましたように、全国市町村で一番低い七ヶ浜でございます。全国1位です。ということで、特別な交通対策は必然的であります。これまでの交通対策はぐるりんこの増便だけでしたが、改定についても5年に1度ということしかやっておりません。そこで、朝晩の渋滞についてあまり町内では見受けられないということでございますが、以前の質問の際には調査をしていくという回答をいただきました。調査結果とその対策について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 調査といいますか、データワイズトライアルということで、スマホのdアプリでビッグデータみたいな形で、ちょっと今回は、砂山、そして貞山堀とかの交差点をやったんですが、確かに車列は並ぶんですが渋滞という、何というんでしょう、そこまでは至ってない。この前、秋の交通安全運動で30分、40分くらいの時間ですけれども、立って見ていたときも、確かに信号3つぐらいは待たなきゃないんですけれども、そこまでの渋滞には至っ

てないという思いなんです、私。以前を見えていますから。それで中峯橋とかもいろいろできて、橋ができてどうなんだろうかと。逆に多賀城自衛隊というか駐屯地あたりのところが逆に混んでいるんじゃないだろうかと、あっちのほうがなかなか流れないだろうかと考えています。ですから、うちの町域で、町の中で考えて砂山交差点、貞山橋の付近を見たときにはさほど、仁田議員さんおっしゃるとおりにはなっていないように思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 感覚的な部分もあると思いますけれども、普通、信号3つ4つ待ったら渋滞だと思います。特に本町は確かにそうです。県や隣接する多賀城市、塩竈市との連携は必ず必要です。協力を求めているかなければいけないと思います。町民の方が渋滞にはまっているわけですから、その場所ではなくて近場です。ということで、そういったことも棚上げせずに、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。県及び多賀城市、塩竈市にそういった呼びかけについてはいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） じゃ私から。過去に、私企画課にいたときにそういったことが課題になりました。それで、私自身と、それから課員が、実際に朝の一番混む時間に塩竈、多賀城まで出るまで、貞山橋を出るまで、あるいは大代の自衛隊のところまで行くまでにどのくらいの時間がかかるんだろうか、あるいは渋滞がどういうふうになっているんだろうかというようなことで混んでいるときに調査したことがあります。1週間ぐらいやったんですけれども、その中で信号は2つ、長いので2つ、2回変わるというようなことはありましたけれども、5分で行けたんですよ、どこも。今そこまではかからないくらいの込み具合かなと思うんですけれども、ただ問題はその後、行った後にどの程度渋滞が続いているか、そこから、要するに塩竈から抜けるのに、あるいは多賀城から、ある地点から抜けるのにどのくらい時間がかかるんだろうかということが今は問題になっているのかなと思いますので、今後必要なことは、その先の貞山橋の後とか大城の後とか、どのくらい混んでいるのかという調査、そういったものも必要になってくるんじゃないかと思いますので、その辺につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それで、町としても何もこれまでしてなかったんじゃないくて、防災対策室なんかも積極的に呼びかけてくれて警察のほうにですね。それで、矢印を何秒間とか大分、（「10秒」の声あり）10秒くらいですけれども、やっぱりそれでも全く違ってきましたのでそ

ういった対応はさせていただいたということを付け加えたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） これまでの対応と御苦労されているところは承知しております。しかし、改善されてないということから伺った次第でございます。

8点目のトリガイにつきましては、引き続き新たな地場産品として研究を重ねられて着実に進められますことを御期待申し上げます。

最後に総括しまして、小学校の、小学校名由来でもありますが、論語を交えて「朋あり遠方より来たるまた楽しからずや」、プリマスの方々との交流がまさにそういうふうを感じる次第でありました。そして、このたび質問では少子化対策について取り上げました。子供たちの教育で英語を通したコミュニケーション力を育てることは大事であります。本町で学び育っていく子供たちが本町に住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを御期待申し上げる次第であります。

最後に町長、一言いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 頑張ってます。

○13番（仁田秀和君） ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時45分再開いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者に対する脳検診・人間ドック費用の助成をと書かない窓口の設置をの2問について質問をさせていただきます。

1問目、国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者に対する脳検診・人間ドック費用の助成をについてでございます。

厚労省が示している健康日本21第2次には、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標として国民の健康づくりを推進しています。2015年に国連サミットで採択された国際目標である持続可能な達成目標、SDGsにおいても「全ての人に健康と福祉を」が目標の一つとされています。本町策定の第2期七ヶ浜町健康推進計画では、震災前よりもっと元気な町民の健康づくりに関する取組の方向性が示されております。その中には、宮城県と共通目的とした、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、つまり健康寿命の延伸や一次予防の重視、健康格差の縮小等々が示されております。本町七ヶ浜町長期総合計画に掲げる基本理念の中には、抜粋ではございますが、町民一人一人が自身の健康に関心を持ち、正しい知識を身につけ実践していくことが必要であることから、本計画に基づき生活習慣病の一次予防や重症化予防、生活の質の向上、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、地域の特性を生かした健康づくりの支援等について、町民一人一人の健康のために、地域、関係機関、行政が連携、協働し、総合的に健康増進の施策に取り組みますとあります。病気は早期発見、早期治療によって完治や症状の軽減につながっていく場合がございます。その観点から、予防の一つである検診が大切になってまいります。町民が自身の健康や検診に関心を持ち、検診を気軽に受けられる支援策として、脳検診、人間ドック費用の助成が必要と考え、以下の4点を伺います。

1点目、本町における認知症を含む脳疾患の罹患者数は把握しているのか。例えば、過去3年間の脳梗塞、くも膜下出血、脳動脈流、脳腫瘍、頸動脈狭窄、認知症の罹患者を把握しているのか伺います。

2点目、脳検診費用の助成をしていない理由を伺います。

3点目、脳検診や脳ドックの検診費用助成を実施する考えはないか伺います。

4点目、町民の健康寿命延伸の考えから人間ドック費用の助成を考えないか伺います。

次に2問目、書かない窓口の設置についてでございます。

デジタル技術の進展により、全国的に行政サービスのデジタル化が飛躍的に進んでおります。町民がデジタル社会の恩恵を受けられるように、住民サービスの一つとして、書かない、待たない、回らないワンストップ窓口の設置が必要と考えます。また、デジタル社会が当たり前になっていく中で、行政側は常に情報収集し、住民サービスとして提供できる体制づくりに取り組むことが大切と考え、以下の3点を伺います。

1点目、各種証明書発行や住民異動届など、申請書類を手書きで記入することなく簡単に手続ができる書かない窓口を設置する考えはないか伺います。

2点目、書かない窓口のその先の住民サービスとして、スマートフォンを使ってオンライン

だけで申請が済む、行かない窓口を目指す自治体もあると聞いております。本町の今後の発展的な取組として行かない窓口事業も念頭に入れるべきと考えるが、どのような考えか伺います。

3点目、今後ますますデジタル化が進むことで住民サービスの考え方、提供する側の今後の取組を伺います。

以上、町長からの回答を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 第1問目、国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者に対する脳検診・人間ドック費用の助成を、2問目、書かない窓口の設置をについて回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 8番熊谷議員の1問目の御質問、国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者に対する脳検診・人間ドック費用の助成についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、国では健康増進に関する基本的な方向性として健康寿命の延伸と健康格差の縮小を掲げております。御承知のとおり健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義づけられており、また、健康格差の縮小は、健康状態に関する地域間の格差を縮小し、どの地域に住んでいても同じように健康に過ごせるよう自治体間で取り組んでいこうという考え方でございます。本町におきましては、平均寿命から健康寿命を減じた不健康な期間が男女いずれも県平均を上回ることから健康寿命の延伸は重要な課題の一つとなっております。

それでは、1点目の御質問、町民の認知症を含む脳疾患の患者数についてお答えをさせていただきます。患者数の把握につきましては、国保データベースにより被保険者の医療機関への受診状況を把握しております。統計資料がなく個別の病名ごとの把握には至ってはおりませんが、令和4年度において、脳血管疾患で検査や薬の処方を受けた方は国民健康保険の被保険者で342名でございます。後期高齢者医療保険の被保険者で700名となっております。

次に2点目の御質問、脳検診費用の助成をしていない理由及び3点目の御質問、脳検診や脳ドックの費用助成を考えないのかについては同様の回答となりますので併せてお答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、本町における健康寿命は県平均を下回っております。健康な状態が損なわれ日常生活に制限が生じてしまうことの主な原因としましては、がんや動脈硬化による心疾患であり、特に心疾患は生活習慣病に起因するものが多いと考えております。生活習慣病はふだんから健康づくりを意識し、できることから改善していかなければ予防にはつながりません。御質問の脳検診、脳ドックにつきましては、脳疾患を早期に発見す

る上で有効な手段の一つであると考えられることから、今後、検討課題の一つとさせていただきたいと思いますが、現状では、本町の取組として、まずは基本健診、特定健診を受診していただき、必要な方には保健指導をしっかりと行い、生活習慣病の予防を主体として食生活や睡眠の改善、運動の習慣化など、ふだんからの健康づくりにつなげる取組を重要と捉えております。

次に4点目の御質問、人間ドック費用の助成を考えないかについてお答えをさせていただきます。人間ドックは、自身の健康状態を把握するためのきっかけの一つとして有効なものと思いますが、町としましては先ほど御説明しましたとおり、なるべく町の基本健診、特定健診を受診していただきたいと考えております。このため、今のところ人間ドックの助成を行うことは考えておりませんが、基本健診、特定健診の受診率を上げ、保健指導につなげていくことで住民の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上を1問目の回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、書かない窓口の設置をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、各種証明書発行や住民異動届など、申請書類を手書きで記入することなく簡単に手続きができる書かない窓口を設置する考はないかについてお答えをさせていただきます。人口減少が深刻化し、人材確保が厳しくなることが見込まれる中、多様化、複雑化した住民ニーズに対応していくためには、業務改善を図りながらデジタル技術の活用を進めていくDX、デジタルトランスフォーメーションの推進が必要であると考えております。町のDX推進計画では、国の計画に基づき行政手続のオンライン化を重点取組事項といたしました。書かない窓口は窓口の業務改革の一環として導入すると、住民サービスの向上、業務の効率化、業務の適正化の3つの効果につながると考えております。書かない窓口については、本人が入力するネットで事前入力やマイナンバーカード読み取り、タブレット入力や職員が入力する窓口で職員の聞き取り等、手法は複数ございますので、住民の手続負担を和らげるためには何が有効か、業務の見直しも含めて整理して検討してまいりたいと思います。

次に2点目の御質問、書かない窓口、その先のサービスとしてスマートフォンを使ってオンラインだけで申請が済む、行かない窓口も念頭に置く考はないかについてお答えをさせていただきます。町DX推進計画ではデジタルファーストの役場づくりを基本方針に掲げており、オンラインでいつでもどこでも行政手続ができる役所へを目指しており、行かない窓口も視野に入れた検討は必要と考えております。行かない窓口については、町では令和5年2月より、マイナンバーカードがあればマイナポータルで転出届が可能となりました。相談業務等で対面

が必要となる場合もありますので、可能な業務から拡大していく方向に取り組んでまいります。

次に3点目の御質問、今後ますますデジタル化が進むことでの職員の研修や体制、町民にサービスを提供する側の取組をどのように考えていくのかについてお答えをさせていただきます。職員の研修については、DX推進計画に基づき研修所、宮城県における研修等を活用していましたが、令和5年4月にDX推進に関する連携協定を東京都千代田区に本社がある株式会社船井総研デジタル様と締結し、その協力の下、DX推進会議のメンバーを含めた職員に勉強会を実施し、職員のデジタルリテラシーの向上、自ら行う業務改善の風土の醸成、デジタルスキルの高い職員の育成に支援をいただいているところでございます。また、DX推進の体制としては、庁内にDX推進会議を設置し、宮城県の市町村支援事業の活用や連携協定を締結している株式会社船井総研デジタルの支援をいただき推進しているところでございます。今後も住民サービス向上のため業務の改善を行い、複数部署で連携し、できるところから取り組んでまいります。

以上、熊谷議員さんへの質問の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは、1点目ずつ再質問をさせていただきます。

まず、データに関してでございます。今、人数を発表していただきました。国民健康保険と後期高齢者の保険の人数をお聞かせいただきました。本年5月には、健康日本21第3次が国は出しておりまして、基本的な方針と方向として、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現というビジョンの実現のために基本的な方向、まず、①健康寿命の延伸、健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上を踏まえた健康づくりの4つを打ち出しております。これは令和4年度からプランが開始されるようでございます。それぞれのプランを推進するにしても、統計やデータベースを活用しつつ、地域の実情を踏まえて独自に、町独自に必要な課題がどういうものなのか、そういうことを捉えながらいろいろ住民サービスをしていくことが大切だと思います。本町において、主な疾病の罹患率、先ほどは人数を総合的に発表していただきましたけれども、罹患率をデータ化することで町民の健康管理へのアプローチ、推移が把握できると思います。それによって、それぞれの状況に応じた予防の提案等を行うことができると思いますけれども、当局といたしましてはそのデータを管理する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御指摘ありがとうございます。

まさに議員さん、おっしゃるとおりかと思います。詳しいデータを今日持ってきてはおりないんですが、いずれ町のほうで、町の国保のほうでデータヘルス計画ございまして、今、現時点での計画の評価と、あと次の計画の検討ということで作業を進めておる最中でございます。その作業の中で当然データの分析ということも行っておる最中でございます。御指摘のようなことを踏まえながら、次の施策としてこういったところを本町の特徴として捉えて、どの辺に力を入れて進めていくのかということをしっかり見定めながらやらせていただきたいと思いますので御理解願います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 日本の3大疾病、つまり日本人の死因上位が、先ほど町長はがんと心疾患のお話をされましたけれども、この3位の中に、がん、心疾患、それから脳血管疾患のこの3つでございます。

脳血管疾患について、第2次七ヶ浜町健康増進計画の資料の中に県内の脳血管患者の死亡の割合を示されている表がございます。これを見ますと、宮城県内の35市町村のうち本町は、男性は14番目に死亡率が高い、そして女性はワースト7位で、いずれも宮城県の平均よりも大きく、この死亡率の割合が上回っている状況でございます。この状況を見るにつけ、やはり早期発見でその死亡率を下げるということは大切なことでありますけれども、この早期発見の方法といたしましてこの検診というのは大切だと思いますけれども、この検診が必要であると当局は考えているかどうか伺いたいと思います。これはあくまでも脳検診についてでございます。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 町民の健康づくりということで当課、健康福祉課から御回答させていただきます。

熊谷議員がおっしゃるとおり、確かに脳検診についてはないよりはあったほうが良いと思います。ただ、本町の検診というか、病気というか、そちらを見ますと、脳疾患よりもまずは、がんも当然ですけれども心疾患の方のほうが非常に高いです。つまり、心疾患が高いということは生活習慣病、そちらのほうで悪い方が多いという状況になっております。つまり、結構、心疾患というのは結局脳疾患も、結局コレステロールとか動脈硬化とか、結局そちらの生活習慣病に付随してきていると、要は起因してきているということで、我々としては、まずはそちらの結果としては血管なんですけれども、その前に予防策として、まずは、ふだんからの皆さんの健康づくりとして、例えば減塩とかですね、あとは運動をちょっと長めに歩いて、できることからやっていただいて、そして基本健診を受けていただいて、そこで悪い方、ちょっと数

値が高い方がいらっしゃれば保健指導という形でして、まずは予防策から進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） まず基本的な検診とか、がん検診とか、今まで本町がきちんとされていると思います。受診される方の数というのは、それぞれの年度ごとに違うと思います。また、生活習慣病に関しましても今始まったことではなく、今までもずっと取り組まれていたことだと思います。全体的に本町がそのように健康上の部分で大変数値的に低いというところではありますけれども、やはり今私が申し上げたとおり、脳血管疾患に関しても今死亡率が大きいと、特に脳血管の疾患に関しては死亡につながることが多い病気がたくさんございます。そういう中で症状が表れてからでは遅い、それで、その病気を見つけるためには検診がとても有効ではないかなと思います。そのためにその検診が必要ではないかと私は思いますが、それをもう一度、当局としてはこの検診というのは必要であるかどうか、どういうふうに捉えているか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 必要か必要でないかという2択で考えれば、もちろんやったほうがいいということは誰が見ても明白だと思います。御指摘のとおりかと思います。ですので、回答の仕方が苦しいんですけども、じゃあ今すぐやればいいではないかと当然思われると思うんですね。私も今すぐやれるのであればやるのが一番いいと考えています。ただ、財政負担もあることですので軽々に決めるというよりは、今後の検討課題の一つとして検討をさせていただくということで考えておりますので御理解願います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、財政負担の話が出ました。

2問目です。助成をしていない理由ということで、近隣自治体、二市三町、多賀城市、塩竈市、利府町、松島町を見ますと、国民健康保険加入の被保険者を対象に上限1万円の助成を行っております。これは多分当局も知っていると思います。近隣の七ヶ浜はできていない。これはどういうことで、二市二町はできているのに本町ができていないのか、そこを再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 近隣がどういう経緯で始めたかということについては、それぞ

れの市町の御事情があらうかと思います。一概には言えないと思います。結果として、二市三町だと、うちと松島町さんが今のところはやってないということで把握していました。いずれにしても、国保の事業として全国的にそういう取組が割と増えてきているということは認識しておりますので、うちの町でもできれば、やれるのであればやったほうがいいという認識はございますので、引き続きそこは検討課題ということで御理解いただければと思うんですが。

ただ、基本健診、特定健診のほうが大事なんですよというお話で差し上げているのは、脳検診、脳ドックの助成ということで他市町村もやっているんですが、その助成という形になると自己管理をしていただくという位置づけになります。脳ドックなりの結果をもって何がしか指導につなげるというところまで他市町村もなかなかそこは現実的にできないんだと、やれてないと、やればいいんだろけれどもそこまではできないというのが本音のようでございます。そういったこともありまして、うちの町では基本健診、特定健診を軸足として進めてきたという経緯が今までございました。ただ、もちろんやらないよりやったほうがいい取組でありますので、長期的、総合的に考えながら今後どうしていくかということを検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、松島町はしていないということでございますが、私が今回情報として取り入れたのには、松島町も1万9,000円かかるうちの1万円を助成するとなっております。そうすると、うちだけができていないということは、一番最初に言いました健康格差につながるのではないかなと思います。うちの住民だけがどうしてもできないのというお声は、実際私も数名の方から言われております。ある程度、御高齢になるとそういうふうな脳疾患は心配されて、病院に行って検査をしたいと思っても症状が表れないで行きますと、やはり満額のお金が取られるわけでございます。そういう中で、隣の町は、隣の市は助成があるのにどうして七ヶ浜だけがないのというようなお声が実際にありますが、その辺は当局としては聞こえてきておりませんか。伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 具体の声として個人的に伺ってはおりませんが、状況的にうちの町はやってないということで認識しておりますので、そこは声がないからいいんだという考えではございません。あと松島町さんの情報につきましては、申し訳ございません、私のほうでつかんでいる情報としてはやってないということで把握しておりましたので、そこはまた事

後に確認を取りたいなと思います。いずれ松島でやっている、やってないにかかわらず、全体的な流れとして実施している市町村が増えてきているという認識はございますので、今後の検討課題として検討をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 重箱の隅をつつくわけではございませんが、この状況を健康格差につながる懸念はないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 厳しい御指摘ですね。つながるか、つながらないかという2択で言えばつながる可能性はもちろんあると認識してございます。同じ水準で暮らしていければ、そのリスクは同じようにすくわれるというのが一般的な考えだと思います。ですので、うちの町は要らないんだと押し切る特段の根拠はございません。やれるのであればやったほうがいいし、できれば個人的にはやりたいという思いはあります。ただ、国保を事業としてやる場合には、やはり始めれば毎年度それなりに回していかなきゃいけない、1回始めたものをやめますと急に引っ込めるわけにはいきませんので、ある程度、慎重に対応させていただきたいと思っておりますので御理解願います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 3点目でございます。

助成を考えないかどうかということでございますが、本町は、先ほども申し上げたように、健康診査や特定健診、各がん検診等々を実施されております。これは、それぞれの自治体が大体やられていることでございます。国民健康保険加入者に関しては、この健診については無料となっております。しかし、残念ながら、御承知のとおり脳検診の費用の助成はございません。脳検診の費用としましては、大体1回当たり1万5,000円から2万5,000円でございます。これは脳検診ですので、検診の項目が少ないということで、このくらいの金額で収まっているということでございます。検診の内容といたしましては、まず問診をして、それから頭部MRI、頭部MRA、頸部MRAとなっております。この症状が出てから、また重篤化しやすいこの疾病に関しまして早期に発見できるのは、やはりこの脳検診、また脳ドックということでございます。大変しつこいようでございますけれども、やはり病気を早期発見して、なるべく重症化しないためには、ぜひ、この費用を助成して受けやすいようにする環境づくりは必要ではないかなと思いますが回答を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 同じような回答にはなってしまうんですが、そこを踏まえて、御指摘の内容を踏まえて、どのように今後位置づけていくか、やっていくか検討していくということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 確かに、この検診を始めたら定期的に続けなくてはいけないことだと思います。利府町の、令和5年度脳検診費用助成事業の内容を見ますと、これは年齢が、40歳、45歳、50歳、55歳の5歳ごとに70歳まで対象年齢が決められておりまして、その都度、申込みを受けて脳検診を受けられるという体制を取っていらっしゃいます。これは、多賀城市も塩竈市も、私も見た松島町もそのように年齢を決めてやっているようでございます。本町もランダムに、三、四年くらい前は脳ドックとして年齢を決めてないでやっている自治体もございましたが、やはりそういうふうになると確かに経費がかかります。町の負担も大きくなると思います。ですから、このように、ほかの二市二町のように対象年齢を決めて実施するというのも一つの方法ではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御指摘のような5歳刻みでの実施については承知してございます。本町においてもやる、やらないを含めて、あるいは実施する場合のやり方につきまして、そういったよその事例なんかも踏まえながら検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） まず脳検診がなかなか難しい状況になっている中で脳ドックの話をするのは大変心苦しいところはあるんですけども、この脳ドックは検査項目が多くなっております。特に、基本40歳以上で年齢が高くなればなるほど脳疾患が起こりやすい年齢となっております。そして、この脳ドックのメニューに関しましても病気が早く見つけられるということでございますが、そのように項目が多いので費用も約倍の費用がかかるということでございます。脳ドックを希望する国民健康保険加入者、後期高齢者保険の加入者の方々にぜひ、脳疾患が軽減するためにも脳ドック費用の、将来的に考えないかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 脳検診の助成と併せて検討課題の一つとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 4点目に移ります。

こちらは人間ドックでございます。この人間ドックは、塩竈市は助成制度を導入しております。40歳から60歳まで、これも5年に1度、約4万円かかる人間ドックが無料で受けられる制度になっております。希望された方は、この年齢の、その年の特定健診、それから各がん検診は受けなくてもいいとなっております。ただこれも費用的に考えると高額な金額にはなりますけれども、塩竈市の考えといたしましては、この人間ドックを受けていただいて、健康上、きちんと健康な管理をしていくというところで、国民健康保険のかかる、つまり病院にかかる人数を少なく、費用を少なくするために、この人間ドックというところに費用をかけて患者さんを少なくする方向で考えていらっしゃるということでございました。この件に関しまして、本町といたしましても、人間ドック、こちらの費用を満額とは、全額とは言わずとも、上限を決めて支援する考えはないかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 先ほどの脳検診、脳ドックとちょっと違うのが、人間ドックの受診、当然人間ドックは検査項目多いので受けていただいて自己管理につなげていただくというのは大変有意義なことであると考えておりますが、ただ人間ドックを今年受けるから、じゃあ基本健診を受けませんか、特定健診受けませんかというところが懸念材料として一つ考えられます。町としましては、やはり町の健診を受けていただいて、所見等ある方については保健指導、事後指導につなげていきたいというところでやらせていただきたいと考えておりますので、人間ドックについてはあまり積極的に進めたいという項目にはならないかなと今のところ考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 町民の健康を考えて、確かに基本健診等は必要でございますし、それに伴ってのいろいろ指導なんかも大事だとは思いますが、それに付け加えて、どちらかを取るというのではなくて、それに付け加えて、これは、人間ドックは、先ほども申し上げたように5年に1度、塩竈市はやっているということです。でも、基礎的な健診というのは毎年やることでございますので、その辺を併せて検討すべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） その辺も整理の仕方だとは思いますが、全国的な自治体の中で人間ドックまで助成の対象にしているという動きについては全国的に見れば少なくはないんですが、近隣含めて考えたときに、あまりそこまでやっている自治体というのは多くないと認識しております。よそがやってないからうちもやらないというロジックはおかしいとは思いますが、もし、その辺を検討するのであれば、まずは脳検診、脳ドックのほうが優先順位は高いのかなと個人的には考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それではぜひ、脳検診のほうを積極的に考えてください。

次に、2問目に移りたいと思います。2問目の書かない窓口のことでございます。

1問目の再質問です。各種申請手続、証明書を発行する手続といたしまして、窓口に来た人のお声といたしまして、これは大変だなと思うのは、やはり書類にいろいろ書き込まなくてはいけない、この状況で大変だと思っていらっしゃる方がいらっしゃいます。特に御高齢になると、なかなか字を書くというのもなかなか難しいというところもあると思うんですが、来庁者の、例えばこの書かない窓口というのは皆さん御存じだと思いますが、来庁者の運転免許証とか、マイナンバーカードに記載の情報を専用の機器で読み込むことで申請書類を印刷して発行できるもので、このシステムは利用者も、それから職員も双方に負担軽減が図られるということでございます。先ほどの町長の御回答にもございました。やはり、このシステムは今後、早い段階で取り入れるべきだと思いますけれども、その辺の御見解を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃるとおり、そういうシステムは業務負担の軽減や住民の方への負担軽減につながるものと考えております。ただ、今の業務を変えずに取り組んでしまいますと、その一部機能が使われなかったりとか、やりたいことができない場合がありますので、まずは業務の見直しだったり、運用フローだったり、そういう部分も検討していきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 熊本県の高森町では、書かない窓口導入事業の財源として国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しております。大変この高森町はいろんな国の交付金をうまく使っているなというのを私も感じているところでございます。デジタル庁がおととしの9月1

日に発足されまして、昨年の9月あたりから、この書かない窓口の自治体を募って実際にやってみるというようなことをやっていたらいいと思います。実際に百何自治体が、すみません、実際の数を言ったほうがいいですよ。149自治体、国は23.4億円の予算をつけて149自治体に対して、まず書かない窓口をやってみましょうということで選ばれてやっている自治体でございます。その中で導入したのが147団体ということでございました。本町におきましてもそのように、国からこのような交付金とか、助成金が出ますよというようなことを、ぜひアンテナを張り巡らして、いずれはしなきゃいけない、もうデジタルが、どんどんデジタル化がどんどん進む中で、後後回しになって、全額、町の財源でやるというよりも、せっかく国で助成しますよと、交付金出しますよと言っているのにもかかわらず、そこで手を挙げなかったり、計画を出さなかったりというところで遅れてしまうということもございますので、その辺の補助金や国の補助金、県の補助金等を今まで注視して見てきたのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） デジ田交付金につきましては、議員さん御承知のとおり、今年度、令和5年度から活用し、1事業に取り組んでいるところでございます。こちらの書かない窓口につきましても、システム導入の際は財源を探りながら進めて検討していきたいと思っておりますので御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これは、この書かない窓口に関しての国の助成は去年の9月から始まっているんですね。それに参入した自治体に関しましては、今年もう導入してやっている、始まっているところもあれば、これから始まる場所もございます。大崎市なんかは新しく、庁舎を新しくするというので、それに伴って書かない窓口も実際に導入するというようなお話も聞いております。やはり何回も言うようですが、ぜひ国からの交付金なんかをうまく使えるような、そのような目を養ってといたらおかしいですけども、アンテナを張っていただいて、どんどんやはり、町だけでやるというのではなくて、どうしてもやはり多額のお金がかかる、デジタルは特にそういうこととございますので、ぜひ国のそういう補助金を使っていきたいと思っております。

書かない窓口をの、今言いました、それで、埼玉県の大子町ではホームページに専用のページを開設いたしまして、いつでも手続に必要な情報を入手できる、そして入手した情報を引き出すための2次元コードが発行されております。来庁時にそれを読み込むことで申請書類が印

刷されて混雑緩和、時間短縮につながっているという取組をされているところもございます。
ですから、この書かない窓口は一つの方法だけではないんですね。いろいろタブレットを導入しなきゃいけないとかいろいろあります。実際に入れると約2,500万円くらいのお金がかかります。先ほどの高森町にしましては、半分が国ということで持ち出し分は半分の1,200万円弱でございましたけれども、それだけに固執すると大変なお金になりますけれども、このように埼玉県の三郷市ですか、そのように、ぜひホームページなんかを使って、もうそれに、もう最初に自分で入れてしまってから窓口を持ってきて、それを読み込むことでもう全部その必要な書類が出てくるといふ、そのような体制も一つの手かない窓口ではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） そのような申請様式の見直しだったり、運用のルールというの、こちらの書かない窓口には大事だと考えておりますので、あと議員さんおっしゃるとおりウェブサイトも活用して、どのような方法がいいのかということも関係する課と検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうですね。2点目の、その延長といたしまして行かない窓口、これも机上の空論というんですか、じゃなくて実際に大阪市の豊中市ではもう始まっています。これが2020年に始まっていまして、デジタルガバメント戦略を策定いたしまして、一部対象除外の項目もあるとはしていますが約908件の行政手続をオンライン化しまして、自治体の規模は全く七ヶ浜とは違いますが生活様式の中にそのようにデジタル化がどんどん浸透しているということでございます。今後、本町といたしましても、先ほども何度も申し上げますように、デジタル化うちははしませんよというわけにはいきません。やっぱりどんどん日本デジタル庁ができたことによって、どんどんそのデジタル化がいや応なしに進めていかなくてはならないという環境になっておりますので、ぜひこの辺も行かない窓口、これも念頭に入れていただくことは可能かどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 行かない窓口につきましても、電子申請だったりという施設の予約だったりというのは、住民の方にとってはすごく負担軽減になる部分でございます。今まで窓口でのサービスの説明だったり、相談事業につなげるなど丁寧な対応を行っていましたが、議員さんおっしゃるとおりデジタル化は避けては通れない部分でありますので、どの方法がい

いのか、どういうふうなやり方がいいのかも含めて検証していきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 3点目でございます。

これから、今の本町におきましては特にスマホ教室が大分充実しておりまして、私も町のラインを見ながら、ああ、またスマホ教室やっているな、また講座でもやっているなということを常に見させていただいております。行政側の体制といたしまして、これはデジタル庁だと思うんですけども、日本全国の市町村のデジタル化の、どこまで申請書類がデジタル化されているかという全ての自治体が載っている表をちょっと見つけさせていただきました。宮城県だけを見ますと、残念ながら七ヶ浜に関しましては何ができるかというとe-Tax、これは国税庁がやることなので、どこの市町村も全てできるようになっております。そのほかは転入転出、これはできるようになっているんですが、そのほかの手続はオンライン化の手続の可能性として全く印がついていないんですね。宮城県内を見ますと、七ヶ浜を含め3つの町と1つの村がそうのようにできないというところでチェックされていないんです。ほかのところは、多少なりとももっと項目が多くて、これはできますよ、これはできませんよというのは確かにあるんですけども、あまりにも七ヶ浜、本町におきまして大変進んでないなという実感があるんですけども、やはりぜひ加速してといいますか、なるべく、宮城県内でも七ヶ浜は中心部のほうだと思うんですね。大変、ほかの遠いところに比べたら仙台市にも近いですし、多賀城、塩竈もありますけれども、やはりその中でもこのように遅れているというのはあまりにも進みが遅いのではないかなと思いますが、加速して進める考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃるとおり、当町では今申請できる部分はないんですが、検討を進めている部分がございますので、もう少しお時間をいただければできる部分が出てくるかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） もう少しお時間をというのが、前にも何回も、何回か聞いたことがあると思うんですけども、ぜひ、いついつまでとか、そういうふうにある程度目標を決めて、DXに関する会議とかもされているということでございますけれども、やはりその中で、ぜひ本町はここまではね、このときまではここまではできるようにしたいね、しようねというところをぜひ決めていただきたいと思います。その考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私からお答えします。

デジタル化は絶対避けて通れないということは私らも承知しておりますし、デジタル関係の補助がある、あった、いつから始まったか、こういったことについても私のほうでは承知はしております。ただ、実際にやるときにどれだけの弊害が、弊害というか、どれだけの作業が必要かとか、あるいは窓口がどうなるかとか、あるいは職員がどのくらい移行するのに必要かというようなことが、ちょっと今の段階ですぐには返事できないところなんです。ただ、来年、再来年、私も来年からやりますとこう言いたいんですけども、なかなかその部分は言えませんが、本当に近い将来にはそういった足を踏み出して、来年からでも足を踏み出して取り組んでまいりますので、ちょっと、ちょっとだけ今年度の分だけは時間をいただければと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今副町長もちょっとお話しされていましたが、やはり国の政策の中でこういう支援をしますよとかという提案があったときに、受け入れる本町が何の体制もなければ、せっかくいいお話も生かすことができない、それは本当に現実としてあると思うんですね。ですからやはり職員の皆様、それからあと庁内の全体的な受入れ体制を、いつ、どのようないいお話が来たとしても、また国からどういうふうな打ち出しがあったとしても、ぜひうちとしては、もう受入れ態勢ができていますよ、もうそれはすぐに活用できますよと言えるくらいの、ぜひ体制を取っていただきたいと思いますので、せっかく、何回も言いますが、会議をされて皆さんでいろいろと推進をされているとは思いますが、それが後手後手に回らないように、ぜひそれが有効的に活用できるように、そのように希望したいと思いますが、再度その辺の決意を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは最後にということですので、私から回答申し上げたいと思います。

担当課、関係する職員に少しねじを巻きなさいという指導をしていきたいと思います。これで私の決意だというようなことで、事務方の決意だというようなことで御理解いただければと思います。

○8番（熊谷明美君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時50分から再開いたします。

午後 3 時 3 7 分 休憩

午後 3 時 5 0 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、3 番佐藤信輝議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔3 番 佐藤信輝君 登壇〕

○3 番（佐藤信輝君） 3 番佐藤信輝でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告しておりました危険な側溝の対策について質問させていただきます。何せ新人でございますので、先輩議員各位がおられる中、新人議員として大変光栄ではございますが、先人、先輩が歴史を刻んでまいりました町議会の慣例、慣行をまだ熟知しておりませんので、議会用語、質問事項など御迷惑及びお聞き苦しい点多いかと思いますが、新人議員ということで御勘弁いただきながら質問をいたします。

それでは、近年、温暖化の異常気象による線状降水帯が発生し、各地でゲリラ豪雨も頻発するようになり、集中豪雨が増加し、それに伴い側溝や下水道からの雨水の排出が追いつかずにあふれ出し、浸水する災害が多発しています。

七ヶ浜町町道認定 2 級、番号 103、路線名吉田・花潤線、50 年ほど前にできたと言われる急勾配の坂の道路、図面上の幅員は 7.5 メートルですが、現況は 5.7 メートルであります。上の山 28-1 と鹿野 21-1 付近の前を通っている比較的深さのあるむき出しのままの側溝と、自然のありのままの手造りと思われる側溝があります。この幅の大きさは、幼児、小学生低学年ほどのお子さんはすっぽりと入ってしまう幅であり深さであります。この側溝のある坂道は通学路にもなっており、近隣住民の幼児なども、ふだんボール遊びの際などは側溝に落ちてしまうことも多々あります。手すりを使用する高齢者がバランスを崩し落ちた場合は、1 人ではい上がることは不可能であります。急勾配の坂道の側溝である上、側溝内も滑りやすくなっているところに天気の急変などの気象条件が重なると、自然のありのままの手造り側溝から雨水があふれ、災害の危険が高まります。

被害や事故を未然に食い止め、未来ある子供たちや近隣地域の方々の命の安全を守るため、そして図面どおりの町道幅員を確保するためにも、次の 2 点を伺います。

1 点目、側溝に蓋がけの対策については、2 点目、自然のありのままの手造り側溝対策については、以上質問といたします。

○議長（安倍敏彦君） 危険な側溝対策について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 3 番佐藤信輝議員の御質問、危険な側溝対策についてお答えをさせていただきます。

1 点目の御質問、側溝に蓋がけの対策についてお答えをさせていただきます。議員御質問のとおり、現地は急勾配な素掘りの側溝でありますので、町としては、安全対策を施すため、吉田・花渕線の防護柵の設置工事を発注したところで10月中旬より着手予定でございます。工事内容につきましては、歩行者の安全性と有効幅員も確保できることから、設計の図面を見ましたところ手すりを兼ねた安全防護柵を設置するものとなっております。

次に、2 点目の御質問になります自然のありのままの手造り側溝対策についてお答えをさせていただきます。1 点目の防護柵の設置工事については、蓋なしではありますが側溝の対策も含まれてはおります。内容は素掘り側溝の底盤や側面をコンクリートで固め、大雨による側溝の洗掘防止を図ることにより、側溝等を道路本体の補強、保全を考慮して実施するとしておりますが、信輝議員さんおっしゃるとおり、これから現場での施工において再度、安全面も含めて、子供たちの安全面も含めて確認をさせていただきたいと思います。

以上、佐藤信輝議員の一般質問への回答にさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3 番（佐藤信輝君） 一応書いてきたんで、1 点目から再質問いたします。

町当局は既に状況を把握していると思いますが、ごく最近、心配していた事案が発生しました。この地域で友人家族とバーベキューをしていた際、遊んでいたはずの子供が急にいなくなったのに気づき、みんなで付近を探索したがどこを探しても見つからず焦っていたところ、側溝に子供の靴が落ちているのを発見し、まさかと思い側溝をたどり、その先のマンホールの蓋を開けると中に子供がひっかかった状態で発見されました。探していた人たちは、発見したとき、安心したと同時にぞっと凍りついたと伺っております。その当時は雨など降っていないため水位が低かったので大事には至りませんでした。雨が降っているときや雨が降った後は水位が上がり、溺れるか、そのまま流され、マンホールの中に吸い込まれて命はなかったと思います。このままの状態でもいいのか、今日の質問と現場を照らし合わせるために足を運んで検証していただきたいがいかがですか。再質問をいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 信輝議員さん、大変申し訳ございません。実は、今の件は私の耳にも届いておりませんでした。私もちょっとこの御質問あつて現場を見たときに、やはり勾配も急で

すし、流れも水量が多ければ結構あれだなと、ここ危険だなという思いはありまして、担当課からは安全柵で子供たちがそこに行かないようにという部分で聞いておりましたので、それで地元にもお話ししているという報告だったものですから、今のお話を聞いてちょっと驚いているところが正直なところですよ。それにつきましては、工事は発注してこれから現場に入るといふことですので、先ほどお答えしたとおり、そういった部分も含めて設計変更も視野に入れて、そういったことも対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 1点目、質問を終わります。

2点目について再質問をいたします。

現在も高台にある君ヶ岡から、そして吉田浜から雨水が集落の側溝がないところを通って、あふれて土と砂利を巻き込んで一緒に道路上にあふれて流れています。この上の山28-1から鹿野21-1までの町道幅員だけ見ても、7.5メートル、8.25メートル、10.5メートル、7.5メートルが図面に記されていますが、現況は5.7メートル、4.75メートル、10メートル、6.25メートルであり、自然に雨水が通っているところののり面は町道と考えられます。側溝を整備するとしても民有地に関係なく余裕がある幅でありますのでいかがですか。再質問をいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに現場確認させていただきました。一番上流の部分、素掘りの側溝になっているところの部分が、小さなパイプが出ておりまして、その先にコンクリートの塊、昔の側溝ですかね。それがあって断面を閉塞していたというような状況だったので、工事する際はまずそこを確保して、まず雨水を通常に流れるような対策をしたいと思っています。それと、道路の幅員になりますけれども、幅員は4メートル50とかそういった部分は確保できておりますので、通行量等も考えますと拡幅までは今のところ建設課では考えておりませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日10月6日午前10時より再開いたします。

御苦労さまでした。

午後4時01分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年10月5日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 5 年 10 月 6 日（金曜日）

第 2 回七ヶ浜町議会定例会 9 月第 2 回会議会議録
（第 3 日目）

令和5年第2回七ヶ浜町議会定例会9月第2回会議会議録第3号

令和5年10月6日（金曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君

水道事業所長
国際村事務局長
子ども未来課長
健康福祉課長
長寿社会課長
会計管理者
教育長
教育総務課長
生涯学習課長

稲妻和久君
後藤謙一君
菅井明子君
関本英児君
沼倉隆弘君
鈴木正実君
須藤清君
佐藤浩明君
遠藤裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長
同書記

佐々木祐一君
鈴木一叶君

議事日程 第3号

令和5年10月6日（金曜日） 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前１０時００分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和５年第２回七ヶ浜町議会定例会９月第２回会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１４名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において２番鈴木 篤議員、３番佐藤信輝議員を指名いたします。

—

日程第２ 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第２、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

１０番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔１０番 遠藤喜二君 登壇〕

○１０番（遠藤喜二君） 議長の許可を得ましたので、これから質問事項、公立または公的施設の考えはないかについて、２番目、中高一貫校の考えはについて、３番目、君ヶ岡公園十字路交差点に街路灯を設置の考えはないかについて質問いたします。

まず１番、病院を抜かして、公立もしくは公的と書きましたが、高齢化社会が進む中、病院等への通院に関し、また、緊急医療に関しての自宅前での救急車で長過ぎる待機、生命に関わる重大な問題である。我が町でも高齢化が一段と進み、毎日のように救急サイレンが聞こえる日が多く感じられることから、以下の質問を伺うものであります。

１番、数年間の町外病院への医療費負担額の推移状況を伺うものである。

２番、町立病院、一般的に呼ばれる公立病院もしくは公的病院の設置の考えはないかを伺うものであります。

２番、中高一貫校の考えはについて。

将来的な切実な状況下にある若者の地元離れを、幾らでも少なく、また将来ある子供たちをこの七ヶ浜から夢を乗せた中高一貫校をつくる、設置する考えはないか、あるかを伺うもので

あります。

3番、これは君ヶ岡公園の十字路交差点の街路灯の件ですが、ここに質問を書きましたが、笹山のほうに行くとき、街路灯が景色にのみ込まれそうな、何ていうか、全然違和感がなく建っていたものですから、私もここ3年くらい全然気づかなかったんですね。街路灯あったんですけれども、夜はついていなかったと。それで、君ヶ岡公園側だけ2個の街路灯がついていたと。

それで、一応防対のほうに確認しましたら今見積り中ということで、3番に関しては別な件というか、町長そのものが例えば逆に私のほうから聞くんじゃないかと、町長ここ、この辺つけたほうがいいんじゃないかということ逆を聞いてみたい感じがいたします。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、公立または公的施設の考えはないかについて。第3問、君ヶ岡公園十字路交差点に街路灯設置の考えはないかについて回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、10番遠藤喜二議員の1問目の御質問、公立または公的施設の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、数年間の町外病院への医療費負担額の推移状況についてお答えをさせていただきます。

町において医療費を把握しているのは、国民健康保険と後期高齢者医療保険の2つでございます。国民健康保険の医療費の推移といたしましては、令和2年度で約14億3,700万円、14億3,700万円。令和3年度で約15億2,300万円、15億2,300万円。令和4年度で約15億4,000万円、15億4,000万円。後期高齢者医療費は令和2年度で約24億7,500万円、令和2年度で約24億7,500万円。令和3年度で約26億900万円、26億900万円。令和4年度の数値はまだ公表されておりませんが、国保、後期とも年々増加している状況でございます。

医療費の町内、町外の内訳につきましては、これは統計データがなく明確なお答えはいたしかねますが、例えば医療費単価の高い高度医療を受ける場合などは、町外の病院になりますことから、医療費につきましても町外の割合が相当程度高額になるものと考えられます。

また、医療費全体が増加傾向にあることから、町外の病院に対する医療費負担額も年々増加していると思われます。

次に、2点目の御質問、町立病院、一般的に呼ばれる公立病院もしくは公的病院の設置の考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

公立病院と公的病院は、運営母体が異なります。公的病院は、厚生労働省が定めた公的団体が運営している病院で、例えば日本赤十字病院などが該当いたします。一方、公立病院は、都道府県や市町村などの地方自治体が条例に基づいて開設、出資、運営している医療施設でございます。

公立病院に期待される役割は、主に4つの役割があるとされます。1つは、山間僻地や離島などの過疎地域における一般医療の提供、2つ目は、救急、災害などに関する医療の提供、3つ目は、高度先進医療などの民間では限界のある医療の提供、そして4つ目は、研修の実施などを含む広域的な医師派遣の拠点としての機能であります。

本町の医療機関の現状を考えますと、主にクリニックや診療所などの個人病院です。生活圏である近隣の塩竈市、多賀城市、利府町まで広げてみますと、多くの個人病院や、例えば赤石病院、坂総合病院、塩竈市立病院など幅広い診療科を有している病院が多数あります。いわゆる2次医療圏と言われるものでございます。

さらに、高度先進医療の提供という点を考えますと、東北医科薬科大学病院、仙台医療センター、そして東北大学病院などもあります。これはいわゆる3次医療圏と言われるものでございます。

このように、近隣には医療サービスを受けたい方に対して、提供できる体制機能は構築されていると思っております。このことから、公立病院もしくは公的病院の設置につきましては、他市町村の経営状況などを伺いますと、大変な状況となっていることなどを考慮し、考えてはいないところでございます。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、中高一貫校の考えはについてであります。来年度、町内小中学校5校の再編ビジョンを探る検討委員会の設置を予定しております。現段階では、小中学校の在り方に注力することとしており、中高一貫校については考えていない状況であります。

以上、2問目の回答にさせていただきます。

次に、3問目の御質問、君ヶ岡公園十字路交差点に街路灯設置の考えはないかについてお答えいたします。

御質問の君ヶ岡公園の交差点につきましては、議員御指摘のとおり、信号で上り坂側車両の停車時などには、対向車がまぶしいと感じる場合もあるかと思われます。交差点を照らす街路

灯などは公園側と国際村側にございますが、国際村側の街路灯につきましては、不具合により点灯されていない状況でございます。遠藤議員に不具合を発見していただきました。本当にありがとうございます。

早急にその部分の修理を行い、明るさを確認した上で、増設が必要かどうかも検討を行いたいと考えております。

また、ほかの不具合箇所があれば、早期に復旧するよう努めてまいります。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今回なぜ病院ということでちょっと質問したかというのは、まず救急車、メインは救急車なんですけれども、せっかく救急車が来ても病院が見つからず、自宅前での待機が40分も50分もなると。そして、やっと見つかったのが泉区の病院だったと。そうすると行くまで大体1時間半から交通の絡みで2時間近くかかってしまうと。

これは個人的に申し訳ないんですけれども、私の妻が8月23日ちょっと亡くなりましたけれども、16日の日にパーキンソン病の疑いがあるということで、いろいろちょっと家の中での動きが悪くて、伝い歩きとかしていたんですけれども、そのときは16日倒れて、頭を打って倒れたと。そのとき選挙運動2日目だったんで、終わってから帰ったら、風呂場で倒れていたと。風呂場の前の額縁に頭をぶつけて倒れていたと。

それで、救急車を呼んだら、もう7分、8分くらいで来てくれましたかね。違います、そのときは多賀城から七ヶ浜にはちょうど救急車が出払ってしまっていて、多賀城から来てくれました。それで20分くらいかかりましたけれども、それで救急車に乗せたのはいい、乗せたのはいいけれども、行く病院がその隊員さんが電話しても1軒目駄目、2軒目駄目、何だかんだって8軒目駄目、やっと9軒目で、泉の徳洲会病院さんにいいですよということで行きました。

やっぱり1時間50分、多分2時間、私も時計見ていなかったんですけれども、結構長い時間かかったと思います。その後5時間くらいの検査で帰って、18日にまた薬科大のほうで検査をしたんですけれども、その待機時間が長過ぎるんですね。

ですから、私とすればさっき町立病院というか、公立病院もしくは公的病院が七ヶ浜にあれば本当ものの3分、5分で行けるだろうと、そういう思いでの質問なんです。

それで、23日倒れたときは、やっぱり今回は23日の日は七ヶ浜から来てくれました。それでもやっぱり病院が見つからず、四、五十分待機して、それでマッサージなり何なりしてくれましたけれども、結局その間、最後に塩釜地区の病院がいいですよと、声かけてくれたときはも

う既に遅し。最初から声かけてもらえば、まだ生きている可能性はあったと。地元に病院があれば多分蘇生は、私も薬科大のほうで蘇生の講習を受けたりして、教科書というかそれを頂いているので、蘇生に関しては十分やったつもりです。ただ、やっぱりまだ素人なものですから、あとはもう救急隊のほうにバトンタッチしてお願いしましたけれども、七ヶ浜に病院なりあれば、助かったであろうという思いが強いんですね。

話ちょっと飛びますけれども、私が40代のとき塩竈市立病院が売上げ21億円、かかる経費が28億円というとき、東京の病院が一応買いますよということで声がかかり、私がエージェントから頼まれて動きました。そのときは25億じゃないと駄目だよということで、当時の部長から三度くらい断られたんですけれども、それで東京の病院は柏と蕨の病院を、塩竈を諦めて買いました。でも、その病院は宮城県内に7つくらいの病院と施設関係を今でも持っています。

だから、そういう病院が七ヶ浜にもし来てくれるのであれば、病院を建ててくれるのであれば、土地だって昨日の発言で土地はないという話でしたけれども、土地はあるんですよ。あるんですけれども、ただ触っていない。

震災直後、私国際村の西側、民地ですけれども大体102筆あります。灰捨て場との間ですね。そこが大体7,500坪ぐらいありました。あともう1か所が笹山、笹山も探して笹山の場合は学院大に声かけて、ただで譲るという確約をいただきました。でも、復興予算等で7,080万でしたっけ、8,070万でしたっけ、買取りはしましたけれども。

あとは、アクアアリーナのこっち側、東北電力から頂いた7,000坪でしたっけ。そのくらいありますよね、北ひな壇ですけれども。そういうところに建てられるわけですよ。もしそういう建てられる場所があるなら、呼んで声をかけて、来てくれる病院さんがあるなら町長どうですか。それでもやっぱり公的な病院は必要ないですかね。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当に大変な状況でございまして、本当に御冥福をお祈りしたいと思います。

そして、町として遠藤議員さんが言われるのは分かるんですが、常時医療と救急医療とはまた違うと思うんですね。そして、この七ヶ浜県内35市町村ありますけれども、病院への町民の受診率は県下第1位なんです。ですから、いろいろと救急搬送の中でも近くに病院があるのは、正直この圏域多いんですけれども、救急医療に関して確かに救急車到着してからの病院の受入れがなかなか早くないといえますか。

そして、なおかつコロナで病院の受入れ態勢事情、実は先日地域医療会議とかでお医者さん

たちの方とのちょっと意見交換をさせてもらいましたけれども、やっぱりなかなかそのスタッフ、コロナとの関連、それで救急医療となると特に時間的なものとか、いろんなことなど受入れが難しいということ、そしてそれを今度このうちの町で設置したとしても、正直民間で病院経営が成り立つのであれば、こちらに来ていただく分には差し支えはないと思いますが、町がその病院を設立、設置してやるとなると、正直厳しいものがございます。

東日本大震災、12年前に東日本大震災で沿岸部15市町村、そして町立の病院を持っていたりした場所なんですけど、そういったことで、あと海外からの支援も多額の支援があつてということで、病院を設置した町も再度再開させたこともありますけど、ちょっと詳しいことまでは聞いていませんが、初年度から年間2億5,000万の赤字だと。これが10年続けば25億、それが町として、それで今のトレンドとして遠藤議員さんのやつは救急医療、救急的なものの配慮ですけども、今のトレンドとしてはなかなか病院経営というのは、仙南のほうでも大分いろいろとけんけんがくがくやって、大分いろいろあつたようでございますけれども、うちの町のような小さい町が設置となると、正直難しいという回答になってしまいます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今後七ヶ浜も高齢化で、ピラミッドの人口推移見れば、これは2010年、今現在23年だとあんまり見た感じ変わらないんですね。こういうふうな。上が2023年、下が2010年です。

ところが、これは5年ごと取ったんですけども、これは国が示した表というか、グラフですけれども、結局45年先ですけれども、こんな感じになっちゃう七ヶ浜は。我々も含めて私なんか生きていくかどうか分かりませんよ。こんな感じになっちゃう。本当に何ていうんですか、逆さとっくりみたいな感じでなっちゃうんですね。

それに、今高齢者そのものの救急搬送の率が、今塩釜地区消防さんは昨年で1万と80件あったんですね。そして、昨日ちょうど消防さんがいらっしゃるんで聞いたら、今年はといたら、今年はもう多分1万80件超えると思いますと、既に9,800件何がしと言っていました。

それで、一番多い救急搬送というか発生が12月七ヶ浜なんですけれども、12月の990人、8月が979人、これは救急車を呼んだあれですね。そして、990人呼んだときは891人が搬送されたと。そして、8月は979人から119番来て、866人運ばれたと。少ない月が2月、4月ですね。少ないといっても2月で702人が救急を電話して658人。一番少ない4月で、119番が692人に対して、659人が搬送されました。

それで、さっき言った待ち時間なんですけれども、平均現場到着所要時間が七ヶ浜の場合は

9分9秒なんですね、統計でいくと。そして、病院に収容されるまでの時間50分48秒です、平均で。ということは、1時間以上かかっている方もいらっしゃるということですね。一番多いのは中等症と言われる方58%、2番目が軽症であられる32%、中等症で5,514人、軽症で2,857人、そして重症の方、重い方で990人で10.5%、それで搬送しても亡くなった方が1%の97人がおられたということですよ。

やっぱり先ほど民間の病院が来るというか、来てもいいというふうになった場合、それは町としては受入れ等はいかがなもんですか。最初から緊急になるかどうか分かりませんが、病院、総合病院ですから、全国に100というか、200以上ある病院ですから、その場合町としてはいかがな対応をされるでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今の喜二議員のお答えさせていただきます。

まず1点目の最初の救急搬送について50分48秒、確かにこちらについても私たちのほうは把握はしています。ほかの自治体というか、ほかの県平均とはどうなのかと比較させていただきました。ただ、今令和4年度のデータがちょっと県平均のなくて、令和3年度比較しますと、七ヶ浜は今おっしゃった搬送まで45分に対して、県平均もほぼほぼ44.9分、（「50分ですけど」の声あり）今51分と令和4年度のデータかと思います。

私の県平均の把握をさせていただきますのは、宮城県で公表したのは、私のほうの資料では令和3年度、ちょっと1年前になるんですけども、そちらで比較させていただいても、七ヶ浜は約45分、県平均も44.9分、ほぼほぼ同じかと思います。

なので、こちらの救急搬送についての疑問というか、御質問については県内の全ての中での問題というか、課題と同じような共有かなと思いますので、七ヶ浜だけ突出して遅いとかそういったのはないかとは思っております。

続いて、次の民間企業につきましては、私たちのほうで造っていただくのはよろしいかと思えますけれども、あえてこちらからお願いしますということは私たちのほうとしては、ちょっと考えておりませんが、ただ来ていただいて造っていただくのは、よろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） さっき課長が県平均と言いましたけれども、私しょっぱなから塩釜町区ということで話していますね。塩釜地区消防ということで。だから、その誤差はあると思いますが、塩釜地区消防組合のほうでは50分48秒ということですから。首かしげています

けれども。お見せしますか。

それと、あえて言うことは無いということですがけれども、何かこう消極的な、私からすれば消極的な内容だと思うんですね。進めてくれと言うんだったら別として、過去の七ヶ浜は皆それですよ。カタールからのガスの供給にしたって、前の行政の長は、長というか副町長は断った。日立造船の製氷機に関しても断った、委員長。皆そういう長からの教えなんですかね。課長クラスも全部そういう断るといえるのか、消極的という感じするのは。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。質疑に戻ってください。

○10番（遠藤喜二君） ですから、町で言うことは無いといっても、多少なりとも例えばこっちに出してもいいよとなった場合は、多少の協力は得られるのでしょうか。そのところちょっと1つだけ確認です。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 民間企業の方が仮にこちらのほうに御相談があれば、そちらについては内容にもよりますが、できる限りは協力したいなとは思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） その言葉が欲しかったんです、できるだけ協力。それは町長の教えだと思いますので、ありがとうございます。

次2番目の質問に移させていただきます。

中高一貫校の考えはに関してです。次第に生徒数も少なくなり、ちょっとすみません、ちょっと入替えします。

中学生の卒業の進学率も99.1%、高校に関してはこれ令和2年ですけれどもほぼ50%、これは宮城県の統計課労働教育班の調べです。

それで、宮城県そのものは下から数えたほうが早いんですね、進学率というか。なぜかと、やっぱり遠くに通う、あとは例えば私学であれば月謝が高いと、途中で脱落する生徒もいると。それで、もしできるのであれば、七ヶ浜に中高一貫校ができるのであれば、子供たちは6年間ゆとりある教育を受けることができるのではないかと、そういう質問なんですけれども、これは教育長のほうがよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず、小中一貫校であれ、中高一貫校であれ、小学校であれ、中学校であれ、高校であれ、学校の新設に当たっては4つの条件が必要です。まず、人・物・金これはどの建物でも一緒ですね。それプラス理念、これがほかの機関とは決定的に違うところです。

今回の私、通告文を読ませていただいてとても感動しました。夢を乗せたという言葉です。ずっと宮城県教育委員会が進めている教育政策は、ずうっとネガティブな結果を出しています。私もその中で、よく答弁の中で不登校がもうこんなに増えてしまったみたいなネガティブな発想に陥っていたなということを気づかされました。

来年度から小中一貫校の検討会を立ち上げるというところで考えていたところ、この夢を乗せるという言葉が私はばちんと来たんですね。私が今委員になるかどうかは別として、その人・物・金、そのプラスアルファのカリキュラムをつくるときに、それは義務教育学校になるか、どういう形になるかというのは昨日町長さんが答弁していたとおりなんですけれども、いずれにせよ、教育施設においては子供たちの未来志向、どんな時代にあっても、自分にはやっぱり将来は暗いものではないということの信念を持たせたい。その原点、教育の原理を私は日々のデータ、マイナスデータを読み過ぎているせいで、ちょっと忘れていたなと。

そこで、夢を乗せてと来たときに、これずっと教諭時代、今もですけれども、どの教諭も腹の底に持っているものじゃないかと。夢を乗せられない学校で、夢を語れない教員がどんなことを駆使しても、教育効果は上がらない。

ということで、私は中高一貫校はこの七ヶ浜の実情において、例えば高校の設置が宮城県に設置権があるとか、様々な諸問題、それから実情を踏まえると、小中一貫校よりも、違う、中高一貫校よりも義務教育段階の土台のところで、生きる力をがちんとつけさせてやる小中一貫校のほうが七ヶ浜の実情に合っていると私はそのとき判断しました。

そしてプラスそれをつくる、10年、20年かかるかもしれませんが、この夢を乗せてということは、これ絶対外せないなというふうに今思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 仙台の仙台青陵中等教育学校、国見のほうにありますけれども、これはたしか平成21年に開校しているんですね。それで、今6学級20、これは生徒数が多いんですけども、6学年、要は1 2 3 4 5 6 と数えると思うんですけども、6学年24学級で820人いるわけですよ。

それで、あと一貫校の中には併設型もあるし、連携型もあると。例えば併設型であれば私立ですけれども、育英の秀光中と、前は秀光中等教育学校と言ったんですね。今は中学校と変わりましたけれども、平成21年の春から中学校に変更になったんですね。あとは、尚絅学院の中学と高校、これも併設型、聖ウルスラ、これも併設型、聖ドミニコ、仙台白百合、これも併

設型ですね。それでさっき言った仙台青陵中等教育学校ですね。あとは東北学院、これも併設型で高校と中学、あと古川学園、古川黎明とあと古川黎明中学、あとは三陸だけは連携タイプで、南三陸高校に対して、南三陸立歌津中学と志津川中学が連携になっているということですね。あとは、仙台に戻って宮城学院女子ですね。あとは仙台二華高、漢数字の二と華、華道の華と書く二華高ですね。これは、二華高と二華中学校、これも併設型。

こういうふうにして、先ほど言った青陵に関しては、仙台市が19年、たしか2019年に決めたということで、それで21年から開校したはずなんですね。

ですから、町でやる気であれば行政単位でできるのではないかと。県のほうの教育担当なりなんなり、確認すべきことはあると思うんですけども、先ほど教育長が言われたように、小学と中学校の一貫校、これは9年になりますけれども、大分スパン的には長いんですけども、かなり難しい感じはするんですけども、伸び伸びと子供たちが行けるような高校に、ある程度高校受験を目指して生活はするんでしょうけれども。

ですから、やっぱり行政のほうでちょっと動いていただければ、仙台市でできるんだから七ヶ浜だってできるんじゃないかと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 仙台市は政令市を取っておりまして、これは教育行政権能が県と同様になっています。ですから、仙台市ができることが例えば大崎市でできるかという、これは違う全く別の話になります。

今議員さんがおっしゃった私立の一貫校ですね。私立はもう、これは文部科学省の範疇ではないので、公教育の縛りを受けていません。学習指導要領の扱いもかなり弾力的でよいということになっているので、例えば二華中高にしても、青陵中高にしても、古川黎明にしても、3校が宮城県にある公立の中高一貫なんですから、全て受験に特化したカリキュラムを組んでいます。あとの私立はもちろん生き残りをかけてやっていますので、例えば高1の内容を中学校2年生ぐらいからもうやっていて、高3の段階は1年間何にもしないで受験勉強だけをするとか、そういう極端なことができます。

ただ、それが次世代の子供の生き方にフィットしているかどうかというのは、これはちょっとエビデンスを見ないと分からないところです。

現実今、一般に東大問題と言われている問題があって、受験で勝ち抜いた子供たちが社会で勝ち抜けないという、これはもうエビデンスがあって証明されてきつつあります。

なので、私は小中学校の9年間で多様な生き方、学び方、それからここの中心に掲げている

コミュニケーション力の、深みあるコミュニケーション力の人間関係性ですよね。あらゆる仕事は人間関係性から始まっていく。そういうところに、もう七ヶ浜なりに、ここはもう教育委員会に教育課程の設置権があるので、かなり思い切ったことができます。

その1つの例で、前武田教育長は英語特例をもう28年にとって、それを見て、文部科学省の今の学習指導要領で七ヶ浜型になっているんですよ。だから、そういうことは小中一貫校では七ヶ浜にはそういうベースのある体験をしているので、私はそっちで夢を見せていきたいなというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今大学への受験を何か目的としたという感じだったんですけども、私が考えているというか、思いはいろんな例えば工業系、農業水産系、商業系、芸術系、家政系、体育系、看護福祉系、工学系、あと普通進学と、やっぱりいろんな分野があっていいと思うんですね。そのほうが子供たちが伸び伸びと6年のうちの3年、3年で決めればいいと思うんですよ、方向性を。

ですから、あくまでも進学したい人は、例えば進学コースというかに行けばいいし、ほかの学校だと何か一部私立では特進科とか特Aとか何とかとつけているみたいですけども、私ちょっと思いついて書いてきたんですね。七ヶ浜でやっぱり昔あった海洋科とか、潜水科というか、潜水科はなかったとしても海洋科の中にあっただと思うんですよ。

例えば農業水産系だと農業科、園芸科、食品化学、畜産、ここは土地が狭いのでできないでしょうけれども、生物工学、緑地計画、海洋科、あとは潜水科。工業系であれば、工業科、機械科、電気科、自動車科、総合技術科、建築科、工業デザイン科。商業系であれば今商業高校でも一緒ですけども、ただの商業科ではなくて商業科、情報処理科、国際会計科、ビジネスコミュニケーション科、総合ビジネス科などいろいろあります。あと芸術系に関しても、芸術科、音楽科、美術科、映画芸術科、舞台芸術科などいろいろあります。

ですから、先ほど言った家政科にしても、体育系にしても、あと先ほど言われた語学系、英語に関しては英語科、あと国際コミュニケーション科といていろんな語学というか、言葉を話せるような方向性を子供たちに選ばせてはいかがとは思いますが、やっぱり政令都市でないと駄目だとなれば、そこで何かそれをクリアするあれは考えられないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 高校では、宮城県は高校の今カリキュラムの方向は遠藤議員さんおっしゃるとおり多岐にわたるようにどんどん変化しています。これが中高一貫校となると、今そ

ういう発想は宮城県にはありません。

その前段となる多様な生き方、多様な社会で、様々な職業を選択できる学校がこれからどんどん増えてくる、これはもう予想されています。今のところ高校段階ですけれども。

じゃあその前段階として、例えば小中一貫校ができたときに、自分の社会とのかかわりや、社会15歳を出た後に、自分はどう生きるのかということを、今転ばぬ先のついで、保護者や教員がどんどん、おまえ点数こうだからここに行けというふうに自己決定させない風潮がずっとありました。そこから抜けさせていくということは、私は考えているところです。

つまり、もう中学校までの9年間の中で、かなり子供は自分の今の様々ですね、美術であり、デザインであり、工業であり、それは考えさせることができるので、義務教育段階において、七ヶ浜の力でそれをやっていくということのほうが私は子供たちにはいいというふうに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 15歳、今の15歳というと、昔で言う何歳くらいなんでしょうね、10歳くらいなんですかね、精神年齢。何かかなり精神年齢が若返ると言うと言い方変かもしれないですけれども、何か我々が見た感じ、同じ20代、30代でも女性から比較すると、何か年が若過ぎるという精神的な若さを感じるというか、幼さを感じるというのが、何か近頃目立つんです。

その精神教育が一番やっぱり抜けている感じ、子供たちを伸び伸びさせるがために根本的な精神教育、道徳教育が抜けている感じはするんですね。

ただ、私が言いたいのは公立高校で向いている子供たちのは多分中学生でも同じだと思うんですよ。長文の読み書きが得意な子、好奇心旺盛な子、それで探求心がある子、自分の意見を論理的に発言できる子、あと小学校時代積極的な活動した子、あとは勉強以外に夢中になれることがあった子、それが小中の一貫校だと思うんですけれども、そのあとの何ていうんですか、よく反抗期とか何とかありますよね、何て言いましたっけ、ちょっと忘れちゃいましたけれども。

その時期にぶつかる子供たちがちょうど崖っぷちにいる子供たちがそういうゆとりあるというか、考え方、気持ちができるかどうか。私はそれだったら、逆に中高のほうがいいような感じはするんですけれども、精神的にも。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） それも、まさにとてもすばらしい質問をしていただきました。中高大と伸びる子供の特徴というのは、幼稚園、小学校にあるということは、私議場でも述べたこと

がありますけれども、まず10歳までの取組、それから10歳から15歳までの取組、ここに大きくあるということはもう分かっています。

例えば、10歳までうんと勉強させれば、塾みたいところでね、伸びるという話ではなくて、例えば10歳小学校で多様な体験、多様な人間関係、多様な学びをして、探究とか好奇心に応じた、それを中学校に続けてつなげていくと。今そっちの方向に行っていることは間違いありません。それはなぜかという、そこの小学校までの時期がかさかさというか……、

○議長（安倍敏彦君） 教育長、本来の、教育長。本来の質疑、答弁を願います。（「いいところで止められちゃった」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私からちょっと意見を言わせていただきたいんですけども、高校誘致というふうなことを、実は昔随分前に人口が伸びている段階では、高校誘致できないかというようなことで話題になって、様々に動いた時期があったんです。ただ、その時期であつてもなかなか県のほうではうんと言ってくれなかったんです。

今議員さんがおっしゃるように、中高一貫校だったらどうだったかというようなことを、その当時言っていたらただけのんであれば、もしかしたら手段としてはすごくよかったかなと思うんですけども、今の段階ではちょっとなかなか難しいかと思いますけれども、高校誘致というふうな意味からすれば小中一貫校、そういったものも手段の1つになり得るかどうか、ちょっと今後関係機関とかそういったところに、そういうことが県のほうでも考えられるかどうか、ちょっと探ってみたいというふうに思いますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） やっぱり私生まれるのが遅かったんですかね。前にも昔ちょっと私脱線するかもしれないですけども、ワタナベヒデオさんという方から阿川の開発の件というかで言ったら。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員、本来の質疑で。

○10番（遠藤喜二君） じゃあ、副町長探ってみたいということで、何かちょっと胸がわくわく、夢を持てるような感じですね。もうあと25年、30年前に生きていればよかったかなとは思いますが。

あと最後の質問に移ります。2分30秒くらいあります。

先ほど君ヶ岡の件言いました。本当に景色にマッチした、溶け込んだ街路灯ですから、多分

誰も、私だってさっきも言いましたように3年以上気づかなかったんですね。なぜ皆さんも町内を回っていて、担当課の方々が回っていて気づかなかったのかなと。またさらに何か不思議な感じなんですよ。

それで、反対側がこうこうと照っているもんですから、こっち側あんまり目立たないと思うんですね。汐見台から鼻節まで歩いて帰ってこられる方がいるんですよ。その方は必ず右側を歩くんです。真面目過ぎる方で。ですから、帰りは歩道がない右側を歩いてくるんですよ。道路の白線に沿って。そうすると、町道割山のほうから上ってきた車、こっち側アクアアリーナから行った車がちょうど信号でライトをつけたままいると、光ってちょっと目くらましというか、見えなくなるそうなんですね。

それで、その人が信号が変わったんで渡ろうとしたら、急にこちら側から笹山のほうに曲がってきたと。多分静かに歩いている方ですから、目立たなかったのかなと。服そのものは派手な服を着ている方なんですけれども。それで、二度ほどちょっとひかれそうになったと、そういうふうな話をされまして、それでそのときその照明の話が出たんですよ。

そのときは、ここに照明がなければ駄目だなということであれしたんですけれども、信号機そのものがちょうどその上り切りと下り、あとはもう何ていうんですか、吉田のほうからとあと笹山のほうから、4方が光当たるとやっぱりどなたかが、目が、何ていうんですかね、見えなくなるというかだと思うんですよ。何かいい方法はないですかね、防対さんは。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ありがとうございます。いい方法、これからちょっと1個消えていたのを直してから現場を見まして、関係機関ちょっと見ていただいて、いい方法があるかどうか検討していきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。（「ちょっと考えて話します」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 3年以上もつかなかったんですから、十分考えて、時間をかけて考えていい方法を見つけて、事故のないように施工というかしてもらいたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7 番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤議員。

〔7 番 佐藤直美君 登壇〕

○7 番（佐藤直美君） 7 番佐藤直美でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり 3 問質問させていただきます。

1 問目、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する考えはについてです。

皆さん御承知のとおり、仙台市では2024年度にパートナーシップ制度を創設する方針であります。宮城県内では初めてですけれども、既に全国300を超える、300以上ですね、今の時点では、自治体が入り入れております。

令和4年12月会議でパートナーシップ制度導入の準備に関して質問した際、職員における研修は行っていないが、それらへの理解を深める情報収集に努めていくとの回答がありました。

その後の具体的な動き、そして町長の考えを伺います。

2 問目、小中学校の充実した運営策はについてであります。

①町長の所信表明の中で、近い将来を見据え本町における学校施設再編ビジョンの検討に取り組んでまいりますとのことが表明されておりましたが、河北新報には既に小中学校の再編ビジョンなどを検討する委員会を来年度に立ち上げる方針を決めた、メンバーは町教委を主体に住民らを加えて構成すると掲載までされておりました。

委員会の委員の選出方法、学校施設再編ビジョンとは何か。そして、再編の時期の具体的な説明を求めます。

②令和5年3月会議で、安倍議員が部活動地域移行について一般質問した際、地域移行体制の構築をしていくとの回答がありました。半年経過しておりますが、協議会設置の動きもないように見受けられます。進捗状況や町の考えをお伺いいたします。

③今年は猛暑のため、WBGT、いわゆる暑さ指数が高過ぎる日が続きまして、部活動がほぼ中止になった日が続きました。屋外の温度のみならず、体育館内の温度も本当に高く、学校が始まった後も集会等を行うことができず、教室でエアコンがあるところで、画面を見ながら行ったということも聞いております。

児童生徒が暑さ指数に翻弄されずに活動できるよう、小中学校の体育館にエアコンを設置する考えはあるのかを伺います。

④以前は夏休み中にプールを使用することができておりましたが、今年度は猛暑のため、夏

休み前に既に中止が決まっていたものでした。今後も夏の間は気温が下がることは考えにくいため、何か方策が本当に必要になってくると思います。町の考えを伺います。

また、小中学生のために町民プールの無料開放等をする考えはなかったのかも併せて伺いいたします。

⑤小中学校校舎や体育館の老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所が増えてきております。修繕計画を伺います。

最後になります。母子健康センター改築についてです。こちら町長の所信表明の中で、健康づくりの拠点である母子健康センターの在り方や、改築について検討を重ね、計画を進めると表明されておりましたが、そちらの計画内容を伺います。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入の考えは、第2問、小中学校の充実した運営策はについて、1点目の回答。第3問目、母子健康センター改築について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 7番佐藤直美議員の一般質問に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する考えはについてお答えをさせていただきます。

佐藤議員の御質問のお示しのとおり、仙台市では2024年度中にパートナーシップ制度を創設する方針を公表したところでございます。

当町におきましては、御指摘の令和4年12月会議の一般質問にて、職員が正しい知識を得ることが重要であると、社会的偏見や差別をなくすための取組や、理解を深めるための研修を行っているかを伺うという御質問に対しましては、職員における研修は行っていないが、それらへの理解を深め、情報収集に努めていくと回答をさせていただきました。

その後の具体的な動きにつきましては、まず本年6月に総務課が所管し、LGBTQに対する基本的な理解を深める、高めることを目的として、全職員を対象に研修会を実施いたしました。

その内容は、スライドショーを用いた基本的な用語や現状及び課題の説明、その後想定事例のケーススタディを行ったものでございます。これはあくまでも初級編という捉え方であり、これにとどまらず、今後につなげていくものと考えております。

具体的には、今回の研修のことを踏まえて、幅広い視点で人権問題にも造詣が深い国際村国際交流員の視点での職員向け研修を開催し、さらにその後には専門家による研修等、段階的か

つ多面的に継続的にスキル向上を行うことで、より理解を深めていくことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、小中学校の充実した運営策はについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、学校施設再編ビジョンの検討委員会の選出方法、学校施設再編ビジョンとは何か、再編の時期の具体的な説明を求めるについてお答えをさせていただきます。

学校施設再編ビジョンの検討については、長期総合計画の政策目標にもあるとおり、新たな時代の学校の在り方について、地域を越えて検討に取り組むもので、今回の選挙公約において掲げたものの1つでございます。

学校施設再編については、少子化による学級数の減少や、子供たちの学びの質を維持向上させる観点からも検討が必要と考えておりますが、地域コミュニティや子供たちの生活環境にも大きな影響を及ぼすことから、時間をかけて丁寧に検討を進めていく必要があると考えております。

進めるに当たっては、来年度に検討委員会設置を目指し、今後委員の選出方法等についても検討を進めてまいります。

学校施設再編ビジョンについては、検討委員会の中で、学校の在り方をはじめ教育環境や地域との連携、学校施設の環境等、地域住民の方や保護者、関係者と意見を交えながら、慎重に進めていく必要があると考えているところでございます。

この2点目につきましては後ほど教育長さんが回答いたしますこととなります。

それでは、3点目について、3問目の御質問、母子健康センター改築についてお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、母子健康センターにつきましては昭和48年3月に建設して以降、約50年にわたり保健福祉や公衆衛生に係る事業拠点として使用してまいりました。

近年は、施設の老朽化も著しく、健診等で町民が利用する部分については、その都度修繕で対応しているところでございます。母子健康センターの改築に当たりましては、町民の抱える課題に対応した健康づくりの拠点となるよう、機能面やほかの施設の統廃合など、様々な視点で議論を重ねながら、具体的な計画内容については今後幅広く検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、3問目の回答にさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 第2問、小中学校の充実した運営策はについて、2点目から5点目の回

答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 佐藤直美議員の2問目の2点目、令和5年3月会議で安倍議員が部活動の地域移行について一般質問した際、地域移行体制の構築をしていくとの回答であったが、半年経過しているが協議会設置の動きもないように見受けられる。進捗状況や町の考えを伺うについて、回答いたします。

本年3月会議において、安倍議員から通告、このとおりの御質問がございました。当時宮城県教育委員会では、市町村ごと実態に応じて、協議会等を設置して、検討や話合いの準備をすることを方針としていたことから、本町でも各中学校、教育総務課、生涯学習課、アクアゆめクラブ等を中心に話合いの場を設けていきたいと考えておりますと回答しております。

ところが、その直後、県の知事部局と県教育委員会が合同で、本県の学校部活動と地域クラブ活動等のガイドラインを策定し、方向転換を意図する通知があったため、それをしっかり理解してから検討をすることといたしました。

背景には、国があまりにも前がかりになって拙速に進めようとした反動が全国に及んだためと見られます。そのとおり本年度に入り、学校、部活動等、地域クラブ活動等のガイドラインが示されました。それです、私は国の方向性と本県の取組等について、現状を勉強し直しました。

そうすると、その中には3点がはっきり示されております。まず第1点目、国、文部科学省は中学校教育の歴史的転換を行うとしながらも、現段階では地域移行の最終目的、地域移行のための環境整備など、全てにわたって手探りの状態であるということが分かりました。

第2点目、移行期間中のいわゆる土日以降には、諸課題が山積みであり、県、市町村とも解決困難な事項がたくさん散見されました。

3点目、このような認識を示しつつも、いまだ実施可能な市町村から開始してよいという矛盾を含んでいることも分かりました。御存じのとおり、我が国の中等教育においては、全国中体連を中心に、宮城県も県中体連など、同じ土俵の中で切磋琢磨してきた経緯がございます。実施可能な市町村からといった場合に、その結末がどうなるのか、つまり第1点目にあった移行の最終目的が見えていないということがここにも現れておりました。

このガイドラインの捉え方は、仙台市を除く34市町村中19市町村が実施については未定にすると表明をしている段階です。本町と同じように捉えたということです。その中で、この19市町村が共通の課題だと、しかも解決困難だと表明しているものは、1点目、財源の保障がない。

2点目、本県には今約3万人の中学生がおります。約3万人の中学生を対象とした指導者の絶対的な不足がある。3点目、部活動中の死亡事故等への補償責任の在り方が定まっていない。第4点目、音楽、美術等、文化部活動の環境には地域に大きな格差があるということでございます。

そこで、今後は県教育委員会もこの問題意識を今持っておりますので、県教育委員会と県教育長会、県校長会で実現可能性のある施策の検討が行われると聞いておりますが、私もこの中に入っています。いずれ方向性をより現実的に定めていきたいと思っておりますし、定まってくるものと期待しながら、本町の実情に応じた最善の部活活動の移行に、積極的に目指してまいりたいと思います。

ここで何より問題なのは、全て大人の頭の中でこれが進んでいるということです。全国の多くの教育関係者、諸団体から、小中学校会、もう全てです。生徒の願い、生徒の意欲、生徒の関心について、国は一体どこまで捉えているのか。そこを今後は肝にしながら、やりたくないものをやれやれ、あるいはやりたいのにどんどん減らせという議論はないわけですね。これは2点目です。

第3点目、猛暑のため暑さ指数が高過ぎる日が続き、部活動が中止になった日が続いた。屋外の温度のみならず、体育館の温度も高く、集会等を行うことができなかったと。児童生徒が暑さ指数に翻弄されずに活動できるよう、小中学校の体育館にエアコンを設置する考えはあるのかについて回答いたします。

議員御指摘のとおり、令和時代に入り、夏季の高温状態が観測史上最高値を更新していて、夏季の部活動制限をする回数が増えています。体育なども同じです。あるいは、畑での野菜掘り活動とかですね。これは、学校保健安全法の下で、児童生徒の命を保障する安全配慮義務が校長にあり、校長判断によって暑さ指数を無視しての活動を止めているものです。

この命を守る教育活動については、東日本大震災以降、公教育に義務づけられた第一義的な義務になりました。大川小学校の国家賠償判決で、石巻市と宮城県が敗訴した基準がそのベースにあります。

よって今後も、夏季の活動が困難になるとの議員の御指摘どおりが想定されます。であつても、この命を守る教育活動を続けていくために、宮城県では子供の命を守る熱中症ガイドラインというものを令和3年7月に発出し、基準を守りつつどれだけできるのかという観点で、各学校の教育計画の工夫を求めています。ちなみに、令和2年は死に至るものが10回発令され、危ないものが42回発令され、合計52日間、6月から9月にかけては、実は体育も部活も控えた

ほうがいい、これ宮城県全体というよりもまた地域によって違うんですけれども、そういうことが実態の中にあります。

このような環境下なので、文部科学省はもう全国の都道府県教育委員会も、もう体育館にエアコンがなければ、もう運動等今後不可能な時代になるのではないかというふうな、議員と同様の声が多く寄せられたことも文部科学省のホームページにはあります。気候変動が一時的ではない、もう国民コンセンサスが取れているということだと思います。

ただ、エアコンの設置については、国、県内各市町村、全国都道府県教育委員会とも話題にしているところですが、現実は大変厳しいという状態にあります。よって、それぞれ新設、今後新しい学校を造るときなどにはこれは適用されるものと思いますけれども、現時点ではなかなか現実的な困難度がとても高いというふうに認識しています。なので、エアコンの設置の検討は現時点ではございません。

次、4点目、以前は夏休み中のプール使用ができたが、今年度は猛暑のため夏休み前に既に中止が決まっていた。今後も夏の間気温が下がることは考えにくいため、何らかの方策が必要になるのではないかと、町の考えを伺うと、町民プールの無料開放等は考えなかったのか。今の前段の第3点目と共通の部分もありますが、お答えします。

今年の夏休みのプール開放については、令和3年度7月の子供の命を守る熱中症ガイドラインと、それから本町では公聴会の中で、国連気候変動政府間パネルPCCが示した今後の地球の気温予測を参考にして、今年の夏をどうするかということ判断し、通知したものです。

まず、その中で1点目は、この温度下の中では子供の命が大変危険であるということですね。だから、夏休みのプール開校時期、実はこのプール開放が例年行われている7月下旬から8月上旬が最も死亡者数が多い週になります。そこでまずそのことから、今年はどうなるのかなあと、6月にそのときになってから考えようというのは大変無責任なことであると考えて、6月9日の段階で発出したものです。

それから、2点目はまだ新型コロナウイルスの感染防止、感染が終わっているわけではなくて、夏休み中教師、保護者のみでの監視体制で、この感染防止も併せて行わなければいけないということは、大変ここにも現実的な不可能性を感じました。そこで、夏休みのプール開放については、6月9日付の段階で発出したものです。

そこで、それでは議員御質問の町民プールの無料開放や、何らかの方策は考えなかったのかであります。まず現実的には、この熱中症がもう2021年に環境省はもう災害認定していますので、この熱中症の中での危険指数が危険レベルに達している場合には、子供の命の保障はで

きないということなんですね。なので、水泳も含め、運動は原則中止ということで、町民プールにおいても、町民プールまで徒歩で歩く、あるいはプールから帰り道のことも考えた場合、あとは、町民プールのキャパシティですね。1,230人の小中学生がおりますので、最大でも100名ぐらいが限度というふうに、ゆめクラブから聞いております。この間の水泳大会のときは30名の参加でしたけれども、30名の参加でもほぼやっと泳げる感じなんですね。つまり100名というのは芋洗い状態を意味します。

そのために、この熱中症下での開放を学校が推奨するというのは、推奨することは適切でないと考えました。よって、もうこの暑さ指数というものが令和3年度からこのように発出され、まだ4年、5年と行き渡っていないところがありますけれども、今後は本当に昨日の佐藤議員の御質問にあったとおり、線状降水帯はどこでもできると同じような環境変動レベルというふうに公教育機関は捉えている、やって活動してまいる所存です。

次に、5点目、小中学校校舎や体育館の老朽化が進んでおり、修繕必要な箇所が増えている、修繕計画を伺うについて回答します。

本町の学校施設については、平成28年度に策定した七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画に基づき、そのときの財政状況等も踏まえ、既存施設の大規模改修工事等を行う予定としておりましたが、近年今の地球温暖化に伴う教室等へのエアコン設置工事、それから新型コロナウイルス感染拡大下での学習保障と、文部科学省のGIGAスクール構想を一体となって一気に進めたICT教育推進に伴うタブレット及びネットワーク環境工事、それから2回震度6を数えた福島県沖地震による七ヶ浜中学校体育館、及び向洋中学校校舎の災害復旧工事など、計画外の学校施設に関する費用支出が発生している状況であります。

以上のことから、今後改めて老朽化した学校施設の大規模改修工事や、改築に関する現状と緊急性等を把握した上で、そのときの財政状況や小中学校の再編ビジョンの検討状況も確認しながら、計画的に進めていかなければならないものと考えております。

以上、②から⑤の回答といたします。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、1番目の1問目のパートナーシップ・ファミリーシップに関して、再質問させていただきます。

すごく研修されたということで、0.1歩ぐらい前進したかなというところでございます。私からしてみれば。そこで、この件について質問です。これは私ちょっと聞き漏れかもしれないんですけども、こちらは町長も副町長も、課長クラスのここにいる皆さんも全員研修を受け

られたということによろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） では、私のほうから答えさせていただきます。

全職員対象にしておりましたが、当然時間内の研修でございましたので、参加できた、直接受講できた職員と、あと受講できなかった職員には全職員に掲示板にて、同様の資料と概要のほうを説明しておりますので、こちらとしては全職員目に触れたというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 前も申し上げたかと思うんですけれども、やはり上で働く方々がしっかりと理解しないと、下までしっかり下りないと。皆さん共通認識持てないというふうに私は思っております、いろいろなところで、いろんなことをしたときに。

ですので、そのところが私聞きたかったというところもあったので、ここにいる方々で受けていない方もいらっしゃるという認識でよろしいか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） そのとおりでございます。ここにいる管理職全員が現場のリアルタイムのときにいたというわけではございません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） じゃあ町長、副町長は受講されたということになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 町長、所用等もございますので、副町長のみリアルタイムで御受講させていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 町長はじゃあ今後、次のステップの研修、それからプロフェッショナルというか、それにたけているすごく知識のある方をお呼びすると思うんですけれども、そのときは受けるという認識でいいのかと、それからC I Rの研修の後にお呼びする講師の方が決まっているのであれば、どんな方をお呼びするのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） この後想定しておりますC I Rの研修等は、今御指摘のありましたとおり、上位幹部職員ですね、幹部職員や二役等、スケジュールを綿密に調整した上で、出られる時間帯に合わせて開催したいと考えております。

あと、専門家の方になりますが、こちら正直まだどのような方がいいのかというのはまだ決

めておりません。このあたりもC I Rまたほかの詳しい方、相談しながらどの方が今うちの町の状況に適しているかというのを探りながら、最適な方を選定したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 新聞にもろもろ私も追っかけて、全部追っかけているんですけど、これに載っている団体というと、虹色ダイバーシティというところの団体の方々が講演を開いたり、仙台市ともいろいろ仙台の議員の方々ともいろいろ交流をしてというところで、やっている団体もございますので、そういうところも広く目を向けていただきたいなというふうには思います。

先ほどの町長の答弁で、研修は受けましたということなんですけれども、私が一番聞きたかった町長のところで、この研修を受けていった先に、町長のこれから4年間、町長としてこの町を運営ではないですけども、いろんなことを御自分の掲げた、何でしょうね、この施策とかにか対して、やっていくとは思うんですけども、これ広報に載っていたところで、心通う健康のまちづくり、お互いの心が通い合い、健やかで幸せに暮らせる町であってほしい、誰もが明日に希望を持ち、その希望を支える町でありたいというふうに、もうオレンジで大きく書いてあります。

それってやっぱりパートナーシップだったりというのを本当に必要にしている方、田舎だからいないんだようちは、じゃなくてやっぱり声を上げられない、恐らくここに働いている方の中にももしかしていらっしゃるかもしれないというところを思うと、この先研修を受けた先にやはり導入をしたほうがいいんじゃないかというふうに思えるのか、思えないのか、今のこの時点での町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今後4年間ということですが、L G B T法が6月に成立して、仙台市でやっと政令市の中で最後にやったということで、まだ具体的なものがどうなるか、どういった各市町村でというか、対応していかなければならないのかちょっとよく見えないもんですから、その辺が今後どうなるか。

いずれにしても、私そのものとしては、前回も言いましたけれども、多様性は認めておりまして、今後どういった具体的にどうなのかというふうな部分で、どういう自治体でどういう対応が出てくるのかとかいうのはこれからだと思っています。そして、あとは導入とかと今言ったとおり、一番求められているのが、何かパートナーシップ制度とファミリーシップ制度、要は結婚に相当する関係に認めて公的に認めてくださいよということと、あとは子供も含

めて一緒に暮らす家族関係を証明するものも含めてやってくださいよということなんで、その辺が今後法律とかあれて具体的にどうなってくるのか。その辺は今後の状況を見ながら、町としても対応していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） パートナーシップと婚姻というか、法律でも定められている結婚しているというのはまた別というふうに捉えております。やはり市町村で、その市でしか、例えば盛岡市で宣誓を受けたら、まだ横の連携というのができていないので、盛岡市のみでそれが認められるというふうになっています。

なので、福島県とかだとまだ福島市とか大きい市は、その考えは示していないもののこちらの福島県の富岡町かな、こっちではうちと同じぐらい、うちより少ない人口ですよ、やはり減ってしまって1万1,558人だったんですけども、昨日。こちらは、考えているそうなんです。福島県のこの民法の新聞のネットに出ていたものなんですけれども、LGBTQなど性的少数者のカップルの関係を公的に証明するパートナーシップ制度や、その子供も対象にするファミリーシップ制度の導入に向けて検討に入るとのことなんです。

目的としては、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認める社会の実現を目指す。そして、交流人口や関係人口を増加させ、将来的に移住・定住につなげると、そういった考えでやはり検討に入っている町もございます。なので、うちは町だから、ちっちゃい町だからどうせ人口は減るんだからというお考えではなく、やはり町長が掲げる心通う健康のまちづくりというところもしっかりと念頭に置いて、この件もないがしろにしないで、本気で取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ですから、多様性とかやっぱり人権というふうな部分では、これからそういう部分もきちんと対応していかなければならないのかなと。ただ、うちの町が先行して実は町外に出たらそういう対応にはなっていないというふうなことから、これは宮城県、仙台市も含め、仙台市がリードする形で、宮城県全体での各市町村での課題でもあるんじゃないのかなと思います。

そして、今後私的にLGBTを進めていくのに、例えば具体的にトイレとかそういういろんなことが出てくると思うんですね。ジェンダーレストイレとか。そういったことが本当に今後どうなのかと。そういった性的少数者のためのあれはいいんですが、例えばトランスジェンダーの方が女性トイレに入ってしまったときに、それは女性として不快感とか、安全・安心の部分

とかいろんなことが今度はパラドックスで出てくる部分があると思うんで、その辺も全部それを認めなければならないんじゃないじゃなくて、そういった弊害も出てくることも含めて、やっぱりいろいろ検討していかなきゃならないし、そういった理解も深めていかなければならないんじゃないかなと私は思っています。

決して否定するものではなくて、そういう社会になっていくんだろうなというふうなことでは認めているつもりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね、お手洗いの問題、ジェンダーレスと、それは十分理解しています。私も一緒にアメリカにいたときに、バレーボールをしたときに、もう見た目は男性なんですけれども、化粧したりなんなりで、しゃべっているときは女性っぽい、ただバレーボールやって決めたときは、よしとすごい男に戻ったりというのが本当にあるので、私はそのところを十分に理解しておりますし、やはりそういった問題も出てくるのもありだとは考えますけれども、今はパートナーシップとファミリーシップというところで、いろいろと質問させていただいております。

パートナーシップというのは、LGBTQの方々だけが対象ではないんですね。岩手県では、結婚はしたくないけれどもという異性同士での事実婚も認めているんですよ。実際に記者の方で、パートナーシップ制度を申込みまして、申請しまして宣誓を受けたという方もいらっしゃいます。

なので、私も斎藤のままだったら斎藤のままで、いろいろやれるんだったら、免許証とかを変えたりとか、パスポートを変えたりとかもなくていいしというところもあります。今は愛する人と結婚、籍を入れるということだけが、今の時代ではないというふうに思います。

なので、このパートナーシップ・ファミリーシップというのは、LGBTQだけではなく、多様な考えを持った方々のための制度だというふうに思いますし、そのようです、やはりいろいろ読むと。そのところを踏まえて、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これは、本当に全世界的なもの、今はパートナーシップ、そしてアメリカなんかカリフォルニアなんかは、男性が3人で1人の子供を育てたり、養子縁組してやったりとかと、何かカップルという対応ではなくて、これからどういった対応、対応なのかちょっと私の年代になると正直理解できない部分もあります。でも、そういった多様な社会になっていくんだろうなと。

ただ、ちょっとあれなんですけれども、ミッション系の学校出た方とかもいると思いますけれども、キリスト教というのは基本的キリスト教の圏域の中で世界の中で、同性愛というの意外と認められてこなかった、迫害されてきた部分もあったり、歴史的なあれもあると。そうすると、私的には宗教的な部分を申し訳ないけれどもはらんでくると、いろんなものの考え方、そういったことが出てくるな、来るんだろうなというふうな部分で、これからそういった部分でどうなるか、一概に性的少数者をとにかく認めるということで、これからそういう多様な社会だというのは何度も言いますが、認めているんですが、そういった部分ではどうなのかというふうな部分で、私は逆に女性を守る、守ったり、恐怖感のないようにとか、いろんなことを考えたとき、これからの対応はどうかとは考えます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうです、宗教です。キリスト教だったりカトリックだったり、そのほか中東の宗教だったり、いろいろそれはもちろんあります。それを踏まえて、そういった宗教を信仰している人でさえも、やはり自分の意思には逆らえないということで、こういったことが今の時代は理解を皆さん深めているというところであります。私の周りにいた人たちもカソリックとかと言っておきながらも、やはり自分の意思にしっかりと曲げずに生活されていた方がほとんどです。アメリカのカリフォルニアのサンディエゴでは。

なので、これは女性を守るだけじゃないです、男性の方も同じです。だから、そのところはしっかりと、トイレに入るのに女性を守るだけではなくて、男性も同じ。男性もやっぱり被害に遭う方もいらっしゃるというところは忘れないでいただきたいと思い、次の質問に移らせていただきます。

次は、再編ビジョン、小中学校のこちらなんですけれども、結構いろんな方々も質問されていますので、結構いろいろところで答弁いただいていたので、大体は理解できました。しかしながら、私が聞いたかったのは、やはり委員会の委員になる方々が本当にこれから選ばれた方々が、大変なことというかも本当に責任重いなというふうに感じております。

なので、その委員になる人がとても大事だというふうに思いますので、それをどのようにピックアップ、選出していくのかというところ、まず1点伺いたいします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 委員というふうな形で私首長として、やっぱり3期目に当たって記者から質問されれば、どういうことを今後考えているんですかといったときに掲げたものをお話していくと、それは今後どういうふうな進め方をしていくんですかと言われるば、やっぱりそ

ういった形でいろんな町民の意見を聞く委員会とかも設置して、やっていくようになるでしょうねと。

本当にこれからなんです。というのは、時間をかけてやりたいというのは、どんどん1クラスずつになってきて、それが本当に今後どうなるのかと、一気に廃校とかそういうんじゃないくて、そういったことも含めて、小中一貫なのか、義務教育学校なのか、コミュニティスクールなのか、そういったいろんなことが今、教育のスタイルが変わってきているから今後の方向性をというふうなことで、まずは幅広く意見を聞いて、それで教育長さんあたりとの詰めて、どういった方がいいのか、私だけじゃなくていろんな意見を聞いて進めたいなと思っているところでございます。

そして、何よりも平成27年でしたが、教育基本法の中で私が教育大綱をつくらなきゃないんです。御存じですよ。私が中心になって、教育大綱をつくるんですよ。

ですから、今後の学校の在り方とか、そういったことの設置者としても、そういったことを踏まえるのにはどうしてもそういった形で早い段階から、そういったことを議論していくことが大事だなというふうなことは訴えたかったということです。ですから、委員についてはこれからです、どういった方がいいのか。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） これからというのはそうなんだろうなというのは、想像できていたんですけれども、ある町で日本教育新聞に載っていたんですけれども、中学校なんですけれども、やはり今のこの状態でいくと、小学校は1クラスでもやっていけると思うんです。そのほうが少人数でもありますし、先生たちも中学校とは違って、余裕を持って教えられるのかなという、これは私の印象です。教科ごと教える必要もないですし、五、六年生だと出てきますけれども、専科といって、理科だったりという社会だったり出てきますけれども、例えば令和4年度に生まれた子供77人、これを例えば向洋中学校と七中で分けたら、もう絶対1クラス。

そうするとそれを考えると、担任の先生は各学年1人、副担任いたとしても6人、それから教務主任、教頭、校長、あとは事務の方々、それを思うと教科をまずもって教えられない。この頃になったら部活はどうなるか分からないですよ、地域移行が進んでと。それを考えたときにあまり余裕がないです、はっきり言って。今の小学校の3年生ももう、一番少ないの4年生ですね、116名。3年生はもう119、2年生が123、1年生が133と、それから今の年長さんなんか79名しかいないですよ。

それを思うと、ちょっとこれから委員会の委員を選定しますとか、これからちょっとこうや

っていきます、時間をかけてやりますというようなスケジュール感じゃないと私は思うんですけども、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 以前これから何年後かに1クラスになるというときに、前の教育長さんとかの話で、すぐどこかの学校をなくして統合するとか、そういった話までにはなっていないけれどもというふうな話なんです、今後としてはどんどんやっぱり直美議員さんおっしゃるとおり、子供が少なくなってくるんだろうねというふうなことで、そんなに何だろう、ばたばたとそういったことを、すぐ今こういう状況だからということで進めるのではなくて、少しいろんな冷静になって、しっかりとその先を見据えて子供たちが少なくなっても1クラスになるというとかと、競争性が保てないというか、そういったことを教育長さんも懸念していますし、ですから今後の町のそういった子供たちの、私は子供の体の中に財産をつけるというふうな思いでやっていますが、本当にそういった人一人一人資質を高めていくというか、そういったことを、質の高い教育を進めていくということをベースに、数の低下はさることながら、資質の低下が怖いということで、そういったことでどんどん進めていかなきゃならないのかなというふうな思いではおります。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 子供の数が少ないということは十分理解されていて、進めなきゃいけないものですので、慎重になるのも分かっております。

しかしながら、それを中学校のほうやはりこのまま2校というのは難しいのかなというところで、先ほちょっと言いかけてやめたんですけれども、ある町では町長選をして再編をしません、再編をしますと言った町長がぶつかって、しないというところの町長が推進派町長が落選して、見直しますという町長が当選したと。だけれども、町の中は二分したままらしいんですねこちらの新聞の記事によりますと。

ですので、そのところ、やっぱり何だや向洋中のほうがでっかいし、場所もいっぱいあるんだから七中じゃなくて向洋中だべ、残すのとか、いやいや七ヶ浜の中心は役場の近い七中なんだから七中残すべきだべっちゃとか、絶対にそういうふうになると思うんですよ。

なので、委員選定もそういった話合いも、やはりバランスのとれた年齢層もしっかりと見て、男性、女性、しっかりとそのところは理解はされていると思うんですが、注意してやっていただければなというふうに思います。

そして、その流れでなんですけれども、そうすると中学校を再編成するのも少し時間がかか

るとなると、これはやっぱり部活の問題が大きく絡んできます。なので、3問目に入らせていただきます。

地域移行は先ほど教育長が説明あったとおりで、私も薄々、いろいろとお話を学校の先生としたり、教育長ともお会いしたときに話をしたりというふうに、そのときのことを聞くとまあそうなんだろうなというのは理解できておりました。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり今の6年生は131人しかいないです。そうしますと、ぎりぎり2クラスにはなりますかね、向洋中1年生2クラス、七中2クラス。そうすると先生の数も変わらず、ぎりぎり部活も教えられるというふうになると思うんですが、今もう七中には野球部もございません。しかしながら、絶対に野球をしたいと思っている子供は、今の6年生にはおります。あとは、七中には女子テニス部がございません。男子テニス部はあります。向洋中はどちらもあります。向洋中は卓球部もあるけれども、七中にはない。

そうなったときに、やはりさっき町長おっしゃったように、1クラスだけだったりとか、1つの部活に生徒が少なかったりとかすると、競争心がないんですよ。頑張んなくても試合に出られちゃったりとか、あとは1クラスだったりとか、競争しなくても何かができたり。私負けず嫌いなので、やっぱり努力して努力していろんなものをつかめたり、努力してもかなわなかったりと、それを学校で学んで社会に出るものだと思っています。なので、それを考えると今後の部活はこのまま地域移行云々かんぬん、恐らく時間がかかるので、どういったふうに町として考えているのか、お伺いいたします。

例えば、七中の子が向洋中の部活に入れたり、合同で七中、向洋中の部活を再編していくのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 既に宮城県内各市町村で合同の部活を組んで、中体連に出たりしています。そのことについては、二中の校長とも了解しておりまして、よく2人で来年に向けての話合いを進めています。

当面は、私は軽々に外部指導者をどんどん入れていくとか、アルバイト的な方を入れるとか、そういうことは慎重に行いたいと思います。つまり、指導者によって部活の子供たちが受ける影響はとても大きいと、これは議員も御存じのとおりなので、教員の働き方改革を進めなければいけないんですけれども、まだ国全体がこのように足元がとても脆弱な段階で、部活を外部指導者にどんどん移行していくということには、私はかなり抵抗もありますし、もしやるのであれば本当にプロフェッショナルなコーチングとか、それから子供の心の教育心理だとか、そ

ういうものを学んで一定の給与も得られるような方を国が人材を集める必要があると思います。

だから、多分国が今足踏みが前に進まないのは、その実情を分かっているからなんですね。なので、七ヶ浜は当面はまだ教員でやれる範囲で、二中合同、あとは利府、松島の中学校と合同で出たりも考えています。二市三町の教育長会でやっているのです。

今年、利府、松中、向洋中チームとかって、1チーム出たんです。1勝したんですよ。子供たちでそこで達成感を持つんですね。だから、新たな評価の仕方、親のほめ方というかな、あんたたちほか町の人とね、たまたま組んで週に土日、日曜日にちょこっとやっただけで、1勝したの、あんだすげえんでねえのみたいな、社会全体の理解も同時に必要だと思います。

親御さんの声がけが、言葉がけ、子供のほめ方が昨日構う、構うと言いましたけれども、この構い方のことについては、町全体でPTA等を通して実状を話し、子供の見とり方、ほめ方、活躍のさせ方を一緒に考えていくほかないかと。すぐ外部に発注すると、必ず諸問題が発生します。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 十分理解できましたが、今回中総体に向けて野球部の子が、向洋中のほうに行って練習をしていたんですけれども、保護者の方がやはり送迎をしなきゃいけないんですね、七中から向洋中まで、毎日ではないですけれども部活があるときに。

今後は1人だけではなくて合同でとなると、やはり向洋中の子たちがこちらに来て練習を一緒にしたり、七中があっちに行ってとなりますと、親が毎回送迎できるわけではないというケースが出てきます。そのときに、さっき教育長が国がそういった人材を募る必要があるというふうに考えるというふうにはおっしゃっていて、私もそれは同感だなというふうに思うんですが、しかしながらその足ですね、車だったり、移動手段というところ、それが必要になったとき、町は例えば中総体だったり何かの大会でバスを出して下さっていますけれども、そういったところも考えていかなければいけないときに入ってきていると思っています。

なので、そういったところは、町として今後やることは可能なのか、財政面もそういうドライバーも雇わなきゃいけなかったりというのがありますので、そのところはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） その問題は、現実的に出てくると思います。現在は当面保護者、あるいは教員が子供を同乗させることも今はよくないことで、認められていないので、ここのところ

ろは今議員指摘されて、課題認識を改めたところです。

10月21日だっけ、次校長会あるんですけども、実は9月の校長会からもう令和6年度の計画策定に入っています。その議論の中にこれを入れていきたいと思います。あと町当局と相談をしていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、次に移ります。

こちら3番、4番一緒に再質問させていただきます。

体育館のエアコン設置と、プール、夏休みの中のプールというところなんですけれども、こちら学校からは私も学校と結構密に話す機会があるので、話をしていく中でやはり登下校が子供にとっても危険だから、いろいろ部活も休みにしたりとか、プールももともと中止にするということは聞いておりました。

しかしながら、やはり練習ができなかったり、動けなかったり、子供はやはり暑い中でも体を動かしたいというふうに思っております。少なくとも私の周りにいる子供たちは。ですので、これを考えたときに、まずは体育館にエアコンを設置するのは現実的に厳しいというふうにお考えであれば、じゃあどんな対策をするのかというのがまず1点目と、そこちょっと1点目お聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今言った令和6年度の学校経営計画の中で、6月から9月の体育の授業、それから部活の授業を、まず体育についてはカリキュラムの編成を変えようと思っています。つまり、外で発熱量の多い運動は春、それから今頃からですね、秋、冬に移行すると。そうすると、7月、8月は夏休みなのでこれはプールと部活もクリアする必要があるんですけども、ここについては今のカリキュラムの移動だけでは、プールは少し早めにもう5月ぐらいにプール開きをしてしまって、熱中症期に入ったらプールじまいという、時代が変わった姿になっていくと思います。

さらに、夏休み中の部活をどうするかということなんですけれども、これは今のところまだ例えば吹奏楽部とかは冷房のある教室でやっていますので、そのままできます。運動部が何ができるかという、やっぱり教室の中での体育館トレーニングとか、そういうふうに移行していかなければいけない、その期間はですね。そして、明けて、熱中症警戒アラートがほぼ明けるのは、この5年間の平均だとやっぱり9月で明ける、9月末までは明けるんですね。10月ぐらいからもう夏、冷房の入った教室で様々な体感プラスいろんな筋力を鍛えたり、バランスを

整えたり、巧緻性を整えたりする活動ありますね。それを、部活のベース活動に据えて、涼しい時期に今度はどんどんプレーをしていく。これ実は今ラグビーの中では基本になっていまして、この形を取るとピンチがチャンスになるというか、七ヶ浜の子供がうんと強くなったなあと後からだんだん思われる。

実は、夏の間冷房のある教室でそういう様々なトレーニングをやっていたんだというふうなことになるかなと。でも、これは今検討中です。全く検討中のことです。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 体感トレーニングとか、トレーニングは本当に必要です。1年通して運動するのが、スポーツをするのが勝ちにつながるわけではないというのは私自分の体験、実感しております、アメリカでやっぱりシーズン制をやってちゃんとトレーニングしてというのは分かるんですけども、中学校で何がそれが問題かということ、9月にもう新人戦があるんですよ。なので、9月末までそれをやって新人戦に臨んでいくというのはなかなかやっぱりチームプレーも、中総体終わってからビルドアップできませんし、けがにもつながります。

そういったことを考えると、やはり七ヶ浜町内で終わらせるだけの問題ではなくなってくるというところは、教育長も分かっているかと思いますので、次のプールの質問に移らせていただきます。

このプールに関しては、先ほど1,230人が該当する児童生徒だと、100人が限度でプールで泳げると。しかしながら、5日間例えば開放して、どの学校もこの5日間来ていいですよとなったら、それはそういうふうになるので、例えば何曜日だったら何々小学校、何曜日だったら何々中学校というふうに、まずは来年度お試しでやってみるというものもあるのではないかなと思います。

そして、行くまでがやっぱり危険だから、プールは開放しなかったというふうにも聞いていますので、それだったら子供たちにもぐるりんこに、もし保護者が送迎できないのであれば、ぐるりんこに乗ってきてもいいですよというようなところも推奨するのはどうかなとは思っていますけれども、そういうのも方法ではあるというようなことで、来年度1回東松島市は今年度開放したらしいんですね、4日間、教員の負担軽減などを目的に市健康増進センターの屋内プールを児童に無料で開放した。1日60人が訪れ、地域住民と楽しんだというような実績もございますので、そういったところ来年度やってみる価値はあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 試す価値は十分にあると思います。そのために、この熱中症についての研修と、それから割り振る仕組みですね、仕組みについて試みることはやぶさかではないと考えています。

今年、これはちょっと私はやった市町村の教育長には苦言を呈していますけれども、もう最警戒レベル10日間に部活をやった学校があるんですね。それをさも得意気に話す校長がまだいるということです。つまり体育でずっとやってきた校長たちに多いんですけれども、そうすると必ずやっぱり死亡がついてくる。隣の山形県で、これは報道された分でそういうことで、山形県は教員がそういう認識がとても甘いので、知事が記者会見を開いて、教育委員会に対して猛省を促した。今年の8月だったと思いますけれども。

そのように、熱中症とスポーツの関係についての認識がまだとても低い。令和3年からスタートした、これはやっぱり命のことが最優先されるので、そこを外しません。外さない上で、今プールの使い方についての工夫は何があるのかということは、これは考える余地は十分にあると思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、5番の小中学校校舎や体育館の老朽化に関してなんですけれども、先ほど御説明あったとおり、予想だにしていなかった地震だったりとかというのもあって、思っていたとおりの計画で進めることはできないということは、重々承知であります。私もこれいつも見させていただいて、公共施設の管理計画というところが載っているんですけれども、やはりこれはもうエアコンもそうですし、学校再編ビジョンというのも大きく関わってくる。

しかしながら、今使っている子供たちもいて、体育館の電気が結構ついていないところが多いんですよ。例えば七ヶ浜中学校の体育館の電気だったり、あとは松ヶ浜小学校の体育館の電気もこの間しっかりとついていなかったなという、実際に使ってみてついていなかったりと結構あります。

七ヶ浜中学校の電気は、1回その電気を下ろしてLEDに例えば変えてしまうと、上に上げることができないと、下まで掘っ繰り返さないとそれが何が原因なのかが分からなくてというところで、結構暗い中で皆さんの町民の皆さん、バレーボールしたり、卓球したり、バトミントンしたりというのが御存じだと思いますけれどもあります。

そのこのところを町として一番雨漏り、電気の問題が結構大きいので、必要だなという思うと

ころなのですが、そこはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 現状としましては、そういった修繕が必要なところについては、修繕をしていくというふうな基本的な考えはございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと電気の問題というのは、必要だから優先順位をつけて徐々に必要なところからLEDに変えていったりするという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） LEDという選択の前に今の電球の代替えの部分が水銀ですかね、そちらのほうで対応できるものがあればそちらで対応していくという考えでございます。

LEDにつきましては、金額的なところもございますけれども、その辺も現状をきちんと把握した上で、必要なところは計画的に予算要求等をしていく必要があるんだろうなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 水銀はもし私がちょっと理解間違っていたら御指摘いただきたいんですけども、水銀のほうはもう結構精査せずに町としてはやはりCO₂ですかね、町民生活課だったりいろいろ中でうたっている、ここの庁舎とかもそうだと思うんですけども、LEDに変えていこうという動きがある中で、水銀に変えるという理解でよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） あくまでも費用的な面で、水銀という場合もあるというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） LEDについては、現状LED化になっているのは、リースですけども、役場庁舎とそれから今回直したアクアアリーナのアリーナ部分になりますけれども、学校のみならず、よくよくはやっぱりLED化を目指さなくちゃいけないなという姿勢はございますんで、果たしてどこが優先順位なのかというのは教育施設は当然ながら子供たちのため

なんで優先順位としては高いとは思いますが、総合的に今後そちらについては検討材料としていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、母子健康センターについて再質問させていただきます。

こちらは幅広く検討を今後重ねていくというところで答弁いただきましたが、その場所にそのまま単体の母子健康センターとして残すのか、それとも複合施設として子育て支援センターだったり、あとは公民館だと親御さんもすごく行きやすい場所だったりしますので、そういったところで何か町として構想はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その件については、これからなんです。ここ何年か私町長就任して、いろいろと各町の状況見ております。一時期は、はやりというわけじゃないんですが、保健センターみたいなのをどんと造る町が大分ありました。状況を何年か見ていて、高齢化していく、どんどん地方の町はそこまで保健センターに行く人がだんだん少なくなっている。運転できる方とか、そういった年代はいいんですけれども、どんどん高齢化していくとで、そこまで保健センターにみんな集まって、全体で介護予防するとか、全体であれするというのはなかなかできないなあと考えております。

ですから、今後そういった在り方、そして場所、そして各自治体はやっぱり自治体の効率を求めてどんどん合築しますが、造っているのはいろんなものを役場周辺に集約しているのがほとんどです。だから、そういったトレンドも踏まえて、どういった在り方がいいのか、どういう場所がいいのか、どういう複合施設みたいな方がいいのか、そういうことも含めて、その段階から検討したいなと思っています。場所も含めてです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 場所を含めて検討していただけるということで、今ある母子健康センターの場所だと、やはり一番大きいのが駐車場です。私も自分の子供をここに連れてきたときに、やはりなかなか駐車場が見つからないとか、雨だったら遠いところに停めて、本当に赤ん坊を抱えながら、もう第2子とか第3子だと上の子も連れてこなきゃいけなかったりとか、本当に大変なんですね。

なので、そののところもしっかりと駐車場というのは結構大事なので考えて、今後場所選定というのもしていくという理解でよろしいかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その辺もいろんな諸条件とかも含めて考えていくということになると思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、この件も学校再編のビジョンの件も、まだまだこれからというところもあります。しっかりと逍遙の町と同じようにならないように、議会のほうには事細かに何か動きがありましたら報告していただきながら、町民の声もしっかりと聞きながら、進めていってほしいと思い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時35分から再開いたします。

午後0時25分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。鈴木議員。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番鈴木恵子です。ただいま議長より許可を得ましたので、2点について伺いたいと思います。

第1問、学校給食費の無償化で子供の健やかな成長の保障をについて、第2問、町民の命を交通事故から守る施策を求める、以上2点を質問します。

第1問、令和5年の3月議会において七ヶ浜町議会の総意として、政府に対し学校給食の無償化を迅速に実施するよう求めました。学校給食費の無償化について、以下4点伺います。

1点目、町長は学校給食費無償化をどのように考えていますか。

2点目、食育基本法の視点から見ても、学校給食は国語や算数、体育と同じように心も体も豊かに成長発達するためには、欠かすことができない柱の1つになっています。食育基本法の基本理念を踏まえれば、学校給食費は無償の対象になるのではないかと、伺います。

3点目、学校給食法によると、第2条、第3条において、給食も教育の一環であることが明記されています。憲法で保障されている義務教育はこれを無償とするという範疇に、教科書代だけではなく、給食費も当然含まれると考えます。憲法26条は、義務教育はこれを無償にすると明記していることから、学校給食費を無償化すべきではないかと。

第4点目、物価高騰の影響で多くの保護者が苦しい状況に追い込まれています。先月9月22

日、町長に学校給食費無償化を求める署名を、第1次分500筆を提出しました。保護者は成長期の子供の毎日の食材を求めるのに、家計のやりくりが大変です。この町民の思いに応え給食費を無償化すべきでないか、伺います。

2点目もですね。2点目、自転車利用者にヘルメット購入補助をする考えはないか。

いいですか。交通事故から子供と高齢者をはじめとする高齢者の安全確保について、境山2丁目大木囲貝塚入口の交差点で数回の事故が起きていますが、その原因を踏まえた解決策は何か。

2点目、自転車利用者にヘルメット購入補助をする考えはないか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、学校給食の無償化で子供の健やかな成長の保障を、第2問、町民の命を交通事故から守る施策について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、6番、鈴木恵子議員の1問目の御質問、学校給食費の無償化で子供の健やかな成長の保障をの1点目、町長として学校給食無償化についての考えはどうかについてと、4点目の物価高騰の影響で、多くの保護者が苦しい状況に追い込まれている。9月22日、町に対して学校給食無償化を求める署名の第1次分500筆を提出した。この町民の思いに応え給食費を無償化すべきではないかについて、関連がありますのでまとめて御回答させていただきます。

学校給食費の無償化につきましては、これまでも子育て支援対策や少子化対策、定住化促進対策の一環として、幾度となく提案されてきておりますが、これまでの回答と同様、現段階では学校給食費の無償化までは財政的にも難しい状況であると考えております。

ただし、令和4年度においては、学校給食食材費高騰に対応するため、1食当たり21円分の給食費を補正予算に計上し、間接的に学校給食費の値上げ抑制を図り、今年度においても1食当たり40円分の食材費を当初予算に計上し、学校給食費の値上げ抑制を図っているところでもございます。

さらに、準要保護世帯の児童生徒に対しましては、これまでも就学援助費として給食費が全額補助されており、限定的ではありますが実質無償化が図られているところでもございます。

また、今年7月には宮城県町村会の政府要望の中で、全ての自治体において学校給食費の完全無償化に取り組めるよう、国において必要な財源を確保することとして、関係省庁に令和6年度政府予算編成並びに施策に関する要望書を提出しております。

今年9月には、仙台都市圏広域行政推進協議会からの国への要望でも学校給食費無償化に関する財政支援等について、東北地方整備局に要望書を提出している状況であります。

以上のことから、今後も国の財政支援等の動向を注視しながら、本町の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、食育基本法の基本理念を踏まえれば、学校給食費は無償の対象になるのではないかについてであります。食育基本法の基本理念の中では子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであると示されており、食育すなわち食に関する教育が生きる力や豊かな人間性を育む上での基礎となるもので、大変重要な役割を担っているということが明記されていると認識しております。

ただし、食に関する教育と学校給食費の無償化は、次元の異なるものではないかと考えておりますので、無償の対象にならないと認識しております。

次に、3点目の御質問、憲法第26条は義務教育はこれを無償にすると明記されていることから、学校給食費を無償化にすべきではないかについては、憲法第26条第2項には義務教育はこれを無償とすると明記されておりますが、設置者が学校給食費を保護者から徴収することは、義務教育無償の原則に反しないとの判例が示されております。

また、学校給食法第11条第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは学校設置者の負担とするとあり、第2項では第1項に規定する以外の経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

以上のことから、憲法第26条の規定と照らし合わせても無償化にすべきではないかということにはならないと認識しております。

以上を1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、町民の命を交通事故から守る施策をについてお答えいたします。

初めに、御質問の1点目、境山2丁目大木囲貝塚入口の交差点で数回の事故が起きている。その原因を踏まえた改善策についてお答えをさせていただきます。

御質問の交差点は、貞山橋から東宮臨海工業団地までの宮城県仙台塩釜港湾事務所管理の港湾道路と町道の交わる交差点で、令和5年7月19日に青信号の横断歩道を歩行中の高齢男性が、歴史資料館駐車場前の町道からこの交差点で右折し、港湾道路へ進入する車に衝突され、救急搬送された事案がございました。この事故の原因は、運転者の不注意であったと聞いておりま

す。この案件のような事故の情報が入手できるのはまれであり、警察案件となった場合は町のほうには情報が全く入っていないのが現状であります。

本年の前述の事故以外の原因が不明なため、御質問にあります原因を踏まえた改善策とはなりませんが、町管理の町道側に路面標示や看板を設置し、注意喚起を行うことは可能と考えられますので、検討してまいりたいと思います。

以上1点目の回答とします。

次に、御質問の2点目、自転車利用者にヘルメット購入補助をする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

議員も御存じのとおり、令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により、自転車利用者においてヘルメット着用が努力義務化されております。本町では、秋の交通安全県民総ぐるみ運動では、自転車利用者のヘルメット着用を重点項目とし、啓発用の横断幕も作成し、周知を図っております。

御質問のヘルメット購入補助につきましては、令和5年9月1日現在、県内35市町村のうち6市町で導入されているようでございますが、近隣二市三町につきましては導入されておりません。今後、二市三町で構成しております塩釜地区交通安全協会の中で情報を共有して、検討してまいりたいと考えております。

以上、鈴木恵子議員の一般質問への回答にさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 給食の無償化について、1点と4点目とダブるんですけども、宮城県内でも既に完全無償化が10自治体、一部無償化5自治体実施しております。

この9月議会で、町長も台所事情といういろいろやりくりをしているということが説明されました。そこで、令和4年2月に発表されました宮城県総務部市町村課が発行した目で見ると、市町村財政によると、地方公共団体の安定性を判断する指標の1つで、高いほど将来に対する蓄えがあることを示す積立金現在高比率ですね、それによると最も上位は100%以上のグループに入っているんですけども、市部では4支部、町村部では5自治体です。当七ヶ浜町は上位のグループに入っています。令和3年度も上位のグループに入っています。

この上位グループ自治体の中で、県内で無償化を実施しているのは市部では気仙沼市、東松島市です。町村部では、七ヶ宿、南三陸町、山元町が実施しています。次の下の80から100%未満のグループでは、町村部で5自治体あります。この中で、大郷町、大衡村、丸森町3自治体が学校給食無償化を実施しております。

七ヶ浜もぜひ町民の声に耳を傾け、何よりも七ヶ浜で育つ子供たちが豊かな人間性を育む生きる力を身につけるために、学校給食費無償化の実施に踏み切ってほしいと思いますが、行う考えはやはりありませんか、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） まず、財政調整基金といいますか、基金全体の考え方なんですけれども、基金の運用につきましては度々申し上げますけれども、その時々々の財政状況を勘案しながら取崩しや積立てを行っているというのが状況でございます。

要は、積立金、基金そのものをの目的といいますか、これから人口減少等で普通交付税の上積みが期待できないことや、それから町税の減収が見込まれるほか、施設の修繕等もあることから、基金の目的につきましては現在の行政サービスを今後も維持できるように目減りするであろう収入全体を補うための基金ということになりますんで、その目的、基金条例の第1条に沿った目的に沿ってそれぞれを調整しているということになりますんで、その辺は御理解願いたいと思います。基金の考え方につきましては。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 私のほうからは、健やかな子供の成長のためにというところでお話をします。

この2点目の答弁の中で、今町長さんが食に関する教育と無償化は次元が違うというふうにおっしゃいました。私も同感でございます。というのは、まず食育基本法そのものが農林水産省が平成17年につくったもので、第一次産業の支援策として食料自給率を上げる、国産の米、野菜、肉をどんどん買って、どんどん家庭で料理して、どんどん弁当に持たせて、子供たちの豊かな体をつくってほしいという農業政策の中に織り込まれた理念であって、これは幾つかの理念の1つの切取りである。でも、ここに書いてあることは私はそのとおりだと思います。

じゃあ、これを給食の無償化によって実現すべきなのかというと、私はそうは思っていないわけです。つまり子供の成長にとって、家庭教育のほうがいかに大切かは、もう私はここで鈴木議員さんのほうが恐らく分かっているんじゃないかと思います。

それから、保護者が今家庭教育力、家庭教育において、様々な困り感というか、困り感とは違うな。当事者意識、私がこの子供を育てたい、子供を育てることは私の喜びだ、こういう基本的にあったところが崩れています。

そうすると、私は健やかな子供を育てたいのであれば、1日275円の給食費を親の自覚として、働いているというプライドを親に持ってほしいなと思うんです。それは、1日1万円出せ

とかそういう極端な話ではなく、275円というお金を自分の血と汗の中で労働の中で、生み出し、そしてそのお金で子供に給食をちゃんと食べさせているという、この自覚の中に親としてのプライドと、それから子育てに対する構え、それが育まれるものだと思います。親にそれが造成されてくると、この子供の健やかな成長は比例すると考えています。

なので、私は教育の観点から、無償化の考えはありません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 了解というか、そうなんですねというところで承りました。ただ、毎日の日常生活の中で、ハウレンソウ1束が200円を下らないんですよ。いろいろ食材をバランスよくといっても、食材がもう高騰しているんですね。それを集めながら働いて、お店に行って、安いものを物色しながら帰って料理をする、そういう繰り返しの中で、保護者の方は大変な思いをしているということを御理解の上、考えてください。

では、2問目いいですか。それでは、2問目に移ります。

その1点目、大木囲貝塚入口の交差点は児童生徒の通学路にもなっています。先ほど説明がありましたけれども、高齢男性が結局入院治療を受けましたけれども、退院までには至らない、かないませんでした。ほかの男性も要害から登りの車と危なく接触するところだったということで、この交差点はヒヤリハットの交差点だというふうに言っています。また、運転する側からの話を聞くと、信号機があつて横断歩道があるのは分かっている。ゆっくりはするんですけども、横断者が見えづらいということも言っています。私自身も20年前ですけども、この交差点で横断歩道を横断中に事故に遭いました。

他の交差点のようというふうに思いますが、先ほどいろいろまた検討しますということなんですが、ぜひ早急に、子供が学童が事故に遭わないように、また死亡事故が起きないように、早急に対策を練っていただきたいと思います。いいですか。

○議長（安倍敏彦君） もう1回、質問形式に。何を聞きたいか。

○6番（鈴木恵子君） それで、大体どんなふうに動かれるんですか、そういう場合は、町の場合は。そこら辺具体的にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 御質問ありがとうございます。

具体的な動きということになりますけれども、まず現場確認して、塩釜警察署の交通課のほうに御相談をします。そちらのほうでどのような策があるかということで、相談しながら対策を練っていくということになります。

それとあと、もう一つは、地元の交通安全協会の方々からも意見も聞くようになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） よろしく早急をお願いします。

2点目の再質問です。自転車利用者のヘルメット着用状況ですけれども、9月21日の乗り出し作戦に参加して、7時から7時半までの時間に自転車走行者が8人で、ヘルメット着用はゼロでした。翌日、22日7時半から8時まで、これはホーマックのほうの角の交差点での自転車走行者は61名で、ヘルメット着用は6名でした。大体合わせると、着用率は8.7%になるかと思えます。

警視庁の発表によると、ヘルメットの着用率は全国平均13.5%、宮城県は10.8%となっています。また、自転車用のヘルメットをしていない人の致死率は、着用している人の約2.3倍とも言われています。

これは八王子市のあれなんですけれども、2,000円を限度に期限を決めて助成も行っています。ヘルメット助成に、自転車利用者にヘルメット購入助成をする考えはないか、伺います、もう一度。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ヘルメットの着用率につきましては、私たちも交通安全運動のときに確認をさせていただいております。一番がっくりくるのは七ヶ浜から出ていくほうがかぶっていないと、七ヶ浜に入ってくる方々はかぶっているという現状でございます。それはこちらのほうでも重々承知しているところでございます。

もう一つなんですけれども、なぜかぶらないか。高校生がほとんどなんです、町から出て行く場合、自転車に乗っている方。やっぱりヘアスタイルだそうです。髪型を気にしてかぶらないということだそうです。こちらはアンケートの調査の結果で出ていることでございます。

ただ、補助金につきましては、やはり二市三町そろってやりたいなという考えがございますので、もう少し検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分再開いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について伺います。

第1の質問は、気象変動と物価・エネルギー高騰から町民の暮らしを守る施策をについてであります。

長引く夏の猛暑と、物価エネルギー高騰が町民の生活に大きな影響を及ぼしております。4年に及ぶ新型コロナウイルス感染をはじめ、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策として、国は新型コロナ感染症対応地方臨時構成調整交付金、並びに電力・ガス・食料品等、物価高騰重点支援地方交付金等々を地方自治体に交付し、不十分ながらも住民の経済的困窮に寄与しております。

10月20日より開催される秋の臨時国会においても、何らかの経済支援施策を計画していることが報じられておりますが、国の施策を待つことなく町民の命と暮らし、なりわいを守るため電力・ガス・食料品等物価高騰を重点支援に準じた町独自の経済的支援を実施する考えはないか伺うものであります。

その1つ、水道基本料金を引き続き免除実施すること。2つ、農業・漁業者への資材、肥料高騰分の支援、3つ、中小企業事業者への原材料、資材、電気代等の支援、4つに、運送事業、ごみ収集事業等事業者への燃料代支援、5つ、低所得者、独り親世帯に電気代等の支援、6つ、生活保護世帯、高齢者世帯へのエアコン設置支援と電気代等の支援、これを実施する考えがないか伺うものであります。

第2は、汐見台団地内通路の植栽の剪定や周期的実施を求めるものであります。

近年、以下の通路内の植栽の剪定が行われず、大人の背丈ほどに生い茂っていることから、植栽及び樹木の剪定を行う考えはないか伺うものであります。

1か所目は、七十七銀行七ヶ浜支店、ヤマザワ汐見台店間から中央公園を経過して、経て、バス通りまでの南北通路の植栽選定であります。2か所目は、6丁目バス停から5丁目うぐい

す公園までの緑道の植栽、低木等の剪定の実施を求めるものであります。

第3の質問は、町民の選挙での投票率向上を図る施策について伺います。

各選挙での投票参加は、私たちの暮らしの向上と、政治に参加する大事な行動でもあります。さきの8月27日執行の町議会選挙では投票率が45.5%と、平成3年度以降の過去7回の同選挙の投票率より大きく後退していることから、以下の2点を伺うものであります。

1つは、町議会選挙の投票率が45.5%と低くなった要因はどこにあるのか。担当課としての考えを伺うものであります。2つは、今月20日執行される宮城県議会選挙が行われます。さきの町議会選挙の投票率を踏まえ、投票率の向上を図るための施策を担当課としてはどのように講じているのか伺うものであります。

以上、第1回目の質問として、町長等及び選挙管理委員会の説明を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、気象変動と物価・エネルギー高騰から町民の暮らしを守る施策を、第2問、汐見台団地内通路の植栽の剪定を、第3問、町民の選挙での投票率向上を図る施策を、について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、気象変動と物価エネルギー高騰から町民の暮らしを守る施策をについてお答えをさせていただきます。

夏の猛暑と物価・エネルギー高騰が町民の生活に大きな影響を及ぼしていることから、町民の命と暮らし、なりわいを守るため、電力・ガス・食料品等価格高騰を重点支援に準じた町独自の経済的支援を実施する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

今年度本町では、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する低所得世帯、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者、事業者の支援を目的とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、7事業、総事業費1億3,163万8,000円、8,917万1,000円の交付金を充当し、実施しております。

この7事業では、低所得世帯、家計急変世帯への給付金の支給や、水道基本料金の免除、子育て世帯に対する燃料券支給事業等を実施しており、これ以外でも低所得の子育て世帯には、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源とし、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行っております。

また、議員お示しの肥料価格高騰分や運送業者に対しては、宮城県において支援を実施している状況でございます。

物価高騰は、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界的に原材料価格が高騰し、エネルギ

一や食料品にも影響を受けているものであり、対策は国が中心となり行うべきものと考えております。

9月25日の岸田首相の記者会見では、経済対策として5つの柱を重視し、その1つに足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策が示されたところでありますので、今後も国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、汐見台団地内通路の植栽の剪定についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、七十七銀行七ヶ浜支店、ヤマザワ汐見台店の間から、中央公園を経てバス通りまでの南北道路と、2点目の御質問、6丁目バス停から5丁目うぐいす公園までの緑道について同様の回答となりますので、併せてお答えをさせていただきます。

御質問の現地を確認したところ、一部は中低木が生い茂っており、歩行者が緑道より町道へ出る際に見えにくく、支障を来していると感じてきました。緑道の管理は、公園も含めて各丁目ごとに住民皆様の御協力を得ながら管理しているところでありますので、区長さんとも協議しながら、剪定を検討してまいりたいと思います。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問につきましては、七ヶ浜町選挙管理委員会の範疇となりますので、町選管からの回答をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 選挙管理、事務局長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） それでは、3点目の御質問、町民の選挙での投票率向上を図る施策についてお答えいたします。

1点目の御質問、投票率が45.5%となった要因はどこにあったと考えているかにお答えいたします。

まず、歌川議員御指摘のとおり、8月27日執行の七ヶ浜町議会選挙議会議員一般選挙の投票率は45.52%でした。直近である平成27年執行の同選挙の投票率は57.95%であり、比較すると今回は12.43ポイントの減となりました。

投票率低下の要因ですが、今回の選挙、同日に執行された他の自治体においても、軒並み低下が見られるところです。以前から要因として言われているとおり、政治への関心の低下と、若者の選挙離れが取り上げられているところです。

特に、若者の選挙離れの意見としては、選挙に関心がない、どの候補者に投票したらいいか

分からない、自分が投票したところで変わらないなどが要因として挙げられております。これらのことは、全国的な調査によるものでありますが、七ヶ浜町においても同様の要因と考えております。

2点目の御質問、10月22日の宮城県議会議員選挙の投票率の向上を図るための施策を講じているのかをお答えいたします。

選挙管理委員会としましては、10月22日に向けて特別な活動ということではなく、これまで同様の啓発活動を継続していく考えであります。

具体例としましては、選挙時の啓発として、啓発チラシの全戸配布、選挙公報の配布、防災無線を利用した広報、広報紙、ラインでの周知などになります。また、常時の啓発としましては、成人式でのボールペン配布や、中学校の生徒会選挙における投票箱、記載台の貸出しによる選挙への関心を高めるなどを行っております。

今回の選挙や、宮城県議会議員選挙の結果、どの層がどのように影響しているかを分析し、啓発活動の在り方について考えてまいりたいと思います。

以上、歌川議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

第1問目のそれぞれ6件要求があります。

まず、水道料金の引き続く減免実施であります。これについては、8月から10月までの3か月ということであります。そしてこれについても国の交付金を利用して3分の2が自腹と、あとは残りは交付金ということであります。

そこで、1か月当たりの全世帯、または事業者に対する水道事業のうち1か月の減免金額は幾らなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） では、ただいまの質問についてお答えいたします。

はっきりとは出ていませんが、計算上1,300万程度としております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね。そうすると、例えばこの経済的困窮がしばらくは続くという状況があるのかなというふうに思います。それは、先ほども質問しました国の施策の臨時国会の中でも、新たな経済的支援を行うということでもありますから、今後もこういう状況が生ま

れてくると、継続するという状況であることは確定した、確定というかあるのかなというふうに思います。

そこで、この1か月当たりの減免金額1,300円、いいんだな、1,300万円、すみません。これを例えば今3か月やりましたけれども、6か月だと約7,900万、1年だと1億約6,000万ぐらいかかります。そこで、前者基金の話なんかもしましたけれども、水道事業会計においてもさきの4月の4年度の決算の中で、現金預金が16億3,300万円ほど、そして今回の5年度の事業計画の見込みでも令和4年度末で15億800万ほど預貯金があるということであります。

私、財政課長がそれぞれの目的で基金、預金があるということではありますが、財政調整基金というのは自由に使えるお金であります。それぞれの十何項目の目的用途に伴う基金というのはもう十分に預金されているので、こういう自由に使えるお金を当然その時々住民に還元するというのが、地方自治の仕事ではないかなというふうに思います。

そこで、今年度末でも保有されるこの金額から見れば、当面1年の1億約6,000万というのは、十分流用できるのではないかなというふうに思いますけれども、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） 議員さんの考え、いろいろな考えがあると思います。水道事業としましたら、現時点においてやはり管路更新の費用とか、あと人口減少に伴う給水収益の減少、そちらのほうに備えて安定経営に努めたいということでございます。

ただ、物価高騰の施策が国のほうで出そうだというようなところなので、その財源の見通しがついて、町でも様々な施策がある中で水道料金を減免するというようなところになればもちろんしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今後の施策等々については、水道事業会計の当然減債基金、借金の返済、そして建設改良基金、今回も積み増ししました。そういうところで、こういうお金そのものは町民から徴収した過大な水道料金の剰余金を積み増ししているわけですね。そして、その中で既に建設改良基金、減債基金があると。そして、水道会計でもと答弁で述べましたけれども、全て後年の水道事業における水道管の布設については100%起債が認められ、そしてその時々を使う方々で負担するというのが当然、地方職員の業務に携わる、業務の進め方であります。そして、この15億円、今年度末で発生する、これそのものは町の独自のお金じゃないんですよ。

繰り返します、町民から徴収した水道料金がほとんどですよね。だから、そういう点ではこういうものを現時点で困窮している利用者に還元する、これが当然の仕事ではないでしょうか。そういう立場に立って、検討する考えはないか伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、お答えいたします。

利用者に還元するというようなことでございますが、それについてはいろいろな考え方があ
ると思います。繰り返しになりますけれども、管路更新とか、給水収益の減少ということがあ
りますので、そちらに備えて安定経営を目指したいというふうに思いますので、どうぞ御理解
ください。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これ以上話しても平行線ですので、時間の無駄。

2点目の農業・漁業者への資材、肥料高騰分への支援ということで、インターネット等でも
調べたら、J A全農の昨年度のと現時点の肥料の金額、単価というのが約28%高騰している
んだそうです。これは複合肥料ですけどもね。そういうところを鑑みれば、やはりこういう
方々に対しても新たな施策として、地元の農業そして漁業者の営業を守るという立場からも、
町独自の施策というのは考える必要があるのではないかなということを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 御質問の農業・漁業者に対する支援でございますが、これまでそれ
ぞれの意見、状況を踏まえまして、2年3年と4年と続けてまいりました。今後も、まず肥料
につきましては、宮城県事業により今実施されております。この申請方法が秋肥分と春肥分と
いうことで種別が分かれておりまして、秋肥分については利用実態はないということで報告が
上がってきておりまして、5年春肥分については農業者の方が農協を通じて県のほうに申請を
いたしまして、これから支給になるということで伺っております。ですので、これは継続して
進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

3の電気代の支援であります。これも皆さんるる御存じかと思います。今年の6月から東北
電力平均25.47%の引上げということであります。これに対してもこの夏の猛暑の中で、住民
の方、暑い思いしてエアコンを止める家庭もいたかなというふうに思います。

そこで、今後の施策として、町独自での電気料金への、電気代への支援、考えないか伺うも

のであります。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 政府のほうでは、9月まで行っていた電気料への支援につきまして、12月までの延長を決めているところでございます。ですので、その状況も踏まえていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 5点目に移ります。

低所得者、独り親世帯への電気代等への支援ということであります。今回の決算の中で、町事業においても当然この燃料代、ガソリン等々の支出も生まれております。そこで、伺います。今回財政課の担当かと思えますけれども、令和4年度の町の燃料代上昇率、前年度比でどのぐらい上昇したのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 電気使用量とか、例えば灯油、重油の使用料については減ってきているんですが、上昇率について言いますと電気代相当であれば20%程度上昇しているということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね、例年と燃料代が約12%、電気代が18%という上昇であります。そういう町の事業の中でも、この町民のあとは国からの公費に基づいてやっているから、財政的負担はないんですよ。町民の方々は自分の生活の中でやりくりして、食費、食料品も上がった、何だかんだ上がった、給料上がらない、年金は下がるという状況の中でこういう方に対して当然町独自の施策というのを行うことが必要ではないかなというふうに思いますが、担当課としての考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 町長回答にもありましたとおり、物価高騰の要因については、そもそもですが、ロシアによるウクライナ侵攻ということで世界的に原材料が高騰しているというのが現状でありますんで、例えば1市町村単位が何らかの原因、起因があつてそういった影響を及ぼしているというのであれば話は別なんでしょうけれども、そもそも国レベル、世界的な話の部分で、町独自で施策を打ち出すというのは私はいかがなもんなのかなという考えはあります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

6点目、生活保護世帯、高齢者世帯へのエアコンの設置と電気代等の支援ということであります。今回御存じのように、生活保護世帯については今から6年前ですか、エアコンの設置については保護の対象になりましたけれども、それ以前に保護を受けていた方にはエアコンの設置というのは認められて、公費扱いでの設置は認めてられておりません。

そういう点では、ぜひ平成30年4月以前に受給されていた生活保護世帯に町独自のエアコンの設置等々、そしてこれらの方々に対する電気代の補助を新たに町独自で実施する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議員御承知のとおり、国の通知では保護開始時に持ち合わせがない場合に特別な事情のある場合には、エアコンの購入費用の助成を金額の範囲内で行っております。それ以前の方に関しましては、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくというような通知の内容になっております。

また、電気代等の支援につきましては、今後も国の制度等を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ちょっと余談になりますけれども、今30年以前に引き落としとした人は生活保護費からのやりくりで賄ってほしいという話がされました。そうすると、その方たちは例えば分割で購入した場合は、借金ということになりますけれども、そういうときの取扱は生活保護事業の中でどのようなになったのか、説明を求めたいと思います。ちょっと飛びましたけれども。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 国の通知によりますと、保護費のやりくりによって購入が困難な方の場合ですと、生活福祉資金等の貸付けを活用して購入していただくというような形で記載のほうはされております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのときはその貸付けについては収入に該当するのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 県のケースワーカーのお話ですと、そちらについては該当はし

ないというようなお話をいただいております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 全国的にもエアコンの設置については、やはり今回昨年度以降続くこの猛暑の中で、地方自治体の中で、独自にこの生活保護基準に見合った補助をやるような自治体も増えてきております。そういうことも踏まえて、町独自で30年、平成30年以前に対しての一定のエアコン設置に対する独自の補助する考えはないか改めて求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 結論から言うとなかなかちょっと難しいのかなという感じはありますけれども、御質問の高齢者の世帯へのエアコンの話なんです、今現在社協のほうとかで見守り活動とかいろんなことをやっていますけれども、そちらのほうからの報告書私のほうにも回ってきますけれども、現状その中の報告書によりますと、例えばエアコンがあってもつけていない御家庭がある。それから、あってもつけていない御家庭がある、自然の風がいいということでエアコンを設置していない高齢者の世帯も多々あるということは、報告書にも上がってきております。

要は何といいますか、実際にそういった声が、エアコン設置を補助してくださいという声があるなら話別なんです、今のところそういった声もありません。例えば今は逆手挙げ方式の要避難者名簿とかありますけれども、そちらのほうも各区長さんなり、その名簿の書換えのときに民生委員さんとかから意見を聞きますと、そういった声も特段ないということも聞いております。

よって、そういったことについてもう少し様子を見させていただいて、その状況を把握していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 生活保護世帯とか高齢者世帯の方がわざわざ言うような状況じゃないですよ。これは民生委員とか区長の方々が、行政側として手厚い保護する立場で相談に乗るのが基本じゃないでしょうかね。出しにくいですよ。そういうことを補助してほしいというそのものが、発想がやっぱり持てないですよ。そういう点では住民の健康または安否を、熱中症とか健康を阻害するような状況をつくらないためにも、ぜひ出前の対応をすることを求めて、2問目に移ります。

汐見台団地内の通路の植栽の剪定であります。担当課が見て回ったということでもあります。この二、三日、この南北線等々については、東西線あとは南北線についても除草についてはこ

の数日の間に実施されているので、足元はきれいになりました。

しかし、かくれんぼするような状況はいまだ続いております。これについてはくどくど言いませんけれども、ぜひ今後現状を確認していくんですけれども、そのとき答弁の中で区長と協議ということを言いました。これは当然通学路の状況にもなりますので、やっぱり通学路の交通安全プログラム、そういう団体と共有して、どこまで選定していいのかどうか、そういう取組をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） もちろん区長さんとどこまで切っていいかということだったり、その地区の交通安全プログラム、そういった部分でもありますから、その辺を協議しながら、剪定の場所とかそういったことを決めていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私3年前だかに、ここと汐見台3丁目と6丁目、1丁目、2丁目、3丁目汐見台小学校までの植栽の剪定について質問させていただきました。その当時の状況は、同じようにこんなひどい、ひどい状況でありました。

そして、現在がこういう状況になっています。これは、委託業者が刈ったんじゃなくて誰かがそれでも駄目だということで、かなり切っちゃったんですよ。ところが、3年たったらこのように芽が出てきているんですよ、葉が。汐見台の私の入り口にある六角形の花壇があるんですけれども、これについても同じ経過しておりますけれども、これについてもがつつり、私から見て、ああ切り過ぎたなあと思ったんですけれども、現在こういうところまで成長しているんですね。

そういう点を踏まえて、中途半端な切り方ではなく、周期的な剪定するかどうかも含めて、しないんだったら、それなりの5年か6年ぐらいもてるような植栽の剪定をやるような立場に入れないのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 現時点では、周期的な剪定ですかね、計画はちょっとないんですけれども、各年度ごとにおいて、今年度でしたら汐見台1丁目から7丁目まであるんですけれども、派遣の委託をかけて伐採だったり、通年にわたり汐見台地区のほうには手を入れて剪定をしている状況であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、これね後で持って上がりますから、このぐらいがつつり剪定し

ていただくことを求めて、次の質問に移ります。

3点目、今日早めに終わりますので、御期待していただければと思います。

3点目、町民の選挙での投票率をどう上げるのかということでもあります。当然政治離れ、若者の政治離れ、無関心、誰に入れていいか分からない、自分には関係ないという考え方であります。町としてはそれでいいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 町としても今回の投票率の低下に関しましては、正直驚いておったのも事実です。50%を割ったという事実は重く考えております。

ここで調べました総務省等の調査物を見ると、若者の中でやや投票率が、意識が高い者は実は子供の時代に大人と一緒に、親と一緒に投票所に行っているとか、あと親と政治の話を小さい頃からしているとかという家庭に対して、その経験のある子供が有権者になったときに、投票率がやや上がっているというようなこともちょっと調べて出てきましたもので、先ほど1回目の答弁でも申しましたとおり、いろいろなところを探りながら、投票率、特に若者ですね、こちらの投票率上がるような工夫、啓発方法を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町内での私先ほど、過去7回平成3年度からの状況をお話ししました。

その中で、各地区の投票状況について周知されていると思うんですけども、地域的な格差が生じている傾向があるんですけども、その特徴的なこの地域割りみたいなのがあるのであれば、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 歌川議員も恐らく私と今同じ資料をお持ちなのかなというふうには存じますが、確かに地区によって投票率にかなりのばらつきがございます。この投票率のばらつきの要因はと聞かれますと、なかなかちょっと分析が難しいところで、例えば1番高かった笹山地区なんかを見ると恐らくやはりパッケージ、地区のパッケージ的な問題で近いので、投票率は上がったのかなというふうに分析されますが、ほかの地区のばらつき、特に遠山とか、汐見台とか、比較的新しい団地のほうの投票率が落ちていると。あと旧来の地区のほうはやや平均より高めであるというところから、住んでいる方々の生活スタイルの違いがあるのかなというふうに分析せざるを得ないのかなと感じております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 同じ資料ではないんですけども、私が独自に作ったものでね。改めて

私こんなものですけれども、ところについては省かせていただきまして、そこで伺いたいのは、若者の政治離れということで、当然旧集落と新住民地域での格差というのが大体10%以上、10%から15%ぐらい開きがあります。

そこで、私は今話された若者の政治離れということでありますが、私は事務局等と同じように地区別は分かるんですけれども、年齢構成別の投票割合というのはちょっと周知できないんですね。それは、私は選挙管理委員じゃないので。

そこで、伺いたいのは先ほど言われた若者の政治離れというところでは、年代別の投票率が周知されているのか。そうであれば、大きく言って10代刻みで投票率について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 年代別の投票率になりますが、実は今まで統計とっていたことはなかったんですけれども、今回改めて町議選の結果をまとめさせていただきました。全世代言っていくとなかなか細かい数字になりますが、（「年代別だから違うよ」の声あり）これは5歳刻みで、（「もっと詳しく、いいね」の声あり）じゃあ、述べさせていただきます。

まず18から19、ここは5歳刻みというよりも20歳以下ということで35.63%。20から24歳、これが25.23%、20から24歳が25.23%。25から29歳こちらが19.97%。30から34が26.46%。35から39が35.74%。40から44が39.11%。45から49が40.91%。50から54が40.72%。55から59が45.55%。ここから平均値超えてきます。60から64歳、49.39%。65から69歳、60.68%、70から74ですね、63.88%。75から79歳、61.32%、80から84歳、54.00%、85から89歳、36.21%、90歳以上ということでまとめておりますが、ここが19.82%ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういう点では、2年前の衆議院の選挙でも大体平均的には50代、60代が投票率が高いということでもありますけれども、2年前のこの衆議院選挙上の投票率から見ても、約10%下がっているんですよ。やはりこれは単なる、言われた原因というのは政治離れ、若者の政治離れでありますけれども、何でこういう状況が生まれたのか。

要するに、選挙の仕組み、投票の在り方、広報の在り方が、あと選挙期間中の、あとは投票期間中、期日前投票とか、そういうところから見れば有権者に十分な、先ほども言われた誰に入れていいか分からない。もう期日前投票が開始されているのに、町の広報そのものが5日間という短い中で半ばに来る、そして期日前投票が2割とかそういう状況の中で、情報がいかないそういうところであると、やはり選挙そのものの在り方を町独自、選挙管理委員会として県と

か国に改善方法がないのかどうか。自分たちで関わって矛盾があるようなところというのは、具体的にどういうものがあるのかどうか。説明だけでなく、今までどおりやっていたんだというのであれば、それでいいですけども。改善点があるのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 改善点、問題点等々含めまして、ただいま御質問いただきました点につきましては、今議会においてただいまのような議員が質問がありましたということを選挙管理委員会に伝えまして、議論を進めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 当然七ヶ浜町長期総合計画、この中で一番最後の施策目標19に、みんなでまちづくりに参加し、ともに未来の七ヶ浜をつくっていかう。やっぱりこういうことを呼びかける相手は、80歳の人じゃないんですよ。70歳の人じゃないんですよ。二十歳とか30代とか、そういうこれからのまちをつくっていく人たちに呼びかける発信用語ですよ、であればやはりつくるといえるのは、政治に参加しなければ駄目なんです。

だから、そういう点での、やっぱり担当課としてこういう施策つくった中での一つ一つの選挙でここにいるような、ここにいらっしゃる議員を選ぶような、そういう町民をつくることによって、自分の経済的生活、命、暮らし、健康を守れるんだと、そういう立場で時々選挙に参加し、よりよい日本、県、町をつくるための努力をすることを強く、ちょっぴり強く要望して終わります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） これにて一般質問を終了いたします。

以上をもって、本定例会 9 月第 2 回会議に付議された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日10月 7 日から12月28日までの83日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日10月 7 日から12月28日までの83日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて、散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 5 6 分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年10月6日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員